

IV. 外部監査の結果

1. 指摘事項又は意見事項の一覧

No.1. 【指摘事項】キャッシュレス決済機器の不具合について	56
No.2. 【指摘事項】金庫内保管物の管理について	59
No.3. 【指摘事項】備品管理シールの貼り付け漏れについて	59
No.4. 【意見事項】金庫管理について	60
No.5. 【意見事項】個人情報の取扱いについて	61
No.6. 【指摘事項】有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」料金等の収入管理について ..	71
No.7. 【指摘事項】森林セラピー事業の正確な報告について	74
No.8. 【意見事項】森林セラピー事業の参加者数の低迷について	79
No.9. 【指摘事項】自主事業等に係る行為の許可の手続について	81
No.10. 【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について	84
No.11. 12. 13. 【指摘事項及び意見事項】電気設備改修について	89
No.14. 【意見事項】大型区画の有効活用について	97
No.15. 【意見事項】土地使用料及び共益費の徴収事務効率化について	99
No.16. 【意見事項】施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しについて	99
No.17. 【意見事項】生徒からの預り金の残高検証及び利息の取扱いについて	104
No.18. 【意見事項】遊休資産等の除却、整理について	107
No.19. 【意見事項】常例検査スケジュールについて	113
No.20. 【意見事項】常例検査の調書について	116
No.21. 【意見事項】森林組合に対する支援について	117
No.22. 【意見事項】基金繰越残高の計画的解消について	123
No.23. 【意見事項】森林整備現場見学会におけるアンケートの項目について	125
No.24. 【意見事項】協議会における総会の開催日、監事による監査報告日について	129
No.25. 【意見事項】緑化園の有効活用について	132
No.26. 【意見事項】緑の教室における利用料の導入について	134
No.27. 【意見事項】緑化相談において活用するIT媒体について	135
No.28. 【意見事項】「山梨県森林保全巡視事業実施規程」における部局長名について	152
No.29. 【意見事項】森林保全巡視指導員に対する報償金額の見直しの検討について	152
No.30. 【意見事項】貸付金による効果測定について	156
No.31. 【意見事項】貸付金の利息相当額について	161
No.32. 【意見事項】就労者の多様化する働き方に対応した奨励金について	164
No.33. 【意見事項】補助金の対象経費の明瞭化について	167

No.34. 【意見事項】直近年度実績に基づく予算策定について	169
No.35. 【意見事項】実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について	171
No.36. 【意見事項】労務費算定の合理的な計算方法に基づく報告について	173
No.37. 【意見事項】ツアー参加者について林業への就業状況等の事業成果の測定について	176
No.38. 【意見事項】将来施策に向けた応募事業者数低迷の原因分析について	181
No.39. 【意見事項】減額変更についての要因等の把握、記録について	187
No.40. 【指摘事項】新たな森林空間の活用事業費について	191
No.41. 【意見事項】保安林の指定について	198
No.42. 【意見事項】危険地区箇所情報のより積極的な情報開示について	205
No.43. 【意見事項】支出実態に即した事業費の使用について	210
No.44. 【意見事項】ナラ枯れ被害木のデータベース化について	213
No.45. 【意見事項】「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」における「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」の積極的な取扱いについて	218
No.46. 【指摘事項】随意契約締結に至るまでの適正な手続について	224
No.47. 【意見事項】分収林契約の変更契約未了の土地の取扱いについて	228
No.48. 【意見事項】一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について	233
No.49. 【意見事項】工事請負契約に係る当初設計の積算について	237
No.50. 【意見事項】工事請負契約における契約額変更のルールについて	239
No.51. 【意見事項】林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について	254
No.52. 【意見事項】経済情勢等に基づく共益費の見直しについて	262
No.53. 【意見事項】取締役会の承認決議について	263
No.54. 【意見事項】貸倒引当金の計上について	264
No.55. 【意見事項】役員報酬と給与手当の別段表記について	264
No.56. 【意見事項】支配比率に基づくカテゴリーについて	265
No.57. 【意見事項】固定資産の管理について	270

2. 総括的意見

本県は、県土の 77.8%を森林が占める全国でも有数の森林県であり、森林の県民の生活に与える影響は大きいものと言える。

「Ⅱ. 山梨県の森林の状況 2. 県内の林業の状況」に記載のとおり、木材として利用可能となる人工林が年々増加している状況にある一方で、林業に限ったことではないが、少子高齢化等の影響により、県内の林業就業者は長期的な減少傾向となっており、また就業者の高齢化も進んでいる。

林業従事者の所得水準の点では、林野庁のホームページによると、『林業従事者の年間平均給与は、平成 25 (2013) 年から平成 29 (2017) 年までで 38 万円 (12%) 上昇している。しかし、全産業平均に比べると、差は縮まったものの、90 万円程度低い。特に 30 代から 50 代にかけて全産業平均との差が大きく、定着率が下がる原因の一つと考えられる。』とされており、若年者層の未定着化が全国的にも課題となっている。(参考 1 参照)

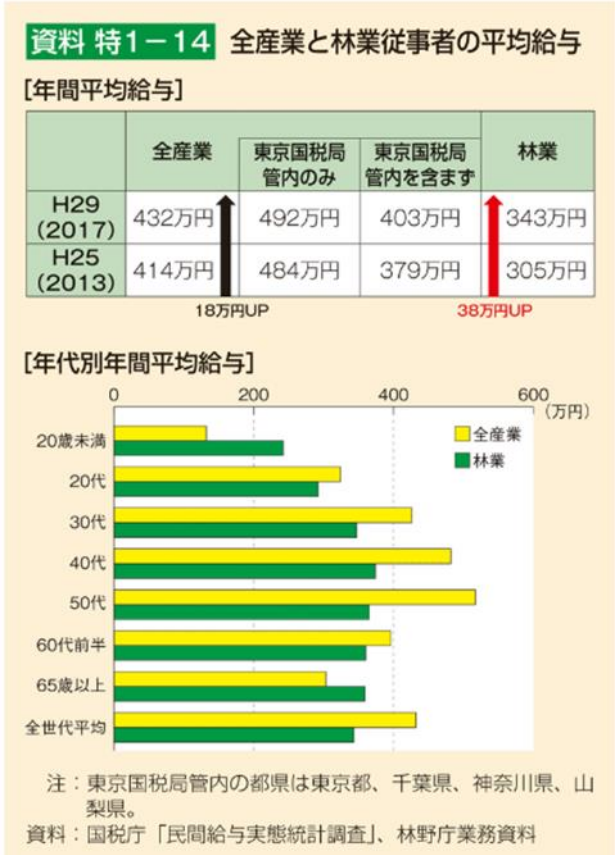
このような状況において、県は「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を令和 2 年 3 月（その後令和 4 年 1 月、令和 6 年 2 月に改訂）に策定し、同プランにおいて、森林の公益的機能の持続的な発揮とともに、林業の成長産業化の実現を基本方針に掲げている。

これを受け、長期的な定着率の向上を図る上で、林業の収益性向上や従事者のキャリアアップの仕組みづくりが課題であるとしている。そこで同プランにおいては、ICT を活用した低コストで効率的な林業施策を行うスマート林業（参考 2 参照）の定着や、人工林資源が充実した区域への重点的な路網整備等を通じた施設の集約化、高度な技術や知識を持つ林業就業者の育成等により、林業の生産性の更なる向上を目指すとともに、FSC 認証材製品をはじめとした県産木材製品が安定的に供給されることや、東京圏などへの新たな販路の確立、公共建築物等への積極的な木材利用等による需要拡大を図っている。これにより、新たな雇用の創出や林業就業者の所得向上など、林業が魅力ある産業となることを目標としている。

我が国はこれから少子高齢化が進み、その傾向は本県をはじめとする地方に顕著であると考えられる。近い将来、労働人材不足が懸念される中で、林業就業者の拡大維持が肝要と考えられる。他の産業ではなく、林業への就業を選択してもらうためにも、県としても引き続き ICT を活用したスマート林業の推進や県産材の需要拡大等の施策等、更なる生産性の向上や林業就業者の所得向上を実現していき、魅力ある山梨の林業の実現に向けた施策を引き続き実行していただきたいと思う。

余談ではあるが、今回の監査において、農林大学校森林学科の富士川キャンパスの現場観察を行った。そこで、実習現場を拝見する機会があり、多数の生徒が指導教官のもとチェーンソー等の器具の実習をしていた。一所懸命でひたむきな若者の姿を見て、私も一県民として山梨県の森林及び林業について関心を持つとともに、応援していきたいと考えた次第である。

(参考 1)



(出典：林野庁ホームページより)

(参考 2)

【スマート林業のイメージ】



(県総合計画推進会議 農林業分科会作成)

(出典：やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン)

3. 各論としての外部監査結果

3.1. 施設及び出先機関等の監査

(往査対象施設及び出先機関の所在位置)



No.	施設/出先機関
①	金川の森
②	武田の杜
③	清里の森
④	農林大学校（富士川キャンパス）
⑤	森林総合研究所

3.1.1. 山梨県森林公園金川の森

【施設の概要等】

・概要総括

所在地	笛吹市一宮町国分1162-1
設置年月日	平成8年5月30日
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県都市公園条例
設置目的	金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を将来にわたり保存し、保安林機能の増進を図るとともに県民の保健休養の場として活用するため設置する。
主な業務の内容	(1)施設等の維持保全に関する業務 (2)有料公園施設の利用の承認に関する業務 (3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 (4)交通安全に関する講習会の実施に関する業務
主な施設内容 (定員等)	○公園面積 36.2ha ○施設の内容 ・どんぐりの森 10.9ha (管理事務所、サイクルステーション、トイレ、遊具施設、経塚古墳、ターゲットハートゴルフ場、森のせせらぎ、峯望池等) ・スポーツの森 11.3ha (サイクルステーション、乗り物広場、トイレ、ターゲットハートゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設等) ・さくらの森 2.7ha (さくら堤、花見台、トイレ等) ・ふれあいの森 3.7ha (芝生広場、トイレ等) ・かぶとむしの森 5.3ha (ハートデッキ、遊具施設、野鳥のせせらぎ、カートボール場、いきもの観察施設、トイレ等) ・こもれびの森 2.3ha (ドックラン、水飲み等)
備考 (改築工事等の状況、 一括管理施設等)	・金川の森屋外トイレ新設工事 13,036,100円 R3.3.31～R3.9.30 ・金川の森休憩舎改築工事 31,023,300円 R5.7.18～R6.2.28

(出典：指定管理者概要説明書から抜粋)

・施設の概要

山梨県森林公園金川の森（以下「金川の森」という。）は、6つの森（下記参照）からなり、ほぼ36haの広さを持つ、山国の山梨には珍しい平地林にある森林公園である。現在この森には、300種類を超える植物が生育し、70種類近くの野鳥が確認されている。また、キツネ、モグラ、ネズミなどの小動物や昆虫も棲む自然豊かな公園である。

〈6つの森の紹介〉

- どんぐりの森 : インフォメーションセンターとしての機能を持つ、金川の森サービスセンター（管理事務所）がある。
- さくらの森 : 数十種類のサクラが植栽されている。
- ふれあいの森 : 芝生の広場があり、心と体をリフレッシュさせてくれる。
- かぶとむしの森 : 昆虫観察施設もあり、カブトムシや水辺の昆虫、小鳥など、生き物の観察を楽しめる森。
- スポーツの森 : 乗り物広場内のサイクルステーションでは自転車を借りることができる。
- こもれびの森 : ノーリードで愛犬を遊ばせることができるドッグランがある森。

〈園内マップ〉



(出典：山梨県森林公園金川の森 HP より抜粋)

・ 指定管理の状況

a. 指定管理者について

指定管理者は cowshi 金川の森パートナーズである。cowshi 金川の森パートナーズは、一般社団法人山梨県木材協会を代表団体として 3 つの企業（株式会社七保、株式会社馬場設計及び株式会社富士植木）で構成されている。

基本方針は以下のとおり掲げている。

基本方針について

山梨県森林公園金川の森の設置目的は、金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を中心とした森林を将来にわたって保全し、保安林機能の増進を図るとともに、県民の保健休養の場として活用することです。

cowshi 金川の森パートナーズは指定管理者として地域を一番に考え、上記の目的を効果的に達成します。そのためには、森林の歴史とその存在を後世に引き継ぐことが最も重要であると考え、以下のコンセプトを定めました。

金川の森の周辺に住まう人々を中心として、防災機能をはじめとする多面的な森林の機能を高めることにより地域の防災と活性化に寄与し財産として次の世代へと引き継ぎます。

～ ふるさとの森と歴史の未来へ ～

● 基本方針 1

人間と森林の相互関係に重点を置いた、公園の維持と利活用を行います。

金川沿いにある河畔林は、金川扇状地が明治 40 年に起きた金川の氾濫で甚大な被害を受けたことから、明治以前から存在した河畔林に加え、地域住民や山梨県が水害防備林や霞堤などを整備してきた地域です。

上記のように、金川の森は地域の人々との関わりの深い歴史をもっており、将来にわたり地域住民と関わり続ける存在であると考えます。

このような観点から、cowshi 金川の森パートナーズは人間による森林利用の歴史及び地域的特性を通じて人間と森林の相互関係を重点に置いた、公園の維持管理及び利活用を行います。

● 基本方針 2

広域的で多様な事業を展開し、山梨県で一番美しい森に育てます。

金川の森は、中央道一宮御坂 IC、石和温泉郷の至近距離にあり、また峡東果樹地帯の中心に位置しており、観光面で大きなポテンシャルを持った場所です。

このため、公園区域のみの維持管理、利活用のみならず、峡東地域全体の「にぎわい・ふれあい」の拠点を創出するため、地元にある観光、医療福祉、農林業関係団体及び教育機関等と連携した広域的で多様な事業展開を行います。

(出典：令和5年度山梨県森林公園金川の森 業務計画書)

上記の基本方針のもと、cowshi 金川の森パートナーズは様々な取組を行っており、金川の森の利用者の利用満足度は非常に高いものとなっている。

〔参考情報〕 利用状況、利用者満足度の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
利 用 実 績	266,812人	249,762人	286,143人	297,750人	295,100人	
利 用 者 満 足 度	◎	◎	◎	◎	◎	「満足」又は「どちらかといえば満足」の合計 ◎:80%以上 ○:60%以上80%未満 △:60%未満

(出典：指定管理施設概要説明書から抜粋)

b. 指定管理業務の概要

山梨県と cowshi 金川の森パートナーズが締結した基本協定書に従い、以下の管理業務を cowshi 金川の森パートナーズが実施する。

- (1) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (2) 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- (3) 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- (4) 交通安全に関する講習会の実施に関する業務
- (5) その他山梨県が必要と認める業務

(出典：山梨県森林公園金川の森の管理に関する基本協定書)

また、以下の条項に従って、自主事業も運営している。

山梨県森林公園金川の森の管理に関する基本協定書（令和 5 年 3 月 8 日締結）
（一部抜粋）

山梨県（以下「甲」という。）と cowshi 金川の森パートナーズ（以下「乙」という。）とは、山梨県森林公園金川の森（以下「金川の森」という。）の管理業務に関し次のとおり基本協定を締結する。

（自主事業）

第 4 条 乙は、金川の森の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、乙の責任と費用により実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

c. 指定管理業務の経理の状況

指定管理施設の管理業務・経理状況説明書

指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	A 収入額計	80,929,311	77,887,116	77,576,307	78,820,130	80,568,359
	施設利用料	4,889,900	4,416,640	5,732,990	5,761,350	4,802,310
	指定管理委託料	73,469,000	71,207,096	69,316,000	70,198,000	72,481,424
	追加委託料(感染症)	133,705				
	自動販売機収入	2,220,056	2,206,620	2,442,667	2,736,280	2,757,465
	その他	216,650	56,760	84,650	124,500	527,160
支 出	B 支出額計	79,313,201	73,018,116	72,852,196	73,956,818	78,382,604
	人件費	31,518,724	35,786,589	36,533,626	37,287,342	39,027,024
	消耗品費	553,610	414,457	404,928	388,401	408,852
	印刷製本費	107,836	7,142	24,265	38,650	46,875
	光熱水費	6,881,809	6,655,969	6,358,629	7,103,098	7,076,946
	通信運搬費	272,203	268,597	310,422	337,553	316,610
	広告費	868,421	255,300	265,200	298,100	265,200
	備品購入費	910,175	3,270			29,800
	使用料・賃借料	626,261	682,240	666,590	821,313	440,702
	燃料費	344,580	329,163	348,204	320,591	335,481
	修繕費	2,964,449	2,912,328	3,022,695	1,460,784	2,047,149
	原材料費	3,566,273				
	事務経費	1,289,512				
	租税公課費	111,583	48,100	36,000	5,000	4,361,457
	植栽管理費	11,392,600	8,366,090	6,791,558	7,284,596	5,100,262
	駐車場管理費	1,130,813	99,000	178,200	407,000	403,600
	主催事業運営費	915,559	3,510,082	3,619,210	4,146,552	4,822,302
	その他	1,000,406	927,401	866,962	1,015,650	1,016,337
	外部委託費	14,858,387	12,752,388	13,425,707	13,042,188	12,684,007
	警備業務費	341,938	316,800	316,800	316,800	316,800
	自転車管理費	6,971,096	18,770			
	清掃業務	4,464,089	4,053,915	4,035,753	4,012,891	4,296,808
	設備保守管理費	3,077,707	2,903,806	3,489,067	3,510,056	2,846,096
	自然環境プログラム運営費		5,459,097	5,584,087	5,202,441	5,224,303
	その他	3,557				
	外部委託比率	18.7%	17.5%	18.4%	17.6%	16.2%
	県への納付金					
収 支 差 額 (A - B)		1,616,110	4,869,000	4,724,111	4,863,312	2,185,755
一人当たり指定管理者委託料*		275.4	285.1	242.2	235.8	245.6

* 指定管理者委託料÷利用者数(単位:円)

(参考)自主事業に係る収支状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
C 収入額計	836,900	815,510	735,810	2,894,615	3,733,911
D 支出額計	239,405	223,741	344,614	2,671,266	1,436,379
収 支 差 額 (C - D)	597,495	591,769	391,196	223,349	2,297,532

(出典：指定管理施設の管理業務・経理状況説明書から抜粋)

d. 指定管理業務の自主事業

	事業名	対象者	実施場所
1	健幸エクササイズ	一般利用者	公園全体
2	福祉用自転車	一般利用者	どんぐりの森
3	金川フォレストフェリーチェ	一般利用者	どんぐりの森
4	木工クラフトフェア／ミニログフェア	一般利用者	どんぐりの森
5	ケータリングカー	一般利用者	どんぐりの森
6	雑貨品などの物品販売	一般利用者	どんぐりの森
7	ゲーム型発電式フィットネスマシーン	一般利用者	サービスセンター
8	地元農家との連携した果実等販売	一般利用者	どんぐりの森
9	BBQサイト	一般利用者	どんぐりの森
10	鯉の餌販売	一般利用者	どんぐりの森

【実施した監査手続】

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧及び各施設の観察
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.1. 【指摘事項】キャッシュレス決済機器の不具合について

キャッシュレス決済機器の一部に不具合があり、利用者がキャッシュレス決済を実施できない状況にあった。利用者の便宜の点、また、山梨県森林公園金川の森管理運営業務仕様書上、キャッシュレス決済の導入が求められていることから直ちに利用できる状況にするべきである。

(現状)

山梨県森林公園金川の森管理運営業務仕様書内、3 施設全般に関する業務等 (11) 利用者サービスの向上の記載に従って、指定管理者はキャッシュレス決済を導入しているが、一部のキャッシュレス決済機器について、監査人が現地に訪問した時点においては不具合があった。具体的にはスポーツの森にあるレンタルサイクルのチケット購入機器において、キャッシュレス決済が利用不能となっていた。当該事象について経緯と現状を含めて担当者に質問をしたところ以下の回答を得た。

(担当者からの回答)

○令和 6 年 1 月より自転車利用券販売機（以下「券売機」という。）のキャッシュレス決済の利用を開始。キャッシュレス決済機能について、スポーツの森サイクルステーション券売機 2 号機とカート場 3 号機の 2 台の通信状況が良好な時と使えない場合が時々発生し、利用者に迷惑がかかるため令和 6 年 8 月頃よりキャッシュレス決済のみ利用を停止

○令和 6 年 9 月 20 日、券売機の保守会社に券売機の状況を説明し調査を依頼

○令和 6 年 9 月 26 日、通信状況が時々悪くなる事が判明したため、アンテナの位置を変更し、通常の利用が可能となる

なお、現在、券売機（3 台）のキャッシュレス決済機能は全て利用可能な状態となっていることを付記しておく。

(参考：監査人現場観察時点のキャッシュレス決済機器の状況)



(問題点及び改善策)

問題となる点は、監査人が現地に訪問した時点において、施設内のキャッシュレス決済機器の一部に不具合があり、当該機器については、施設利用者がキャッシュレス決済を実施できない状況にあった点である。施設利用者の便宜の観点、また、「山梨県森林公園金川の森管理運営業務仕様書」において、指定管理者はキャッシュレス決済の導入が求められていることから、その状況は問題となる状況である。

そこで、当該のキャッシュレス決済機器について、直ちに不具合を解消し、施設利用者がキャッシュレス決済を利用できる状況にすることを要望する。また、今後仮にキャッシュレス決済機器に不具合が生じた場合についても、迅速に不具合を解消することも併せて要望する。

なお、現在においては施設内の全てのキャッシュレス決済機器は正常に機能しており、上記の問題点は解消している状況であることを付記する。

No.2. 【指摘事項】金庫内保管物の管理について

金庫内で他社や他団体の貴重品を預かることは避けるべきである。

（現状）

施設内の金庫に、本来指定管理者が管理すべきではない、他団体の現金があった。物品販売に関わる団体やイベント実施団体等の現金であり、一時的な保管を行っていた。保管金額は常時数千円ほどである。

（問題点及び改善策）

保管者である指定管理者に寄託責任が生じることから（民法第 659 条）、本来管理すべきものの以外他者の貴重品を預かるべきではない。また、預かっているものが現金であり、指定管理者の保管する現金との混同リスクもあることから、他者の現金は預かるべきではない。

保管されている現金は僅少な金額であり、その点リスクも大きくないと考えることもできるが、やむを得ず預かる場合も早期に返還するなど、リスクの最小化を極力図るべきであると考ええる。

No.3. 【指摘事項】備品管理シールの貼り付け漏れについて

レンタルサイクルサービスに利用する貸し出し用自転車の一部に、備品管理シールの貼付がないものが複数台あった。ルールに準じてシールの貼り付けを行うべきである。

（現状）

スポーツの森やどんぐりの森にあるサイクルステーション内の貸し出し用自転車の一部に、備品管理シールの貼り付けがないものがあった。担当者に質問をしたところ、自転車の利用過程において、擦れたり雨風にさらされた影響により、当初貼り付けがあった備品管理シールが剥がれてしまっているとのことであった。

なお、現状、指定管理者が独自に設定した「備品分類番号」を車体に直接記載したり、プレートを付したりすることで保管自転車の識別を行っている。

(問題点及び改善策)

現状の県の定める備品管理ルールを確認すると、以下のとおりとなっている。

「備品には、全て所属名及び品名を金属札、紙札、焼印、彫刻その他便宜な方法で表示しなければならない。」(山梨県財務規則 第 162 条参照)

「備品については、原則として、県有備品である旨の表示を行い、帳簿と現物の合致を促進することとしている。物品管理システムから備品表示シールを打出し各備品に貼付すること。」(物品管理・調達事務ガイドブック 第 2 編 物品の管理 第 2 章 物品管理の仕組み 6 備品の表示参照)

これらのルールに現状を当てはめると、備品管理シールの貼付がない状況での貸し出し用自転車の管理は、ルールを逸脱している状況であり、あるべき状況ではない。そこで、この状況の改善点として以下を要望する。

- ・現時点において備品管理シールが貼付されていない貸し出し用自転車については、備品管理シールを貼付すること。

- ・定期的に備品管理シール貼付状況の確認を行い、剥がれてしまっている状況等を確認した場合は速やかに新たなシールを貼付するルールを構築すること。

利用方法の性質上、貸し出し用自転車のシールはある程度はがれてしまうことは避けられないので、剥がれてしまった後の対応をルール化してもらいたい。

No.4. 【意見事項】金庫管理について

施設内の金庫の開錠が比較的広く認められている状況である。実務上の便宜とリスクとのバランスを鑑みた上で、例えば金庫の開錠簿等を整備するなど一定の統制体制は整備すべきである。

(現状)

実質的に施設内で勤務する職員の多くが、施設内の金庫の開錠が可能な状況となっている。多額ではないが、一定程度の現金が金庫内には保管されている状況である。

(問題点及び改善策)

多くの職員が施設内の金庫を開錠することができる状況は問題となる可能性がある。例えば、現金が何らかの事情で紛失した場合等に、金庫の開錠をできる職員があらぬ疑いをかけられるリスクも発生してしまう。また、責任の所在が不明確になり、金庫管理の緊張感が薄れる恐れもある。このようなリスクを避けるためにも、金庫の開錠権限をある程度の役職者に絞るなどの対応を検討することが望ましいが、休日出勤等もある現状の人員体制の状況で開錠権限者を一定の役職者に制限した場合、配員増加などの人員体制の見直しが避けられず大幅なコストアップが懸念されること、また、事務所で取り扱う現金は当日締める職員が決まっており、翌日には本部で確認することとなっていることから責任体制が明確であり補完統制が存在していることから、例えば金庫の開錠簿等を整備するなどにより、事後的に開錠者を特定でき、さらに開錠簿の整備により金庫を取扱う職員への一定の牽制機能が期待できることから、このような代替的な施策も一考であるものと思料する。

もっとも、現状の金庫内の現金は多額とは言えないが、今後現金の取扱高が増加した場合や現金（現金同等物含む。）の事故が発生した場合には、統制機能がより強い、先述した金庫の開錠権限の絞り込みを検討すべきものとする。

No.5. 【意見事項】個人情報の取扱いについて

より適切な個人情報の管理という観点から、鍵や文書の使用履歴を管理簿などにより把握するといった運用を採用することが有用と考えられる。

保有個人情報の保管・廃棄についてのマニュアルについて、必要に応じて実際の保管期間に即した見直し要否の検討が必要と考えられる。

金川の森の個人情報の保護に関する要綱に基づき、特定個人情報取扱いに関する規程を整備するか、必要性がないということであれば、第 13 条の削除を検討してもよいと考える。

(現状)

1 法令等の規範

(1) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）

※第 66 条 （安全管理措置）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

- (2) 個人情報保護法第 66 条に基づき定められた「山梨県森林公園金川の森の個人情報の保護に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日制定）」
- (3) 指定管理者が策定している「個人情報保護マニュアル」

2 運用状況

(1) 金川の森にて保有している個人情報

金川の森が保有している個人情報は、有料の施設等（バーベキュー場、レンタルグッズ、ターゲットバードゴルフ、自転車等）の利用を希望する個人から提出される利用申込書記載事項がある。

(2) 保有している個人情報の管理状況

上記利用申込書等の文書類に関しては、①管理事務所内にある、鍵付の部屋内のキャビネット内（一部鍵付き）に保管されているもの、②スポーツの森にあるサイクルステーション内に保管されているものがある。ただし、②については、当日の申込分のみである（利用時間終了後に管理事務所へ申込書を移送している）。

デジタルデータとしての個人情報は、保有していない。

保管期間に関して、利用申込書は会計証憑としての役割があるものとして取り扱っているため、最低 7 年以上の保管をしている。

(3) 役職員に対する研修の実施

役職員に対し、「山梨県森林公園金川の森の個人情報の保護に関する要綱」第 13 条に基づく研修として、総務省作成の冊子「個人情報保護法」を配布し、内容確認の報告をさせている。

（問題点及び改善策）

1 保有個人情報の管理について

金川の森が保有している個人情報の管理については、概ね要綱などに従って適切に行われていた。

しかし、以下の運用を採用することにより、一層個人情報保護のレベルが上がることから、改善意見を記載する。

利用申込書が保管されているキャビネットは、鍵付の室内に設置されているが、同室の鍵や文書の使用履歴の把握がなされていなかった。同室の鍵は、事務所内の複数の役職員が保有しているため、利用申込書等を業務で使用した場合、いつ・誰が・何の個人情報記載書類をキャビネットから取り出したか把握できない状況となっている。

そのため、より適切な個人情報の管理という観点からすれば、鍵や文書の使用履歴を管理簿などにより把握するといった運用を採用することが有用と考えられるので、検討されたい。

2 保有個人情報の保管・廃棄について

利用申込書は会計証憑としての役割があるものとして取り扱っているため、最低7年以上の保管をしている。

この点、個人情報の性質上、保有個人情報の内、不要となったものについては、速やかに消去・廃棄をすべきであり、不必要に長期間保有すべきではないものの、会計証憑としての保管の必要性があることからすれば、最低7年の保管とすることは問題ないと思われる。

ただし、指定管理者が作成している「個人情報保護マニュアル」には、「保管期間は利用終了後1年間とし」と規定されており、この点に齟齬が生じている。

そのため、保管期間に関して混乱が生じないよう各規定を整理し、場合によっては個人情報の保管・廃棄についてマニュアルを制定することが有用と考えられるので、検討されたい。

3 特定個人情報取扱規程について

「山梨県森林公園金川の森の個人情報の保護に関する要綱（令和5年4月1日制定）」第13条は「特定個人情報の取扱いにあつては、番号法及びこの要領に定めのあるもののほか、指定管理者が別に定めるものとする。」と規定されている。しかし、特定個人情報の取扱いに関する別の定めは存在していなかった。

現状、金川の森において、特定個人情報を取り扱っておらず、また今後も取扱いの予定はないとのことから、特定個人情報の取扱いに関する規程はなくて

も大きな問題はないと思われるが、要綱第 13 条に「別に定めるものとする。」とある以上、規程を整備しておくべきと思われる。もしくは、特定個人情報取扱いに関する規程を整備する必要性がないということであれば、第 13 条の削除を検討してもよいと考える。

3.1.2. 山梨県立武田の杜保健休養林

【施設の概要等】

① 山梨県立武田の杜保健休養林の概要

山梨県立武田の杜保健休養林（以下「武田の杜」という。）は、青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため、設置されたものである（山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（以下「武田の杜設置・管理条例」という。）第1条参照）。

県は武田の杜について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成18年度から、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせている（同条例第4条）。

② 武田の杜の指定管理の概要

ア. 指定管理者の推移

【指定管理者の推移】

（単位：円）

指定管理者名	県出資	指定期間	指定管理料
(財)山梨県林業公社	有	H18.4.1～H21.3.31:3年	130,720,000
(公財)山梨県林業公社	有	H21.4.1～H26.3.31:5年	217,278,000
山梨県造園建設業協同組合	無	H26.4.1～H31.3.31:5年	207,542,000
山梨県造園建設業協同組合	無	H31.4.1～R5.3.31:4年	169,598,555
山梨県造園建設業協同組合	無	R5.4.1～R9.3.31:4年	180,924,000

イ. 施設概要

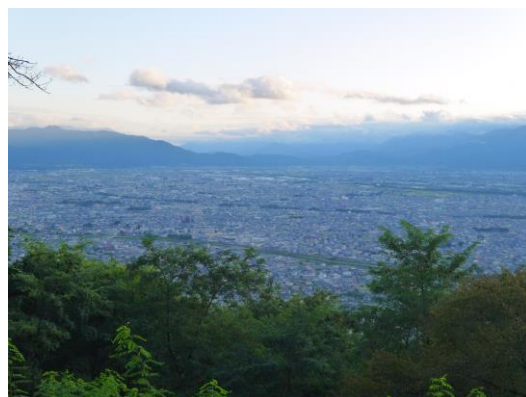
〔武田の杜の施設概要〕

所在地	甲府市山宮町片山 3371 他
設置年月日	昭和 54 年 3 月 14 日
設置根拠	山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例
設置目的	青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため設置する。
主要施設内容	○面積：2,500ha ○施設の内容 ❶ 健康の森 i サービスセンター：352 m² ii 森林学習展示館：88 m² iii 展望休憩室：15 m² iv キャンプ場ログキャビン：3 棟 v 癒しの小径：10.9 km 等 ❷ 樹木見本園 i 休憩舎：34 m² 等 ❸ 幹線遊歩道 i 遊歩道：23.6 m² ii 展望休憩舎：4 棟 等 ❹ 鳥獣センター i 管理棟：369 m² ii 展示館：210 m² 等
主要業務内容	i キャンプ場の利用の承認に関する業務 ii 施設及び設備器具の維持保全に関する業務 iii 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 iv 鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務 v 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務 vi 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

〔健康の森 サービスセンター〕



〔サービスセンターからの眺め〕



〔森林学習展示館〕



〔展望休憩室〕



〔展望休憩室の内部〕



〔展望休憩室からの眺め〕



[ログキャビンのひとつ]



[ログキャビン2階からの眺め]



[キャンプ場：バーベキュー施設]



[キャンプ場：ドラム缶風呂]



ウ. 指定管理業務に係る収支状況

[指定管理業務に係る収支の推移]

(単位：円)

区分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収入合計	43,720,269	44,661,280	42,774,403	44,607,606	44,988,649
支出合計	43,492,925	44,372,094	42,196,587	43,246,056	42,976,371
収支差額	227,344	289,186	577,816	1,361,550	2,012,278

エ. 指定管理業務の中で実施している自主事業に係る収支状況

[自主事業に係る収支の推移]

(単位:円)

区分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収入合計	66,130	-	500,000	550,000	780,170
支出合計	555,341	-	506,792	556,536	784,930
収支差額	△489,211	-	△6,792	△6,536	△4,760

オ. 施設利用状況

[施設利用者数の推移]

区 分	R 元	R2	R3	R4	R5
利用者実績 (人)	93,927	49,144	55,813	66,148	69,179
目標値 (人)	100,600	100,600	101,600	102,600	56,860
実績/目標割合 (%)	93.4	48.9	54.9	64.5	121.7
1日当たり実績 (人/日)	297	157	179	211	218

カ. 利用者満足度

[利用者満足度]

(単位:%)

区 分	満 足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不 満
① 開園日・開園時間	87.1	9.7	3.2	0
② 料金設定	81.0	18.0	1.0	0
③ 申込方法	74.0	22.2	3.4	0.4
④ 整備・施設状況	84.2	15.8	0	0
⑤ プログラムの内容	94.4	5.0	0.6	0
⑥ スタッフの対応	85.7	12.5	1.2	0.6
⑦ 森林学習展示館の内容	75.4	21.1	3.5	0
⑧ 施設全体の満足度	81.3	18.3	0	0.4

③ 指定管理者による管理体制について

【指定管理者による管理体制】

ア	所長	： 1 人
イ	会計担当課	
	課長	： 1 人
ウ	保健休養林課	
	課長	： 1 人
	一般職	： 2 人
エ	鳥獣普及推進課	
	課長	： 1 人
	一般職	： 4 人
	非常勤職員	： 1 人
	合計	： 11 人

④ 武田の杜での行為の許可等の実績について

武田の杜設置・管理条例第 18 条等に基づき、有料公園施設を除く武田の杜での所定の行為に対して、申請に基づき許可を与えることとなっている。武田の杜の当該行為の許可について、令和 5 年度では 4 件の「行為の許可」があったことを確認した。

【実施した監査手続】

- ① 山梨県が実施する指定管理者制度に係る制度構築状況について、行政経営管理課から関連する資料（指定管理者の変更等に関する基本方針、指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドライン及び指定管理施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン並びに基本協定参考例等）を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けた上で、県施設所管課である県有林課等からの事務事業説明を受けた。
- ② 県施設所管課からの説明を踏まえ、外部監査人が重要と考える外部監査の観点（監査要点）をより具体的に検討・把握して、武田の杜の指定管理業務に係る監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。
- ③ 武田の杜の指定管理業務の現状を把握するため、現場視察を実施し、監査対象である施設及び設備等の管理状況並びに指定管理業務の実施状況を、指定管理者からの説明と質問・回答等に基づき、適時適切に把握した。
- ④ 以上に基づき、武田の杜に係る指定管理業務等の事務事業に関して、合规性

に係る財務監査を実施し、併せて 3E（経済性、効率性及び有効性）監査等、業務監査を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No.6. 【指摘事項】有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」料金等の収入管理について

令和 5 年度において、有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」を使用した際の料金収入について、利用期間(5 月 1 日～10 月 31 日)の経過後、11 月 11 日(土)に 1 回だけ収納等の会計事務を行い、「令和 5 年度 11 月利用料金の状況」(様式 2)で最初の実績報告を行っている。また、令和 5 年度の月次利用状況報告書によると、複数の月に有料施設の利用はあるが、当該月に収入の記録がないとする報告が確認された。

これらのことは、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づく「利用料金収入の状況」の報告内容が実績と異なることを意味していることから、実際の利用状況に整合した合理的な収入に係る会計処理を行い、その上で月次利用状況報告書を作成し、県施設所管課への提出を適正に行われたい。

(現状)

武田の杜の有料施設の状況については、基本協定書第 27 条から第 29 条に規定の「利用料金収入の状況」または「利用料金の収入の実績」として、業務日報を作成し、月毎の定期報告を、また、事業年度終了後 2 月以内に事業報告書を県施設所管課に提出している。

〔温水シャワー利用料金収入実績報告〕

武田の杜の指定管理者が作成し、県施設所管課に提出している「利用料金収入の状況」等を閲覧すると、令和 5 年 11 月 11 日(土)に「温水シャワー」(1 回当たりの利用単価 100 円)の利用者 162 人、収入として「16,200 円」が表示されている。

〔2 連式温水シャワー（旧式）〕



〔温水シャワー〕



（旧式：左側は故障のため利用不可）

〔他の有料施設利用料金収入実績報告〕

一方、4 月の実績では、101 人の有料施設利用者に対して収入は「13,110 円」と報告されている（「令和 5 年度 4 月利用状況 [様式 2]」）。この収入の一部は「ジュニアトレイルランニングレース」（4 月 23 日実施）に参加する者が宿泊し、施設等を利用した際に発生した収入も含まれている。

また、事業年度最終月（3 月）の利用状況を閲覧すると、3 月 17 日（日）に有料施設の利用者が 40 人であったが、その収入は「5,280 円」であることを、指定管理者が県施設所管課に提出した報告書（様式 2（2-1））で確認した。この収入は自主事業の収入に区分され、会計処理では元帳において、会計口座「615 武田自主事業から充当」で処理されている。

事業年度末の利用料金収入の合計は、「461,540 円」であり、これとは別に集計報告されている自主事業に伴う利用料金収入の合計は「230,170 円」であった。これら 2 つの事業区分の利用料金収入は、「管理業務にかかる収支」（令和 5 年度事業報告書）の収入項目に、それぞれ「利用料金収入」と「自主事業収入からの充当」として同額が表示されている。

（問題点及び改善策）

〔温水シャワー利用料金収入実績報告〕

武田の杜の現場往査において、指定管理者に温水シャワーの利用料金の利用状況と利用料金の会計処理の実務について、また、設置場所であるキャンプ場を訪問し、その時点での現金の保管状況を確認した。

その結果、指定管理者は令和 5 年度において、温水シャワーの利用料金の収納などの会計処理を条例で指定された利用期間（5 月 1 日～10 月 31 日）終了後の 11 月 11 日（土）にまとめて実施していたことが分かった。また、キャンプ場に設置されている温水シャワーの利用料金収納箱でその時点の収納料金を確認したところ、令和 6 年度の利用分すべてが保管されていることを確認した。

これまで指定管理者は温水シャワー利用期間の終了後にまとめて収納等の会計処理を行ってきた。しかし、武田の杜に係る基本協定書では、「業務日報」（第 27 条）、「定期報告」（第 28 条）及び「事業報告」（第 29 条）で、「利用料金収入の状況」及び「利用料金の収入の実績」を報告することになっていることから、少なくとも「定期報告」で利用実態に合った収納等会計処理を行うことが合意されていると考えるべきである。また、会計実務からも、日次とまでは言わなくとも、週次か、少なくとも月次で利用実態に合わせた会計処理を実施することで、現金管理を適切に実施することが適正であると考えられる。

〔2 連式温水シャワー（旧式）の料金箱〕



〔温水シャワーの料金箱〕



〔他の有料施設利用料金収入実績報告〕

一方、温水シャワーの利用料金に限らず、有料施設の利用に関する収納等の会計処理においても同様の問題が存するものと確認することができる。

すなわち、自主事業の実施に係る有料施設の利用料金収入に関して、元帳の収入の合計金額（230,170 円）は、管理会計としての資料の「指定管理施設 令和 5 年度自主事業内訳」には記載されていない。

本来、自主事業の実績の会計処理等については、①日々の有料施設利用状況の内
部報告⇒②会計処理（元帳記帳）⇒③「月次報告：様式 2」⇒④「指定管理施設 令

和 5 年度自主事業内訳」⇒⑤「年度報告：様式 2」という流れで、金額の整合性が図られなければならないものとする。この流れの中で、④の管理資料には内訳が記載されていない。この不整合な会計上のつながりに関する詳細については、後述することとする（No. 10「【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について」参照。）。

No.7. 【指摘事項】森林セラピー事業の正確な報告について

武田の杜の指定管理者にとって、森林セラピー事業は、事業計画書の中でも主催事業の一つに位置付けられる、重要な事業であるが、令和 5 年度における事業報告書において、森林セラピー事業の実績は、総括的説明として、52 回の実施で利用者は 340 人と記載されている。しかし、それらの内訳である「主催事業実績」、「自主事業実績」及び「武田の杜依頼事業」の一覧表（様式 4）の記載内容と異なっている。指定管理者が県施設所管課に提出する事業報告書の記載内容とその根拠資料について、整合性がないことは事業報告書の信頼性を損なうこととなるため、指定管理者は事業報告書の記載内容の整合性を複数人で適正に検査した後に県施設所管課に責任を持って提出されたい。

県施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書の主要な事業に係る記載内容について、定期報告書との整合性や総括的説明と内訳表の整合性を複数人で適正に検証されたい。

（現状）

森林セラピー事業は、令和 5 年度の業務計画書では、次のとおり記載されている。

「○ 主催事業に関すること

- ・森林セラピー基地としての機能を果たす事業を実施します。

森林セラピーツアーの年 20 回の開催

ハンモックの貸出によるセルフセラピーコーナーの設置」

これに対して、令和 5 年度の事業報告書では、森林セラピー事業について次のとおり、総括的に実績が記載されている。

「1. 森林セラピー事業

主催事業として一般県民等を対象に 19 回の森林セラピーを実施するとともに、甲府市と連携し市民を対象としたものや、甲武信ユネスコエコパークの協議会の事業として開催するもの、山梨交通のツアーの中で開催するなど市町村や地域と連携し 8 回実施し、また、森林セラピーガイドの自主企画やガイド研修など 13 回実施しました。

さらに、障害福祉サービスくぬぎの森と連携し毎月入所者を対象とした「くぬぎの森セラピーウォーク」を計 12 回実施するなど、年度内に計 52 回実施し、340 人に利用いただきました。」

この総括的説明に対して、同じ事業報告書の「様式 4」に掲載されている「主催事業実績」及び「○武田の杜依頼事業」の中で、森林セラピー事業の実施状況が、開催月日、内容、依頼先、人数及び備考の項目に記載し列挙されている。

一方、監査実施の中で入手した実績に関する資料は、次の事業区分別一覧表（表計算ソフト「エクセル」での作成表）である。

[森林セラピー事業区分別一覧表]：A 表

ア．主催事業

「森林セラピー事業進捗状況」

(単位：人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月15日	土	第1回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
2	5月7日	日	第2回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	7	
3	5月17日	水	第3回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
4	5月28日	日	第4回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	4	
5	6月10日	土	第5回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	5	
6	6月24日	土	第6回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	7	
7	8月11日	金	第7回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	4	
8	8月26日	土	第8回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	1	
9	9月16日	土	第9回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
10	9月27日	水	第10回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
11	10月7日	土	第11回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
12	10月20日	金	第12回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	4	
13	11月3日	金	第13回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	1	
14	11月19日	日	第14回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド		五	依頼セラピーへ
15	12月2日	土	第15回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
16	12月20日	水	第16回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
17	1月20日	土	第17回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
18	2月11日	日	第18回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
19	3月9日	土	第19回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
20	3月20日	水祝	第20回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	1	
小計						190	59	

イ. 依頼事業

「くぬぎの森森林セラピーウォーク」

(単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月11日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		7	
2	5月9日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
3	6月13日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		7	
4	7月11日	水	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
5	8月8日	木	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
6	9月12日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
7	10月17日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
8	11月8日	水	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		9	
9	12月12日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		6	
10	1月16日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
11	2月20日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
12	3月19日	火	くぬぎの森セラピーウォーク	健康の森	職員		8	
小計							96	

「依頼森林セラピー」

(単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	7月15日	土	甲府市依頼セラピー	健康の森	4人		30	
2	10月25日	水	農林大学生徒研修	健康の森	1人		10	
3	11月5日	日	甲府市依頼セラピー	健康の森	2人		17	
4	11月12日	日	山梨交通企画②	健康の森	1人		6	
5	11月19日	日	山梨交通企画③	健康の森	1人		5	
6	11月21日	火	エコパーク研修セラピー	健康の森	2人		11	
7	11月29日	水	北杜市森林セラピー	健康の森	1人		6	
8	2月14日	水	松田理一森林セラピー	健康の森	1人		6	
小計							91	

「武田の杜森林セラピーガイド企画事業」

(単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月14日	金	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		13	
2	5月20日	土	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		5	
3	5月27日	土	島田ガイド企画	健康の森	島田理英		2	
4	8月20日	日	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		13	北本市
5	11月11日	土	伴野ガイド企画	健康の森	伴野直明		2	
6	11月25日	土	坂本ガイド企画	健康の森	坂本里美		2	
7	3月31日	日	宮澤ガイド企画	健康の森	宮澤恭子		2	
小計							39	

「セルフセラピー」

(単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	3月24日	日	セルフセラピー	健康の森			2	
小計							2	

「その他主催に区分」

(単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月22日	土	第1回ガイド部会	健康の森			13	
2	4月29日	土祝	新規登録ガイド研修	健康の森			5	
3	9月2日	土	第2回ガイド部会	健康の森			19	
4	12月23日	土	ガイド研修	健康の森			5	
5	1月13日	土	第3回ガイド部会	健康の森			11	
小計							53	

〔令和5年度実施 森林セラピー 実績〕: B表(指定管理者集計一覧: 省略)

このB表は内容的には上記A表と同じものである。

これらの一覧表は、指定管理者が進捗状況を把握しながら最終的に実績を確認した結果、令和5年度の森林セラピー事業の実績として位置付けられているものである。

これらの事業区分別一覧表等に基づき、事業報告書に掲載された「様式4」の内訳表を開催月日別に照合した結果、次のとおりの照合結果となった。

〔照合結果〕

- ① 総括的説明に掲載されている実施回数(52回)及び参加者数(340人)は、前記A表・B表と合致し問題はない。
- ② 事業報告書に掲載されている「様式4」の内訳表の開催月日と参加者数には、A表・B表と合致しない状況が表示されている。

ア. 主催事業

「森林セラピー事業進捗状況」

(ア) 開催月日の差異日

(左: A表・B表、右: 事業報告書掲載「様式4」)

「5月17日」⇔「5月14日」

「5月28日」⇔「5月23日」

「8月26日」⇔「8月17日」

(イ) 参加者数の差異

(左: A表・B表、右: 事業報告書掲載「様式4」)

「5月7日: 7人」⇔「5月7日: 6人」 結果 △1人

「6月24日: 7人」⇔「6月24日: 8人」 結果 +1人

「12月2日: 2人」⇔「12月2日: 1人」 結果 △1人

イ. 依頼事業

「くぬぎの森森林セラピーウォーク」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「12 回合計：96 人」⇔「12 回合計：94 人」 結果 △2 人

「依頼森林セラピー」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「7 月 15 日：30 人」⇔「7 月 15 日：39 人」 結果 +9 人

「10 月 25 日：10 人」⇔「10 月 25 日：9 人」 結果 △1 人

「11 月 21 日：11 人」⇔「11 月 21 日：14 人」 結果 +3 人

「11 月 29 日：6 人」⇔「11 月 29 日：17 人」 結果 +11 人

「武田の杜森林セラピーガイド企画事業」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

差異はない。

(ウ) 掲載の有無

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「8 月 20 日：13 人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △13 人

「11 月 11 日：2 人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2 人

「11 月 25 日：2 人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2 人

「3 月 31 日：2 人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2 人

「セルフセラピー」

(ア) 開催月日の差異日

差異はない。

(イ) 参加者数の差異

差異はない。

(ウ) 掲載の有無

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「3 月 24 日：2 人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △2 人

「その他主催に区分」

(ア) 開催月日の差異日

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「4 月 22 日：13 人」⇔「4 月 22 日：10 人」 結果 △3 人

(イ) 参加者数の差異

差異はない。

(ウ) 掲載の有無

(左：A表・B表、右：事業報告書掲載「様式4」)

「4月29日：5人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △5人

「9月2日：19人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △19人

「12月23日：5人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △5人

「1月13日：11人」⇔「未掲載：未掲載」 結果 △11人

(問題点及び改善策)

事業報告書に掲載されている内訳表「様式4」と指定管理者が内部管理用に作成している〔森林セラピー事業区分別一覧表〕：A表及び〔令和5年度実施 森林セラピー 実績〕：B表との間で、開催月日及び参加者数が少なからず異なることは、不正確な実績報告を指定管理者が行っていることを意味する。

また、後者のA表及びB表に掲載されている企画事業等(9日分)が事業報告書の内訳表「様式4」に表示されていないことは、事業実施の状況を忠実に反映していないという意味でも実績報告として不適切である。

県施設所管課への報告内容について、指定管理者は、正確な実績数値を内部管理表に基づき、複数人の検証を経て提出することが求められている。

また、県施設所管課においても、指定管理者から提出を受けた事業報告書については、少なくとも、総括的説明に記載されている開催回数と参加者数が、その内訳表である「様式4」の該当する開催月日及び参加者数並びに掲載の網羅的表示に関して、検証することが重要である。必要があれば、指定管理者から内部管理資料としての〔森林セラピー事業区分別一覧表〕：A表及び〔令和5年度実施 森林セラピー 実績〕：B表を入手して、それらの整合性を検証することも検討されたい。

No.8. 【意見事項】森林セラピー事業の参加者数の低迷について

令和5年度における森林セラピー事業に関して、1回の開催当たり定員が10人に対して、参加者が平均3人と極端に少ない。指定管理者は実績報告書において、定員に対する参加者数の低迷について、具体的な説明を行っていない。業務計画書における主催事業としての重要な事業の一つであることを踏まえ、参加者数の低迷に関する分析結果を的確に記載し、その対応策についても検討結果を可能な限り明記するよう要望する。

(現状)

令和 5 年度の業務計画書では、年間 20 回の開催で各回 10 人の定員を予定していた。これに対して、実績報告書では、令和 5 年度では年間 19 回開催し、合計で 59 人の参加者であった。参加者が多い回の時には 7 人であり（5 月 7 日、6 月 24 日の 2 回）、参加者が少ない回の時には 1 人の時もあったこと（8 月 26 日、11 月 3 日、3 月 20 日の 3 回）が分かる。

(問題点及び改善策)

このように参加者数が低迷していることについては、野生動物（鹿やイノシシ等）が持ち込んで来るといわれる「ヤマヒル」の被害拡大が主な原因であると、指定管理者は分析している。

令和 5 年度の事業報告書においては、「1. 森林セラピー事業」の中で、「主催事業として一般県民等を対象に 19 回の森林セラピーを実施するとともに・・・」と記載されており、その後続の記述として、「主催事業実績」の一覧表が掲載されている。

この一覧表においては、実績が計画に沿ってどの程度達成しているか、または、計画と実績がどの程度乖離しているか等について、比較が容易ではない。

実際の記載方法・内容には次のような特徴がある。

〔記載方法・内容の特徴〕

① 令和 5 年度業務計画書では、「⑥事業実施計画」の「⑥-1 令和 5 年度武田の杜主催事業実施計画書」とは別に、「⑥-3 令和 5 年度武田の杜セラピー事業実施計画表」という形式で、主催事業の計画を 2 つに分けて一覧表を掲載している。一方、令和 5 年度事業報告書では、これらの 2 つの表を合体する方式で掲載されている。

② 令和 5 年度事業報告書で掲載された「主催事業実績」では、「参加人数」が実績のみ記載されていることから、実施計画の対比として評価が実施しづらい方法・内容で記載されている。

これらに対して、事業報告書の読者が理解できるように記載方法・内容を少なくとも次のような要件で分かりやすく記載する必要があると考えられる。

① 令和 5 年度事業報告書では、業務計画書での掲載形式と同じように、森林セラピー事業の実施一覧表（⑥-3）と森林セラピー事業以外の主催事業の実施一覧表（⑥-1）とを区別して掲載することで、主催事業の主要な事業区分別の計画と実績が容易に対比できるようになる。

② 令和 5 年度事業報告書で掲載された「主催事業実績」では、「参加人数」の実績だけではなく、実施計画表（⑥-3）で掲載されている「人員」についても

掲載し、計画人員である「10 人」に対して、実績が容易に把握でき評価を行うことができる記載方法・内容に改める必要があると考える。

No.9. 【指摘事項】自主事業等に係る行為の許可の手続について

指定管理者が令和 5 年度で実施している自主事業、依頼事業等の実施に際して、「行為の許可」(武田の杜設置・管理条例第 18 条第 1 項)を受けていなかった。今後は、指定管理者として条例等に定められている「行為の許可」を受けて実施されたい。

一方、県施設所管課は指定管理者が自主事業及び依頼事業を実施する際には、武田の杜設置・管理条例及び「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」(11)に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導されたい。

(現状)

1. 自主事業の実施と「行為の許可」申請について

指定管理者は、武田の杜の中にある園路や広場等の施設を利用して、次のような自主事業を実施している。

[令和 5 年度の自主事業]

No	事業名	実施場所	実施日
1	ツリークライミング養成講習会	自由広場	6 月 11 日、9 月 2 日 ～3 日、10 月 7 日
2	武田の杜ジュニアトレイルランニング	自由広場、健康 の杜遊歩道	4 月 23 日
3	親子緑の集い	健康の森遊歩 道	7 月 22 日、10 月 21 日～22 日、11 月 23 日
4	昭和のキャンプ体験イベント	キャンプ場	8 月 4 日～14 日
5	武田の杜トレイルランニング	武田の杜、健康 の森遊歩道	12 月 10 日
6	やまなし野鳥の会と共催ビギナー探鳥会	健康の森遊歩 道	2 月 11 日

7	桜祭り（夜桜と夜景観賞）	第1駐車場展望 広場	4月1日～2日、8日 ～9日
8	夜景観賞会	第1駐車場展望 広場	8月12日～16日、12 月15日～17日

出所：「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」、「令和5年度武田の杜事業報告書」
に基づき監査人作成。

注：「No4」は有料施設であることから、「行為の許可」の対象ではない。

これらの自主事業の実施には事前に「行為の許可」（武田の杜設置・管理条例第18条第1項）を県知事から受けていない。

2. 依頼事業と「行為の許可」の申請について

また、指定管理者は主催事業や自主事業とは別に、依頼事業を実施している。その依頼事業の中には、「くぬぎの森森林セラピーウォーク」等が「健康の森遊歩道」で実施されている。それらの依頼事業の実績は次のとおりである。

[令和5年度の依頼事業]

No	事業名	実施場所	実施日
1	くぬぎの森森林セラピーウォーク	健康の森遊歩道	4月11日～3月19日 [12回]
2	依頼森林セラピー	健康の森遊歩道	7月15日～2月14日 [8回]
3	武田の杜森林セラピーガイド企画事業	健康の森遊歩道	4月14日～3月31日 [7回]
4	セルフセラピー	健康の森遊歩道	3月24日 [1回]
5	その他主催に区分	健康の森遊歩道	4月22日～1月13日 [5回]

出所：県施設所管課の管理資料に基づき監査人作成。

上記の表に記載されている依頼事業は、指定管理者が他の主体から依頼を受けて実施されている森林セラピーに関係する事業である。これらの事業は、武田の杜有料施設以外の「健康の森遊歩道」を利用して実施されている。しかし、実施主体からは「行為の許可」の申請が行われていない。そして、指定管理者はこれらの実施主体が申請を行うことに関して、注意喚起を行っていない。

(問題点及び改善策)

1. 自主事業の実施と「行為の許可」申請について

武田の杜設置・管理条例第 18 条第 1 項には次のとおり規定されている。

「第十八条 武田の杜において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときにも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画の撮影をすること。
- 三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 以下省略。」

「行為の許可」を受けようとする場合には、同条例施行規則第 3 条で規定する「行為の許可の申請手続」に基づき、第 2 号様式（第 3 条関係）の「行為許可申請書」に所定の事項を記載して、県知事宛てに提出し許可を得る必要がある。

しかし、指定管理者はこの規定に基づく「行為の許可」を行っていない。

一方、県施設所管課が指定管理者候補者を募集する際に公表している「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」(11) には、次のとおり注意喚起されている。

「○自主事業

有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合は、法律又は条令による行為の許可を得て行うこと。」

したがって、指定管理者は自ら実施する自主事業に関して、「有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合」武田の杜設置・管理条例第 18 条第 1 項に基づく「行為の許可」を様式に基づき県知事に申請し、許可を得るよう改められたい。

一方、県施設所管課は上記のとおり指定管理者が自主事業を実施する際には、武田の杜設置・管理条例及び「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」(11) に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導されたい。

2. 依頼事業と「行為の許可」の申請について

前記の（現状）の 2. で掲載した依頼事業の表は、指定管理者が他の主体から依頼を受けて実施されている森林セラピーに係る事業であり、その実施場所は、武田の杜有料施設以外の「健康の森遊歩道」を利用して実施されている。しかし、実施主体からは「行為の許可」の申請が行われていない。

したがって、指定管理者はこれらの実施主体が申請を行うことに関して、注意喚起を行われたい。

一方、県施設所管課は依頼事業を実施する主体（依頼元）が武田の杜設置・管理条例に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導されたい。

No.10. 【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について

自主事業に係る適切な収支管理を行うためにも、実際の収入及び支出の発生状況を会計事象の忠実な反映の視点から把握し、網羅的にとりまとめて県施設所管課に提出するよう要望する。

また、自主事業において事業実施主体に収益が発生している場合には、その収益に対する手数料を賦課することができるかどうかを検討するために、当該実施主体の収支状況を的確に把握することも要望する。

一方、県施設所管課は、武田の杜の指定管理者から提出される事業報告書の「自主事業実績」と、県施設所管課が公表する「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」の「(参考)自主事業に係る収支状況」及び「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」の内容との整合性を検証し、その適正性や透明性を確保できるよう、指定管理者に対して指導等を実施するよう要望する。

(現状)

武田の杜の指定管理者は、令和5年度の業務計画書の中で、自主事業について、**①**「観光や地域の賑わいに貢献する事業」及び**②**「利用者の利便性向上に資する事業」を実施することとして計画されている（業務計画書7頁）。

具体例としては次のとおりである。

① ツリークライマー養成事業、キャンプ場利用促進事業である「昭和のキャンプ体験イベント」などの開催、テントサウナイベント等の準備。

② キャンプサイトに炊事や焚火ができる設備の整備。

これらの実施に係る収支の発生状況を「指定管理施設 令和5年度自主事業内訳」（以下「自主事業内訳表」という。）で確認したところ、「親子緑の集い」に関して収支の発生があったことを把握することができるが、当該事業以外、収支の発生は自主事業内訳表には記載されていなかった。

ちなみに令和5年度の自主事業内訳表は、「親子緑の集い」とそれ以外の事業をまとめて表示すると、次の内訳表のとおりである。

【令和 5 年度自主事業内訳表】

(単位：円)

事業名	対象者	実施場所	収入	支出	差引	摘要
親子緑の集い	小中学生 の親	サービス センター 等	550,000	554,760	△4,760	県緑化推進機構事業委託費
その他事業	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	550,000	554,760	△4,760	—

出所：「指定管理施設 令和 5 年度自主事業内訳」を監査人加工。

この自主事業内訳表は、指定管理者が県施設所管課（県有林課）に提出している資料の一部である。

（問題点及び改善策）

自主事業の個別の事業をつぶさに見ていくと、前記の自主事業内訳表に集計されている「親子緑の集い」以外にも、「①指定管理者が経理処理を行っている事業」や「②イベント、各種興行等で、外部事業者とともに自主事業を行う場合に可能性として賦課することが考えられる手数料の収納等が検討できる事業」を認識することができる。

①-1：[実行委員会への負担金支出及び戻出処理]

まず、「①指定管理者が経理処理を行っている事業」としては、「武田の杜トレイルランニングレース」の実施に際して、主催者の一つとして指定管理者は、「武田の杜トレイルランニングレース実行委員会」に対して負担金（10 万円：8 月 14 日支出処理）を支出し、最終的には実行委員会から「払戻金」として支出全額（10 万円：2 月 29 日戻出処理）を収入処理している（「第 13 回武田の杜トレイルランニング決算書」より）。

この 2 つの会計取引を自主事業内訳表では、収入と支出の相殺として、表示していない。しかし、同一の事業年度内であったとしても、実行委員会規約第 9 条に基づく「負担金」の支出処理を令和 5 年 8 月 14 日に行い、所定の決定により、負担金の戻し処理が令和 6 年 2 月 29 日に発生したものであることから、自主事業内訳表には、会計実態の忠実な反映と経理処理の透明性の面で、これらの 2 つの取引を両建てで表示する必要がある。

①-2：[有料施設（キャンプ場）利用収入からの充当]

同じく、「①指定管理者が経理処理を行っている事業」として、「有料施設（キャンプ場）利用収入からの充当」（230,170 円）がある。この収入は、会計帳簿（元帳）の記帳上では「615 武田自主事業から充当」という科目口座で集計された取引の合計額である。この合計金額だけ、「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」に掲載されている「5 指定管理業務に係る収支状況」の参考収支としての「(参考)

自主事業に係る収支状況」の収支金額（C収入額計：780,170 円、D支出額計：784,930 円）と前記の「自主事業内訳」の収支（収入：550,000 円、支出：554,760 円）との差異（230,170 円）となっている。

したがって、「自主事業内訳」においても、「有料施設（キャンプ場）利用収入からの充当」（230,170 円）に係る収入処理と自主事業実施者としての支出処理の 2 つの取引を両建てで表示することが、会計実態の忠実な反映と経理処理の透明性の面で必要である。そうすることで、令和 5 年度の事業報告書に掲載されている「(7) 管理業務に係る収支」の一覧表の中の「自主事業収入からの充当（230,170 円）」が、これまで言及してきた各種会計取引及び各種提出処理と、整合性や透明性をもって把握することが可能となる。

以上の修正点を反映して自主事業内訳を再調整する場合は、次の表が参考となりうるものとする。

ちなみに令和 5 年度の自主事業内訳表は、「親子緑の集い」とそれ以外の事業をまとめて表示すると、次の内訳表のとおりである。

【再調整：令和 5 年度自主事業内訳表】

（単位：円）

事業名	対象者	実施場所	収入	支出	差引	摘要
親子緑の集い	小中学生 の親	サービス センター 等	550,000	554,760	△4,760	県緑化推進機構 事業委託費
昭和のキャンプ体験イベント	特になし	キャンプ 場	230,170	230,170	0	有料施設利用料金収入を管理業務に支出（充当）
小 計 ^注	—	—	780,170	784,930	△4,760	
武田の杜トレイルランニングレース	高校生以上	武田の 杜、健康 の森遊歩 道	100,000	100,000	0	実行委員会への負担金
その他事業	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	880,170	884,930	△4,760	—

出所：「指定管理施設 令和 5 年度自主事業内訳」を監査人加工。

注：「小計」欄の収支の金額は、「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」の「（参考）自主事業に係る収支状況」の令和 5 年度の収支状況に合致している。

②：[自主事業からの収益の見込み]

次に、自主事業の中には、外部事業者が武田の杜の一部の施設を使用し、参加者から参加料を徴収して実施している事業が複数存在する。これに該当する具体的な事業としては、「ツリークライマー養成講座」や「武田の杜ジュニアトレイルランニングレース」が考えられる。

これらの事業は、「②イベント、各種興行等で、外部事業者とともに自主事業を行う場合に可能性として賦課することが考えられる手数料の収納等が検討できる事業」であると考えられるが、現状ではそれらの実施事業者の収益に対して、指定管理者が手数料を賦課する仕組みにはなっていない。

そもそも、「山梨県立武田の杜保健休養林の管理運営業務の内容及び基準」では、「(11) 利用者サービスの向上」において、自主事業は、以下のとおり明記されている。

すなわち、自主事業は、「公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる」としている。

(ア) イベント、各種興行

(イ) 物販事業

(ア) については、「イベント、興行等を自ら企画・開催又は誘致し、有料公園施設又は園路・広場を使用する場合は、あらかじめ県と協議の上、以下の条件を満たせば、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

- ・施設の設置目的に沿った内容であること
- ・公序良俗に反しない内容であること
- ・施設の汚損を伴わない内容であること」

[ツリークライマー養成講座]

ここで例示した事業のうち、「ツリークライマー養成講座」について、指定管理者は次のとおり、説明している。

「今後、ツリークライミングは指導者の育成が重要となることからツリークライミング®ジャパンと連携し、ツリークライマー養成講座を開催し、武田の杜をツリークライミングのメッカとしてPRをすることとし、指定管理の提案書に自主事業として記載し実施している。

利用場所は、自由広場のケヤキと樹下の一部土地を利用するだけで、広場の一般利用者への影響もごく限られている。

武田の杜の PR 効果、占用面積や当スタッフの関与が少ないことなどを考慮し、無償としている。」

一方、ツリークライマー養成講座は令和 5 年度において次のとおり武田の杜自由広場を提供し、自主事業として実施している。

[ツリークライマー養成講座]

開催日時	開催場所	参加者	参加料	実施者
6月11日： 9時～15時	自由広場 (ケヤキ)	1名	一般：36,000円 学生：28,800円	ツリークライミングのオフィシャルインストラクター
9月2日 ～3日		3名		
10月7日		19名		

出所：「自主事業実績」から監査人作成。

このように実施者であるツリークライミングのオフィシャルインストラクターは、受講料（一般 36,000 円、学生 28,000 円）を徴収して実施するものであり、インストラクターの収益になっているものである。

前記のとおり、「山梨県立武田の杜保健休養林の管理運営業務の内容及び基準」の「(11) 利用者サービスの向上」で記載しているとおり、指定管理者はあらかじめ県と協議の上、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

したがって、指定管理者は、ツリークライマー養成講座の実施において個人事業主に発生している収益に対し、手数料を賦課することも検討するためにも、ツリークライマー養成講座に係る収支状況を把握するよう要望する。

[武田の杜ジュニアトレイルランニングレース]

武田の杜ジュニアトレイルランニングレースは、指定管理者の自主事業の一つとして実施しているが、指定管理者としては当該レースの開催ノウハウがないことから企画・運営の全てを民間事業者へ依頼している。

令和 5 年度における実施は、4 月 23 日（9 時～14 時）で 87 人（計画人数 500 人）が参加し、収入は 43 万円（未就学児：20 人×3,900 円＝78,000 円、小学生以上 80 人×4,400 円＝352,000 円）に対して、支出は 52 万 500 円であったため、赤字（△9 万 500 円）が出ていた。

まず、武田の杜ジュニアトレイルランニングレースの民間事業者との間では、「行為の許可」が前述のとおり申請されていない。また、覚書や事業依頼書等の書面も交わされていない。

次に、当該事業の計画参加者数（500 人）に対して実績（87 人）が大きく未達成の状況となっていることから、自主事業としての継続的な実施の可能性に対して、改善策等、必要な事業見直しを検討する必要があるものとする。

今後は、当該事業の継続的な実施のためにも、事業実施の根拠となる書面を民間事業者と取り交わし、事業実施に伴う収支状況を踏まえて、参加者の増加策とともに、指定管理者による手数料の賦課による収益の計上の可能性を検討して、当該事

業の透明性を高めるよう要望する。

No.11. 12. 13. 【指摘事項及び意見事項】電気設備改修について

県施設所管課は、予防保全の対象施設に対して法定点検業者から「不適格」の診断結果があり、その内容が「電気設備技術基準の省令等に不適合」とされた場合、設備の機能が確保されていないことから、「点検業者等から早急な改善の指摘」と判定し、緊急の修繕の措置をとるよう、検討されたい[指摘事項]。

また、県施設所管課は、事後保全の対象となる設備の劣化であっても、劣化度、経過年数、法定点検業者からの指摘等を踏まえ、取替え等の必要性に関する重要な指摘を受けたことに対して、劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて、更新計画を策定するなど適宜対処するよう要望する[意見事項]。

一方、指定管理者は、事後保全対象となる設備の劣化に対して、法定点検業者からの指摘に重要性があると判断することができる場合、速やかに見積書を徴取し、所定の様式(「長寿命化点検票」)により県施設所管課に報告するよう要望する[意見事項]。

(現状)

武田の杜では、「県公共施設マネジメント実施方針」に基づく長寿命化事業の対象施設として「健康の森 森林学習展示館」が指定されている。森林学習展示館は令和 5 年度時点で築 38 年が経過しているが、目標使用年数は 80 年とされ、計画保全部位・設備については計画的な改修を実施するとされている。

また、長寿命化事業の実施に当たっては、「県建築物点検マニュアル」に基づき定期点検を実施し、施設の安全性や劣化度等を十分に考慮し改修個所の優先順位付けを行っている。この優先順位付けは、毎年度、総務部財源確保・資産活用推進課が中心となって、長寿命化点検結果判定会を開催し、その結果を該当部局に通知している。

なお、長寿命化事業に関わらず、武田の杜の施設・設備に関する補修工事等の実績について、令和 5 年度における武田の杜の施設・設備の維持管理業務を検証した結果、施設・設備の補修工事等は次のとおり実施されていた。

[令和5年度補修工事等の実施状況]

(単位：円)

施工主体	補修工事件名	金 額
山梨県	武田の杜幹線遊歩道修繕工事	1,862,300
	武田の杜森林整備業務	1,614,800
合 計	—	3,477,100
指定管理者	受水槽給水管ストレーナー交換	77,000
	キャンプ場浄化槽及び放流層フロートスイッチ交換工事	66,770
	スチールヘッジトリマー修理 他2件	65,417
合 計	—	209,187

注：「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」より監査人加工。

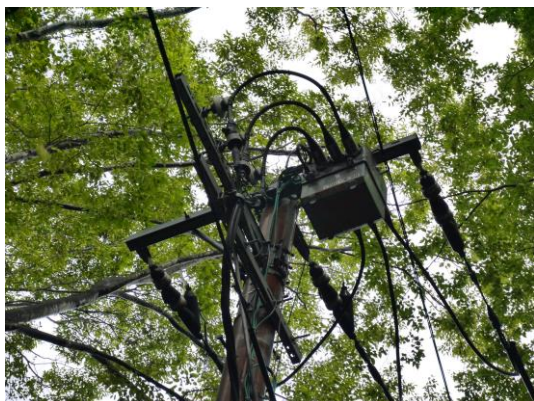
長寿命化事業の対象施設である「健康の森 森林学習展示館」に対して、令和5年度に実施した法定点検のうち、電気設備の点検結果は次のとおりであった。

[電気設備の法定点検結果]

No	対象施設	点検結果	通知日
❶	構内第1柱の柱上気中開閉器(PAS/屋外)	不適合：A種接地抵抗値は規定値を超過しており、保護性能が確保されないため10Ω以下にすること。	初回：2020年12月18日
❷	森林学習展示館電灯分電盤	不適合：電灯分電盤内 No.27 外灯回路の配線が絶縁不良。漏電により感電及び火災の恐れあるため改修を要する。	初回：2023年8月8日
❸	低圧記録書記載の漏電遮断器	更新推奨：漏電遮断器は製造から数年経過しており、更新推奨時期である。15年経過使用により、事故に至る恐れがあるため更新計画の必要あり。	初回：2021年12月23日

注：一般社団法人関東電気保安協会山梨事業本部甲府事務所の点検結果等から監査人作成。

〔構内第1柱の柱上気中開閉器（PAS/屋外）〕



〔森林学習展示館の電灯分電盤及び低圧記録書記載の漏電遮断器〕



これらの法定点検の結果を受け、指定管理者が県施設所管課に見積書等を提出し、県施設所管課が、長寿命化点検結果判定会の優先順位付けの審査に付した事実の有無に関して、取りまとめた一覧表は次のとおりである。

[電気設備の点検結果の顛末等]

No	対象施設	点検結果	通知日	管理区分 ^注	県報告日	県判定結果
❶	構内第 1 柱の 柱上気中開閉器 (PAS/屋外)	不適合	初回：2020 年 12 月 18 日	予防保全	2021 年 2 月 3 日付け 見積書提出。 見積金額： 90 万 7 千 円	2024 年 5 月提出後の結果： 令和 8 年度 工事予定
❷	森林学習展示 館電灯分電盤	不適合	初回：2023 年 8 月 8 日	事後保全	2024 年 9 月 24 日付	—
❸	低圧記録書記 載の漏電遮断 器	更新推奨	初回：2021 年 12 月 23 日	事後保全	け見積提出。 見積金額： 660 万円	—

注：「管理区分」は「県公共施設マネジメント実施方針」の「(参考) 保全管理の考え方」・
「○管理区分ごとの保全方針」及び「○建築部位・設備ごとの管理分類」、指定管理者
の回答等に基づき記載。

(問題点及び改善策)

[構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外)]

一般社団法人関東電気保安協会山梨事業本部甲府事業所（以下「関東電気保安協会甲府事務所」という。）は、構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外) の法定検査の結果、「改修をお願いする事柄」として、次のとおり指定管理者に報告してきた（初回報告：2020 年 12 月 18 日付け）。

「構内第 1 柱の柱上気中開閉器 (PAS/屋外) の A 種接地抵抗値は規定値を超えています。保護性能が確保されませんので 10Ω 以下にしてください。」

この報告を受領したことから、指定管理者は、2021 年 2 月に関東電気保安協会甲府事務所から、接地抵抗改修工事の見積書（2021 年 2 月 3 日付け：見積金額 90 万 7 千円）を徴取し、県施設所管課へ提出した。

指定管理者は、当該設備の保全管理の分類としては、受変電設備に該当することから計画保全のうち予防保全として設備管理を実施する必要があると考えていた。

ここで予防保全の考え方は、「劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備」と定義され、その保全方針としては、「予防保全の観点から不具

合が生じる前に保全を実施する」ものとされている（「県公共施設マネジメント実施方針」）。

このような実施方針に従って県施設所管課は速やかに、設備の重要な劣化状況を指摘した法定点検結果及び設備改修の見積書・図面等の関係書類を添付して、長寿命化点検結果判定会に対して、長寿命化改修の順位付けを申請する必要があった。この実施方針に基づき、県施設所管課は、令和 3 年 4 月に長寿命化点検を実施し、その結果としての「受変電設備：B 判定」を長寿命化点検結果判定会の資料として資産活用課（現：財源確保・資産活用推進課）に対して報告している。その後、毎年 5 月に同様の報告を行っている。

しかし、関東電気保安協会甲府事務所からの点検結果は、i A 種接地抵抗値の「規定値超過」であり、ii 「保護性能の確保不可」であり、「不適合（電気設備技術基準の省令等に不適合）」と明記されていたことから、既に当該設備の不具合が発生しているものである。単に耐用年数が超過しているだけではなく、「保護性能の確保不可」というリスクが既に発現していると考えられる。特に、点検結果は上記 i 及び ii の内容であることから、「耐用年数経過等による更新推奨の場合」（B 判定の判断基準）ではなく、当該設備について、「機能しない」又は「作動しない」（C 判定の判断基準）に該当している（「建築物点検マニュアル」7 頁参照）。

このような事案は、予防保全の対象施設で、予防保全を実施するというものではなく、既にリスクが発現している施設での緊急修繕が求められているものと考えられる。

〔森林学習展示館電灯分電盤及び低圧記録書記載の漏電遮断器〕

森林学習展示館電灯分電盤の法定検査の結果、関東電気保安協会甲府事務所は、「改修をお願いする事柄」として、次のとおり指定管理者に報告してきた（初回報告：2023 年 8 月 8 日付け。不適合）。

「森林学習展示館電灯分電盤内 No. 27 外灯回路の配線が絶縁不良です。漏電により感電及び火災の恐れがありますので改修してください。」

また、低圧記録書記載の漏電遮断器の法定検査の結果、関東電気保安協会甲府事務所は、「設備更新をお願いする事柄」として、次のとおり指定管理者に報告してきた（初回報告：2021 年 12 月 23 日付け。更新推奨）。

「低圧記録書記載の漏電遮断器は製造から数年経過しており、更新推奨時期になっております。15 年経過使用により、事故に至る恐れがありますので更新計画をお願いします。」

この報告を受領したことから、指定管理者は、2024 年 9 月に関東電気保安協会甲府事務所から、森林学習展示館電灯分電盤及び低圧記録書記載の漏電遮断器の改修のための見積書（2024 年 9 月 24 日付け「漏電遮断器更新、絶縁不良改修工

事」：見積金額 660 万円）を徴取し、2024 年 9 月 26 日に県施設所管課へ提出した。

指定管理者は、当該設備の保全管理の分類としては、電気設備の分電盤等に該当することから事後保全として設備管理を実施する必要があると考えていた。

ここで事後保全の考え方は、「不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備」と定義され、その保全方針としては、「劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する」ものとされている（「県公共施設マネジメント実施方針」）。

該当する 2 つの設備に関しては、事後保全として位置付けられている。しかし、法定点検業者からの改修や設備更新の注意喚起の報告内容を見ると、不具合が生じてから対応することでは、「漏電により感電及び火災の恐れ」があるとされている。この注意喚起を踏まえると、事故発生後の対応で保全方針としては問題ないのか、疑問なしとは言えないものとする。

したがって、県施設所管課としては、事後保全の対象となる設備の劣化であっても、劣化度、経過年数、法定点検業者からの指摘等を踏まえ、取替え等の必要性に関する重要な指摘を受けたことに対して、劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて、更新計画を策定するなど適宜対処するよう要望する。

また、指定管理者は、法定点検業者からの初回の注意喚起から、両設備とも 1 年から 3 年経過して県施設所管課に見積書〔660 万円〕の提出を行っていることから、事後保全に該当すると考えたとしても、保全管理の分類や保全方針の対応が、設備の実際の不具合と整合するかどうかを精査して、場合によっては速やかに県施設所管課に対して見積書の提出を行う必要性を検討するよう要望する。

この点に関しては、そもそも、建築物点検マニュアルの第 3 章（3～4 頁）では、建築基準法以外の法律等（電気事業法）で点検対象となっている設備等についても、武田の杜のように長寿命化対象建築物に該当する施設については、長寿命化点検票（様式 2）をもとに、区分欄の②に記載されている建築部位・設備を確認し、必要に応じて点検結果を反映させることとなっている。この点検結果は指定管理施設で保管し、所管課に報告することとなっている。

以上を踏まえると、「様式 2 長寿命化点検票」に前記の表（〔電気設備の点検結果の顛末等〕）の No. ②・③についても記載する必要があるものとする。

これに対して、県施設所管課は、「〔様式 2 長寿命化点検票〕の区分欄の②（電気事業法）として、設備項目になっているのは、受変電、発電・静止形電源（非常用発電（自家発電装置、ディーゼル機関等）及び交流無停電電源（無停電電源装置））のみであり、分電盤及び漏電遮断器は含まれていない。そのため、〔様式 2 長寿命化点検票〕に該当の設備項目がないことから、記載はできず、長寿命化点検の結果として報告を受けることはできない」とする対応を行っている。

3.1.3. 保健休養施設「清里の森」

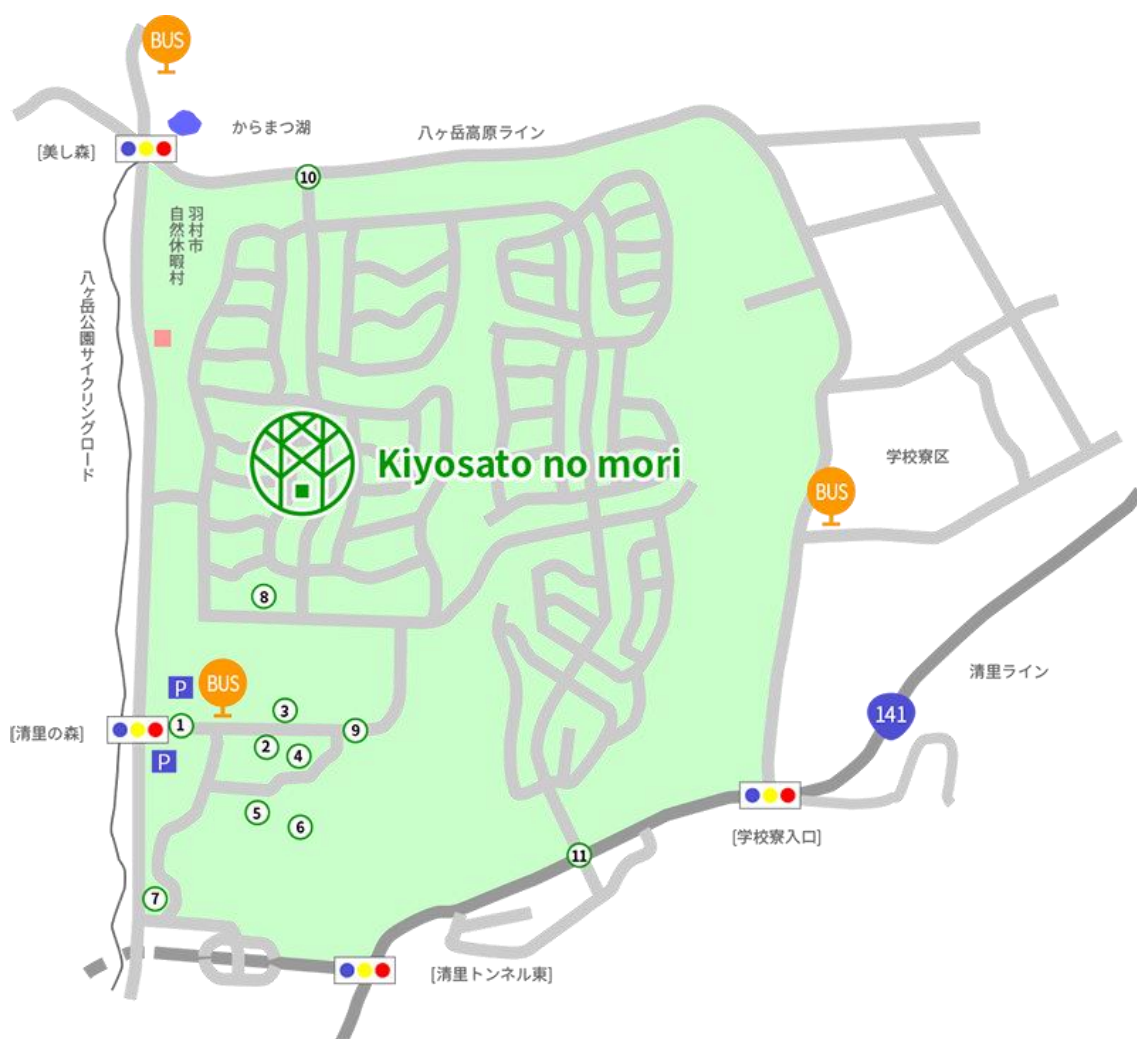
【施設の概要等】

所在地

北杜市高根町清里 3545－1

URL

<https://kiyosatonomori.co.jp/>



山梨県北杜市高根町清里に所在する保健休養施設「清里の森」(以下「清里の森」という。)は、山梨県の所有する恩賜県有林の一部を有効利用するため、賃貸借契約に基づき別荘地の敷地として貸し出す事業として、総工費およそ 80 億円で整備し、昭和 60 年から 63 年の間に順次分譲をしたものである。

別荘地区が 120ha で全 837 区画、うち 803 区画が契約済みである（令和 6 年 10 月末現在）。

センター区画が 80ha あり、管理センターやテニスコート等の施設がある。

借地人は借地権を県から購入し、土地の賃料を毎年支払う。建物は借地人が建築・購入し所有することとなる。別荘地内の物件管理は、県の出資法人である「株式会社清里の森管理公社」（以下「公社」という。）が県との管理運営委託契約及び借地人との一般管理契約に基づいて行っている。

土地の貸付料は、賃貸借契約に基づき毎年 1 回納期限を設けて徴収し、3 年に 1 度不動産鑑定評価に基づき賃料改定をしている。借地権の更新の際の更新料は発生しない。

都会の喧騒を離れ森林に囲まれた静かな環境であり、夏場でも比較的快適に過ごせる気候で別荘地としての環境は良好である。別荘地区に入るための管理ゲートが設置されており、公社が施設全体を管理していることによる安心感もある。なお借地内の除草等の管理も有料にはなるが公社が受託している。空き区画については県の管理地であるため、その景観維持業務を公社が受託しており、別荘地としての全体的な維持管理が適切に行われている。

一方で近隣の生活環境面での利便性や、施設の老朽化による別荘としての魅力という観点からは、新規の居住者を呼び込む魅力が十分にあるかという点、改善の余地はあると感じられる。

現在は小型区画の大半が埋まっているが、昭和 60 年代の分譲以降 40 年近くが経過しており借地人の年齢層を推測する限りでは、中長期的な観点で今後のビジョンを検討する必要がある。ただし清里エリアや南八ヶ岳周辺エリア全体のブランドイメージも大いに関係するところではあるため、県単独で行政主導でその方向性を定めることは限界がある。

種別	全区画	個人用	大型区画 (企業等)	ペンション
総区画数	837	795	36	6
契約区画数	803	784	13	6
空き区画数	34	11	23	0

（令和 6 年 10 月末現在）

【実施した監査手続】

所管する県の林政部県有林課及び管理を受託する公社より施設の概要をヒアリングし、現地に往査して視察を行い施設の管理状況等を確認する他、関連する書類の閲覧や質問を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.14. 【意見事項】大型区画の有効活用について

大型区画の有効活用を検討することが望まれる。

（現状）

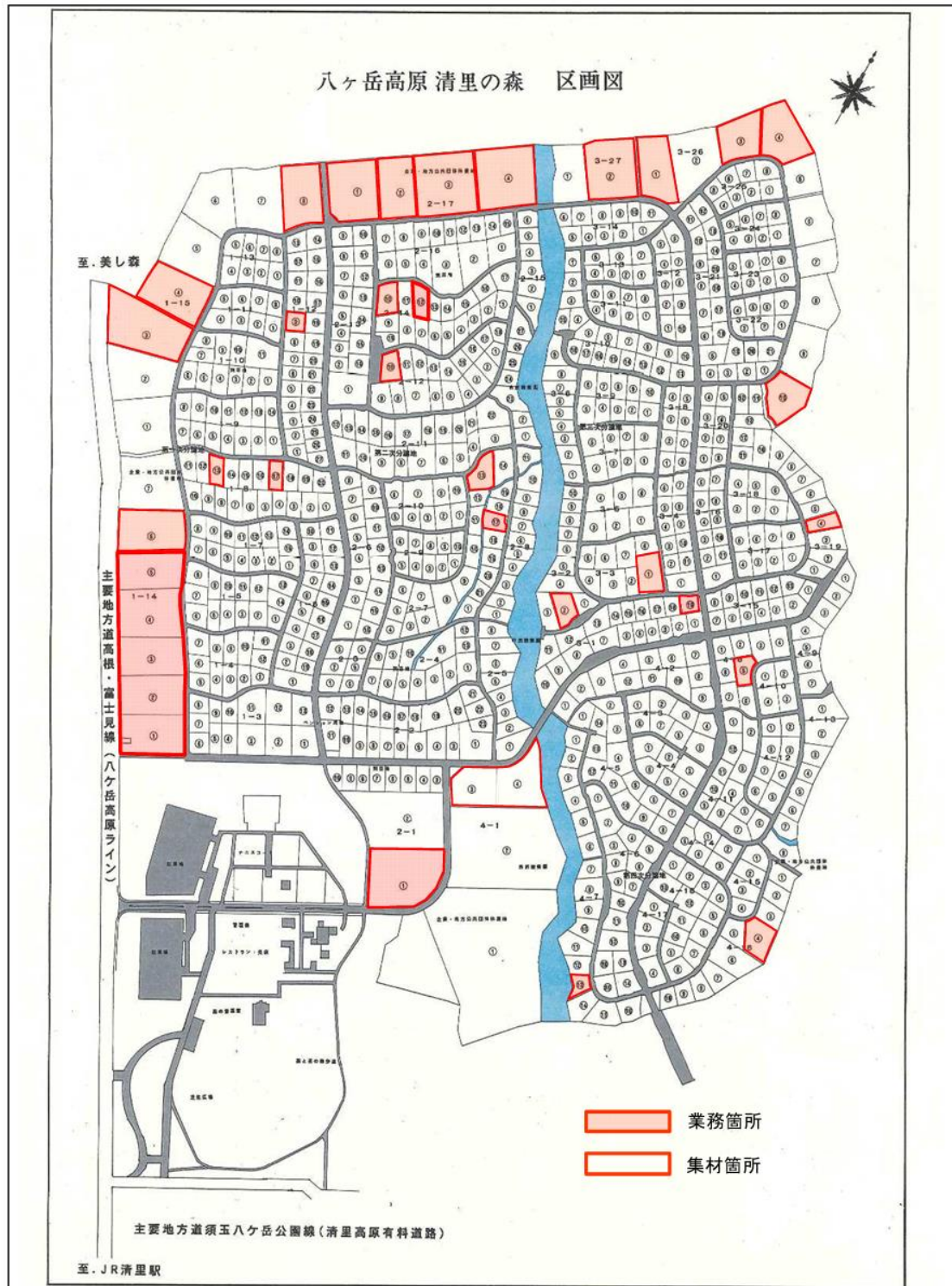
特に別荘地区の周辺部の大型区画は半数が埋まっていない状況であり、令和 5 年度にもある地方公共団体の大型区画の解約があった。インターネット広告を中心にアピールを続けているが、企業や官公庁向けのアピールに特段注力している訳ではない。

（問題点及び改善策）

区画の整理により比較的分譲借地権の安価な小型区画を増やすなど工夫をして、長期間有休状態である周辺の大型区画について有効に活用する方法を検討することが望まれる。

二拠点生活、ワーケーションといった新しい価値観や生活スタイルに対応した別荘の在り方を模索することが有用と考える。サブスク型（タイムシェア型）の別荘地が県外において増えつつあり、若い世代でも経済的に負担可能な別荘地への需要拡大が予測されている。

二拠点生活に興味を持つ層に対して気軽に居住体験を提供するなど潜在的な新規顧客を開拓する試みを提案する。清里エリア全体のイメージアップや新しい価値作りを抜本的にするには民間のコンサルティングも検討の余地がある。



周辺部を中心に多く見られる色塗り箇所は未契約箇所となっており、県が清里の森管理公社に対して景観管理業務を委託するエリアである。

No.15. 【意見事項】土地使用料及び共益費の徴収事務効率化について

納入の事務窓口一本化と口座振替の推進による徴収事務の効率化を検討することが望まれる。

（現状）

借地人は年に一度、土地使用料を地主である山梨県に支払うとともに、管理を受託する公社に対して共益費を支払う。令和 5 年度末時点では土地使用料は全て納入通知の発送による支払いとなっている。一方公社では既に口座振替を導入しており、借地人の半数程度が利用している。借地人によって、共益費は口座振替で土地使用料は納入通知による支払ということもある。どちらも納入通知の場合、借地人にとっては支払いの手間が増えることになる。

（問題点及び改善策）

口座振替は、納入通知の発送コストも削減でき、借地人の支払遅延を抑止することに繋がる。令和 6 年度から一部金融機関での口座振替を実施しているが、対象金融機関を増やすなど可能な範囲で効率的な徴収方法を検討することが推奨される。

また、公社を徴収窓口として土地使用料と共益費を一本化して徴収することで県の事務負担が軽減され、土地使用料の徴収事務による手数料を公社の収益とすることで、公社の収益拡大にも寄与することと考える。

No.16. 【意見事項】施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しについて

施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しを検討されたい。

（現状）

センター施設内の県の建物（管理棟、テニスコート、クラブハウス、味とファッ

ションモール)の賃料については、毎年建物等賃貸借契約を締結しているが、令和6年度の契約より賃料の算定方法を変更している。

従来：建築費や改修費等、県が投下した資本の減価償却額をベースに決定 改定：公社が施設から得られる利益見込み額に一定の割合を乗じて算定(収益分析法アプローチ)

この結果、年間賃料は前年度よりおよそ44パーセント低くなっている。なお実績にかかわらず賃料は一定である。この賃料は、現状の公社の経営状況を鑑み承認されたものである。

(問題点及び改善策)

1. 貸付賃料の決定プロセスの論拠に係る合理性検証について

このような利益見込み連動の家賃は借主側のリスクを回避しており、現状の公社の業績等を踏まえると公社に有利な算定手法であるとも考えられる。

また、(現状)にも記載のとおり、令和6年度の賃貸契約に係る賃料見直しにより、結果的に年間賃料が昨年度比で44パーセントも低くなっていることも踏まえると、その賃料算定方法の見直しの妥当性については慎重な検討が必要であるものと思料する。

そのため、例えば以下のような、賃料見直しの合理性の検証プロセスが考えられる。

- ・次年度の契約更新時に、現状契約における賃料算定の根拠となった利益見込額が、公社の業績等を踏まえ妥当なもの(見積額)となっていたかどうか。(事後的検証。いわゆる「ふりかえり」)

例えば、当初の利益見込み額と実際の業績が乖離していた場合、経済情勢や経営環境、公社側の経営施策等を踏まえ、その乖離要因を詳細に分析し、事後的に検証することで次年度の契約更新時における賃料算定のアプローチ(利益見込額等)に反映させることが考えられる。

- ・次年度の契約更新における賃料算定の根拠となる利益見込額が、経營業績や経営施策等を踏まえ、公社側の自助努力が十分に反映されたものであるか。

利益ベースでの賃料算定となる場合、利益見込額に連動して賃料が増減することとなるため、結果的に過大な支援となってしまったことを防ぐためにも、賃料算定の根拠となる利益見込額に十分な公社側の経営努力が織り込まれていることも確認検証すべきと思料する。

- ・上記のような検証アプローチの過程及びその結果について、文書化等により

明確化する。

2. 賃料算出に当たり集計する費目の対象を整理する必要がある。

賃料の算出は令和 6 年 3 月期の決算数値をもとにしている。売上高は対象施設での収益事業に係るもののみだが、売上原価は別荘関係費用が含まれた金額である。この結果、対象となる収益事業の売上総利益が過少となっている。

3. 貸付対象の範囲を整理する必要がある。

センター施設内の建物は、あくまで別荘地の付帯施設として普通財産として扱われている。公共性のある行政財産の扱いでないのであれば、そこで収益事業が行われる限り、貸付対象として公社から賃料を取るべき性質のものと考えらる。現状、森のプラザは第三者への転貸やコワーキングスペース等収益事業を行っているが貸付対象としていない。テニスコートは貸付対象としている一方でパークゴルフ場は貸付対象としていない。貸付対象でないため家賃算定上でその収益が集計されていないが、その収益は県ではなく公社が収受している。

公社の経営支援の意図は理解するが、公社が自助努力を前提とする株式会社である以上、公平性の観点からは、不動産貸付の諸条件はルールに基づいた合理性のあるものである必要がある。

3.1.4. 専門学校山梨県立農林大学校 富士川キャンパス 森林学科

【施設の概要等】

森林学科は、令和4年4月に専門学校山梨県立農林大学校に新設された学科である。山梨県立農林大学校の教育理念である「林業現場で活躍できる高度な知識と技術を身につける」ことを目標としている。

山梨県立農林大学校は、昭和45年に農業講習所として設立され、平成20年に学校教育法に基づく専門学校となった。校舎は北杜市長坂町にあり、果樹学科、園芸学科、落葉果樹学科がある。森林学科は、富士川町に所在する山梨県森林総合研究所の一部を改修し山梨県立農林大学校富士川キャンパスとして設置された。山梨県森林総合研究所は、林業試験場を由来とする県内唯一の森林研究機関であり、同研究所の人的、物的資産を活用して富士川キャンパスが運営されている。

令和6年3月に初めての卒業生9名を輩出し、全員が県内の森林組合や林業事業体等に就職した。

(1) 設置

令和4年4月 専門学校山梨県立農林大学校の学科として設置

(2) 所在地

南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1

山梨県森林総合研究所の管理棟を転用、一部増築

(3) 森林学科の内容

・目的

林業の現場で即戦力となり、将来的に林業経営の中核を担う人物を育成する(2024年度学校案内より抜粋)。

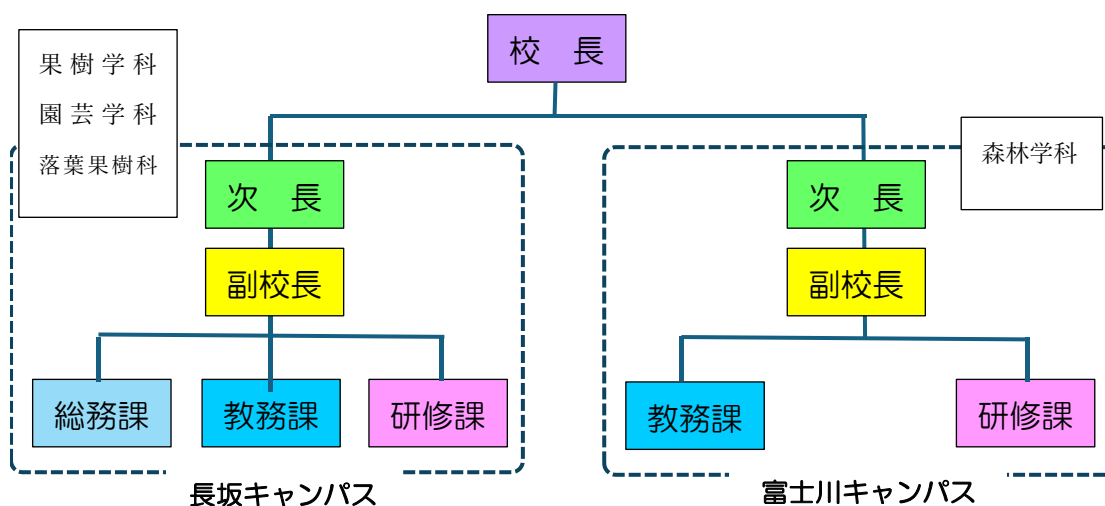
・修学内容

森林・林業に関する知識や技術を基礎から専門分野まで、段階的かつ体系的に学ぶ。授業では、就業後に現場で即戦力として働けるように、森林調査から植

栽・保育・伐採まで森林施業に必要な知識や技術の習得を図るとともに、ICTなどを活用した効率的で安全な林業について学ぶほか、林業に必要な資格の取得を計画的に進める。また、将来林業経営体の中核として活躍できるように、森林の地形や林況、路網や木材市況などから適切な施業方法を選択し、長期的な視点に立った森林施業プランの作成や、事業収支を踏まえた現場管理など林業経営に関する知識や技術の習得を図る（2024年度学校案内より抜粋）。

- ・履修期間 2年
- ・定員 10名（令和6年9月時点在籍人数 2年生9名、1年生8名）
- ・授業料 年額118,800円
- ・授業時間 2,400時間
- ・履修単位 97単位

（4） 組織



森林学科は、富士川キャンパスとなる。

（5） 職員

19名（行政職3名、兼職12名、他会計年度職員等4名）

山梨県森林総合研究所の職員等が、兼職で講義を実施している。

（6） 予算

予算執行額

令和5年度 54,493,649円（うち森林環境譲与税基金財源分43,261,649円）

財源は、国から交付された森林環境譲与税基金等である。

上記予算は、森林学科の会計年度任用職員の人件費の他、講義を実施する先生への報酬、備品の購入費である。

【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 予算執行状況について関連する資料の入手・閲覧
- ・ 富士川キャンパス施設の視察

【指摘事項又は意見事項】

No.17. 【意見事項】生徒からの預り金の残高検証及び利息の取扱いについて

学生から預かっている諸経費について定期的な残高確認を実施すべき。また、諸経費の預り金から発生する利息の取扱いを決定すべき。

森林学科では、学生より 1 年次 250,000 円、2 年次 200,000 円を教科書代や実習・研修等に係る諸経費として預かり、必要な都度学校が支払を行っている。諸経費は、学生からの預り金であり、卒業時に残額を学生に返還している。

学校では、諸経費専用の通帳を作成し、預かったお金を入金し、諸経費の支出をするごとに通帳から支出することで残高を管理している。エクセルを用いて学生ごとに支出額を計算しているが、学生ごとの残高は算出されていないため、各学生の残高の集計額と通帳残高の一致の確認がなされていなかった。監査人が手続を行い残高に誤りがないことを確認したが、今後の運用方法として毎月等一定の期間ごとに学生ごとの残高を算出して通帳残高と一致することを 2 名以上の職員にて確認し、証跡を残すことを推奨する。また、預り金から発生する利息の取扱いが決まっていないので、利息を学生のものとするのか学校のものとするのかといった帰属先や、学生への返還額に加えるのであれば各学生への按分方法を検討し決定すべきである。

3.1.5. 山梨県森林総合研究所

【施設の概要】

山梨県森林総合研究所は、林業試験場を由来とする県の研究施設であり、森林環境創出、森林資源の有効活用に関する研究、研究成果の研修・普及を行っている。

研究施設は富士川町にあり、研究棟、管理棟の他、木材加工実験棟、機材格納庫等の建物や研修に使用する実習林を備えた施設である。施設の一部を森の教室として常時一般の県民に開放し、木のおもちゃにふれる機会や研究成果を知る機会を提供している。附属施設として、富士吉田試験園、南部林木育種園、シミツクハヶ岳薬用植物園を管理している。

令和6年4月1日から10年を対象期間とする第7次研究基本計画では、研究の基本方針を、「森林の有する多面的機能の発揮に向けた研究」、「林業の持続的かつ健全な発展に向けた研究」、「林産物の供給及び利用の推進に向けた研究」、「他分野との連携による研究」の4項目に定め、研究を行っている。

(1) 沿革

昭和10年 林業試験場として富士吉田市上吉田に設立

昭和45年 甲府市岩窪町に移転

昭和59年 林業技術センターに改組。本所を白根町上今諏訪に置き、試験研究部門は甲府市岩窪町に整備

平成6年 「山梨県森林総合研究所」として増穂町最勝寺に移転

(2) 所在地

山梨県森林総合研究所 南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1

附属施設 3ヶ所 富士吉田市、南部町、北杜市

(3) 目的

魅力ある林業と山村の活性化を図るなど新時代の本県の森林・林業に対応するため、前身である林業技術センターの整備検討を行い下記の目的のため平成6年4月に「山梨県森林総合研究所」を開所した。

・森林・林業・木材利用に関する総合的な研究試験、技術開発、普及指導の機能を有するものとする。

- ・県内林業、木材産業を始めとする地域社会のニーズに対応した、実践的、且つ実証的研究を優先するものとする。
 - ・実用化に向けて民間企業との共同開発を促進し、開かれた研究機関を目指すものとする。
 - ・森林・林業に関する情報を、一般県民、民間企業へ提供することができる情報センターとしての機能を有するものとする。
 - ・広く一般県民が森林・林業の役割を理解し、体験できるものとする。
- (山梨県森林総合研究所からの書面による回答を掲載)

(4) 職員数

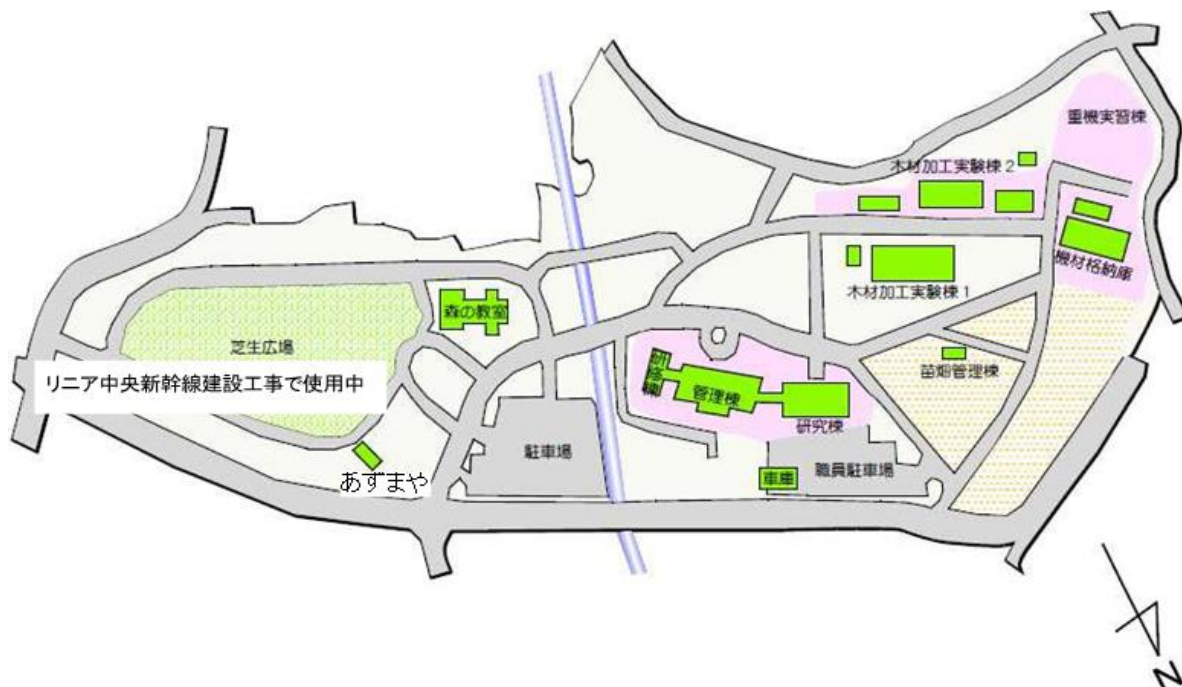
30 名（行政職 5 名、研究職 10 名、技労職 2 名、他会計年度任用職員等 13 名）

(5) 予算執行額

令和 5 年度 136,421,605 円

(6) 施設図（富士川町の研究施設）

監査を実施した令和 6 年 9 月時点において芝生広場は、リニア中央新幹線建設工事のため縮小している。



【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 予算執行状況について関連する資料の入手・閲覧
- ・ 研究施設の視察

【指摘事項又は意見事項】

No.18. 【意見事項】遊休資産等の除却、整理について

陳腐化した資産や使用予定がない資産、消耗品等について除却、整理を行うべき。

監査手続として山梨県森林総合研究所の研究棟、管理棟等、一連の施設について視察を実施した。材料製品倉庫に過去に加工し、現在使用予定がない大量の木材が保管されていた他、10年以上前のパソコンや周辺機器、これらに関するマニュアル本などが多数保管されていた。また、研究棟の各研究室においても10年以上前に製造され現在使用していないパソコンが数台存在していた。

整理できない理由を確認したところ、整理廃棄に係る予算が確保できなかったとのことであったが、過去に廃棄を先送りしてきたことにより招いた事態かと思われる。不要になった資産が倉庫を占有している一方で、ヒアリングにおいて研究に使用する溶接機械を設置するスペースが不足しているということも聞いている。使用予定がなくなった資産については、適時に除却を実施して、保管場所を他の用途に有効活用すべきである。

また、材料製品倉庫の横の敷地に粗大ごみが放置されているが、すでに業者に整理を依頼しているとのことであった。現地の様子からは遺棄されてから相当の年数が経過していると思われる。このような事態になる前に適時に処理すべきである。

この他、ファイロンハウス、ソーラー乾燥棟は、これらの設備を使用する研究が行われていないことから長期間使用されていない状態となっていた。費用対効果を踏まえ現状のまま放置しておく選択もあるが、新たな研究をする際には、除却して研究用地とすることや、改修して他の用途にあてる等資産の有効利用ができないか検討すべきである。

3.1.6. 森林組合

【概要】

1. 森林組合の概要

森林組合は、森林所有者が互いに協同して林業の発展を目指す協同組合である。

「森林組合法」という法律に基づいて設立されており、この法律は、組合員の経済的社会的地位の向上を図ることと森林の保続培養、森林生産力の増進を図ることを通じて、国民経済の発展に貢献することを目的としている。

つまり、森林組合は、森林所有者自らの相互扶助の組織であるとともに、森林造成を通じて、木材供給のほか国土保全、水資源かん養、環境保全、文化・教育・レクリエーションの場の提供など、森林を通じた人間の生活環境の保全にとって、重要な役割を持つものとして位置づけられている。

(出典：全国森林組合連合会 HP より)

2. 山梨県の森林資源の現状

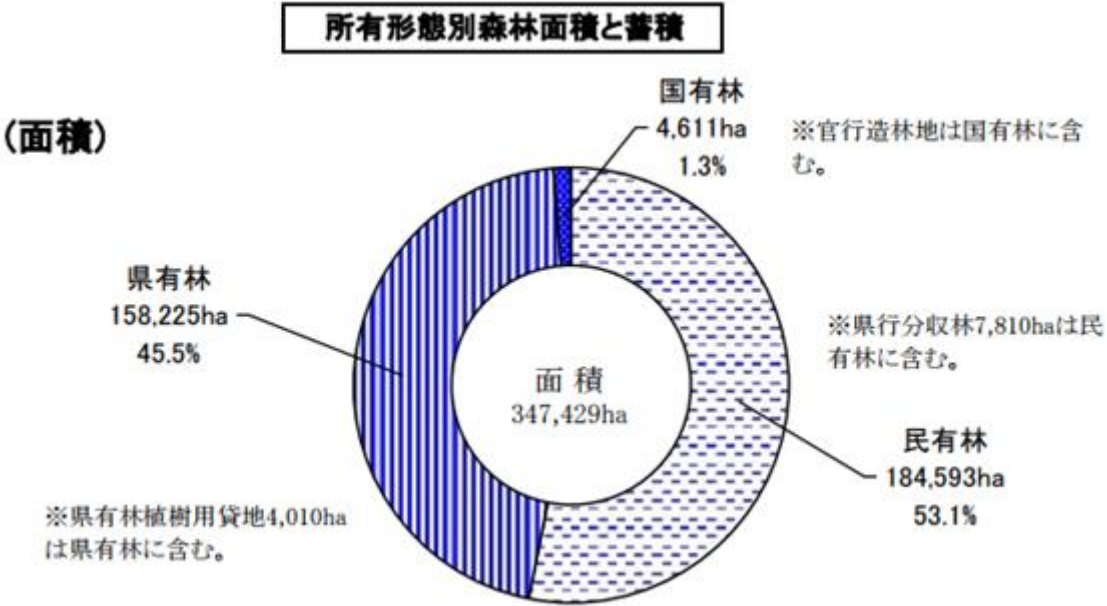
本県の森林面積は、347,436ha で県土の約 78%を占め、国有林 4,611ha (約 1%)、県有林 158,225ha (約 46%)、民有林 184,599ha (約 53%) から構成されている。

森林資源の構成は、人工林 149,743ha、天然林 170,761ha、その他 22,321ha となっており、森林面積の約 44%を占める人工林の齢級構成は、46 年生以上が約 81%であり、伐期に達した森林の占める割合が増加している。

(森林面積と森林比率)

森林面積と森林比率		
全 国		
総 面 積	森 林 面 積	森林比率
37,297 千ha	25,025 千ha	67.1%
※総面積は、北方領土面積を除いた国土地理院出典全国都道府県市区町村別面積調による（R5.1.1時点）		
※森林面積は、森林法第2条第1項に規定する森林の数値(2023「森林・林業統計要覧」（林野庁編）による）		
山 梨		
総 面 積	森 林 面 積	森林比率
446,527 ha	347,429 ha	77.8%
※総面積は、「山梨県統計年鑑」（令和4年度刊行）による		
※森林面積は、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林と県内国有林の計（R5.3.31時点）		
（森林整備課の業務資料及び関東森林管理局の数値による）		

(所有形態別森林面積と蓄積)



(出典：R5 山梨県林業統計書)

3. 県内の森林組合の概要

(山梨県における森林組合一覧 出典：県作成資料)

森林組合の現況

林務 環境 事務所	組合名	事務所の所在地	郵便番 号	電話番号 (ファックス)	組合長氏名	役員員数(人)			森 林 面 積		組合員数(人)		払込済 出資金 (千円)	作業班 員数 (人)	設立登記 年月日	認定 事業体 認定 年月日
						理事	監事	専従 職員	地区内面積 (ha)	組合員所有 面積 (ha)	正 員	准 組合員				
中北	中央	甲府市住吉1丁目2-19	400-0851	055-232-0581 (055-232-0579)	米山 敏彦	27	3	7	44,377	16,004	2,263	78	41,841	23	S57.6.30	R3.4.1
	峡北	北杜市武川町宮脇36	408-0303	0551-26-2300 (0551-26-2390)	坂本 正輝	21	3	8	55,571	10,671	4,149	30	34,184	22	S58.3.31	R2.4.1
峡東	峡東	甲州市塩山赤尾453-1	404-0033	0553-33-2901 (0553-33-3903)	佐藤 繁則	20	3	4	45,237	12,568	2,308	5	43,760	1	S56.7.30	R5.4.1
	峡南	富士川町鯉沢新居山官有番 地	400-0601	0556-27-0231 (0556-27-0233)	渡邊 学	18	3	5	29,355	14,818	2,830	-	55,642	10	S56.3.31	R5.4.1
峡南	早川町	早川町雨畑1	409-2734	0556-20-5100 (0556-20-5101)	望月 雄市	11	3	4	35,113	12,896	627	6	21,387	8	S42.1.23	R6.4.1
	身延町	身延町楠平2483-36	409-2531	0556-62-0084 (0556-62-0084)	木内 孝明	10	3	1	10,437	6,273	644	-	11,605	5	S37.3.30	R2.4.1
	南部町	南部町南部8013-1	409-2212	0556-64-2064 (0556-64-2352)	木内 一行	14	4	2	15,429	11,721	1,478	121	146,818	25	S43.3.30	R5.4.1
	南都留	都留市法能404-13	402-0025	0554-43-7455 (0554-43-6982)	杉本 光男	20	3	15	26,391	14,526	2,214	7	35,272	1	S58.3.15	R2.4.1
富士 東部	大月市	大月市大月町花咲1669-11	401-0015	0554-22-4111 (0554-22-7060)	棚本 佳秀	22	4	4	25,243	10,726	1,774	-	25,625	2	S39.7.31	R4.4.1
	北都留	上野原市上野原5273-2	409-0112	0554-62-3330 (0554-62-3474)	加藤 和秀幸	12	3	1	24,519	8,849	1,853	47	41,205	18	S59.7.30	R5.4.1
	富士北麓	富士河口湖町船津6663-1	401-0301	0555-72-2300 (0555-72-2982)	桑原 賢次	28	3	8	32,326	8,630	1,732	28	36,505	4	S56.5.26	R4.4.1
計	11					203	35	59	343,998	127,682	21,872	322	493,844	119		
1組合あたり平均																
(対全国平均比)																
全国1組合あたり平均(全国の組合数607)																
山梨県森林 組合連合会	山梨県森林 組合連合会	中央市極楽寺1214	409-3811	055-273-0511 (055-273-0549)	棚本 佳秀	9	3	8	-	-	11	-	50,500	-	S27.4.20	

*県内組合数値及び全国組合数値は、令和5年度実施森林組合一斉調査(令和4年度実績)による。

*事務所の所在地、組合長及び認定事業体認定年月日は、令和6年4月1日現在。

*払込済出資金については、令和6年3月末もしくは令和5年12月末現在

*作業班員数については組合雇用労働者数(事務員を除く)。

(森林組合 地図)



4. 森林組合に対する常例検査

山梨県林政部林業振興課は、森林組合法第 111 条第 4 項の規定に基づき、県内の 11 の森林組合に対して常例検査を実施している。

〔森林組合常例検査の根拠〕

森林組合の常例検査に関する補足説明について

○県が行う常例検査については、森林組合法第 111 条第 4 項に基づき実施しており、根拠法令は以下のとおりである。

●森林組合法（抄）

(業務又は会計状況の検査)

第一百十一条

4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

(所管行政庁)

第百十九条 この法律における行政庁は、第八十七条(第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)又は第百八条の三第一項の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする連合会については農林水産大臣とし、その他の組合については都道府県知事とする。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○常例検査における実施要綱等は、森林組合法施行令第22条第1項及び第2項により、農林水産大臣に関する規定は都道府県に関する規定として適用があるものとされることから、農林水産省の規定により実施している。

●森林組合法施行令(抄)

(都道府県が処理する事務)

第二十二條 法第百十條第一項及び第二項、第百十一條第一項から第五項まで、第百十三條第一項及び第二項並びに第百十五條第一項及び第二項に規定する行政庁の権限に属する事務で、法第百十九條第一項の規定により農林水産大臣の権限に属するもののうち、都道府県の区域を地区とする森林組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)に関するものは、都道府県知事が行う。ただし、都道府県連合会の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務(法第百十一條第一項並びに第百十五條第一項及び第二項に規定する事務を除く。)を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

【実施した監査手続】

- ・担当所管課に対する質問
- ・関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.19.【意見事項】常例検査スケジュールについて

常例検査を効果的かつ効率的に実施するために監査計画を作成することを要望する。

(現状)

県による各森林組合の常例検査は、原則年1回行うことが、森林組合法第111条第4項に定められており、それに基づいて毎年1回1日（基本5人体制）で行っている。

(問題点及び改善策)

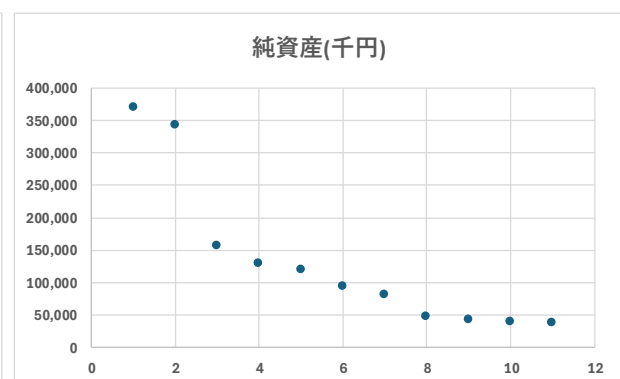
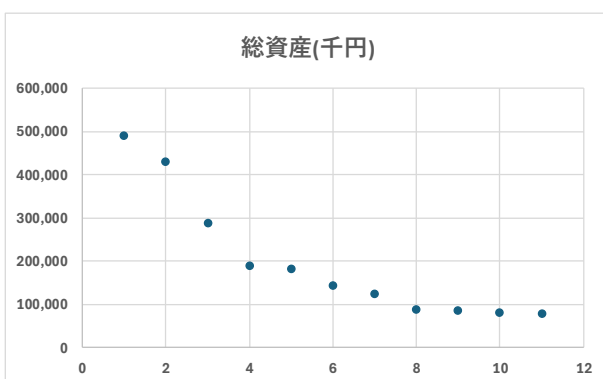
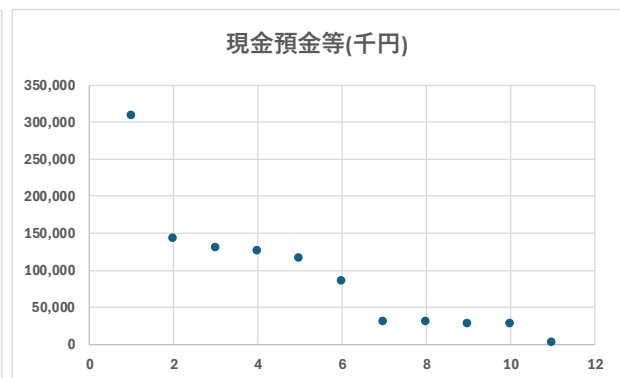
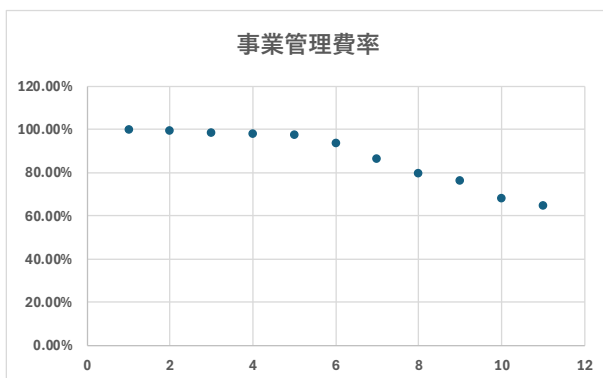
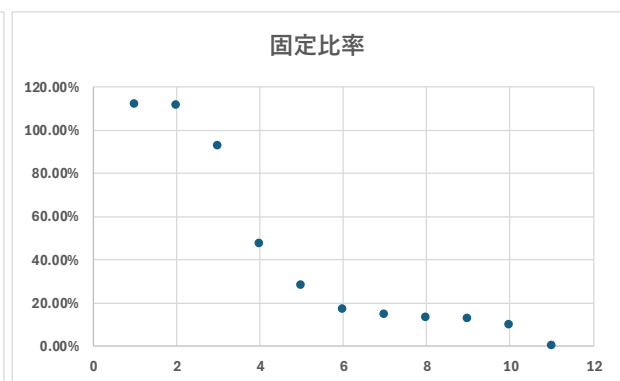
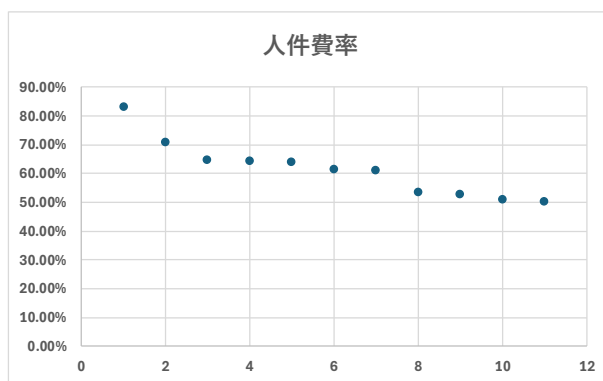
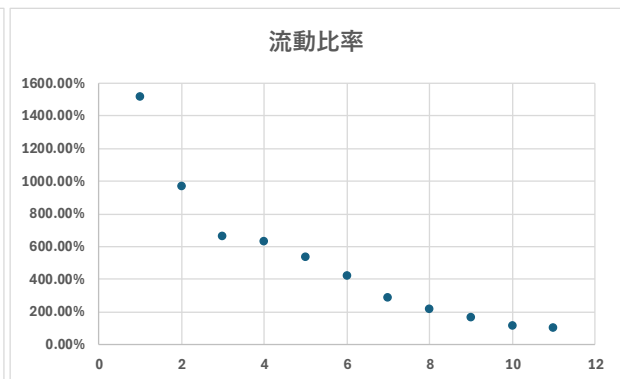
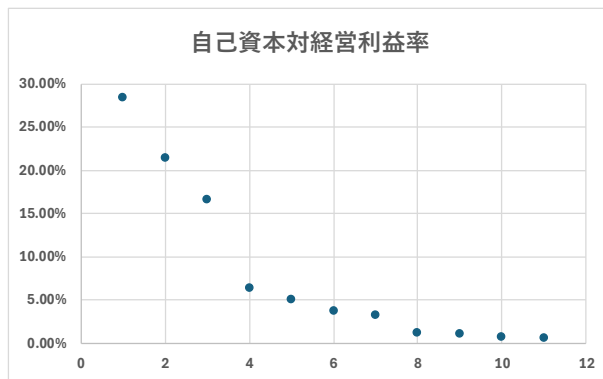
以下は、各森林組合の経営指標とそれを表したグラフである。これは、各経営指標を森林組合ごとに算定したものを、各森林組合ごとでなく、その指標ごとに数値順に並び変えたものである。

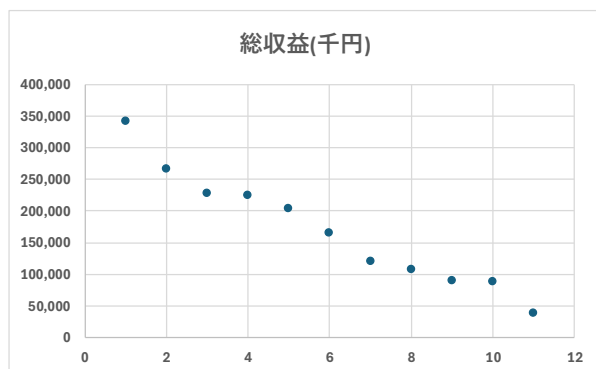
〔森林組合の経営指標等〕

*主要経営指標及び決算数値

順位	自己資本対経利益率	流動比率	人件費率	固定比率	事業管理費率	現金預金等(千円)	総資産(千円)	純資産(千円)	総収益(千円)
1	28.37%	1519.20%	82.93%	111.79%	99.80%	309,084	488,507	371,343	341,192
2	21.38%	966.00%	70.78%	111.72%	99.23%	142,661	428,247	343,721	266,348
3	16.60%	666.10%	64.61%	92.94%	98.00%	130,031	286,107	157,566	227,246
4	6.30%	633.37%	64.00%	47.31%	97.44%	125,912	187,102	130,172	224,066
5	5.06%	535.94%	63.68%	28.00%	97.17%	116,227	181,538	119,895	204,215
6	3.65%	421.91%	61.19%	17.14%	93.22%	85,948	141,973	95,762	165,894
7	3.26%	284.52%	60.99%	14.61%	85.86%	31,152	123,744	82,478	119,842
8	1.15%	214.87%	53.32%	13.00%	79.31%	30,546	86,655	48,862	107,854
9	1.00%	166.60%	52.62%	12.92%	76.00%	28,052	83,600	43,449	89,196
10	0.73%	114.89%	50.90%	9.74%	67.87%	27,913	79,622	40,246	88,566
11	0.53%	101.25%	49.96%	0.37%	64.64%	2,510	77,095	38,781	37,636

山梨県の11の各森林組合の令和5年度の決算書にもとづいて作成。各森林組合の経営指標等のデータを、当該指標ごとに大きい順に上から下に並べたものです。





経営指標とその説明

自己資本対経営利益率	経営利益/自己資本×100%	比率が高いほど収益が良いことを示す
流動比率	流動資産/流動負債×100%	比率が大きいほど返済能力があり、運営の安全性が高いことを示す
人件費率	人件費総額/事業総利益×100%	収益によって人件費がどの程度賄われているかを示す
固定比率	固定資産/自己資本×100%	固定資産がどの程度自己資本によって補われているかを示す
事業管理費率	事業管理費/事業総利益×100%	収益によって事業管理費をどの程度賄っているかを示す
現金預金等	現金預金等残高	手元流動性がどれくらいあるかを示す指標
総資産	総資産残高	組合の規模を表す指標
純資産	純資産残高	組合の資産から負債を差し引いた金額。財務状況を示す指標
総収益	売上高およびその他の収益合計	組合の取引規模を表す指標

各森林組合において、その総資産額、収益高、財政状態など様々であることがわかる。このように、多様な森林組合に対して実施される常例検査が、基本的に1日5人体制で実施されていることが問題である。

森林組合によっては、検査の人員を1名増員するなどをして対応しているようであるが、これほど種々様々な森林組合を基本1日の監査で行うことは、効率的・効果的ではない。場合によっては、検査の人員だけでなく、日数も弾力的に対応し、効率的な検査を実施できるよう監査計画の策定が必要と考える。常例検査を効果的かつ効率的に実施するために、監査計画を作成することを要望する。

(参考)

監査計画とは

監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために監査計画を作成しなければならない。

まず企業の規模や複雑性を考慮し、管理組織のレベルや内部統制の整備・運用状況、取引の実体などを分析して、監査業務の範囲や監査チームが考慮すべき点などの方向性を設定する。これをもとに監査チームのメンバーの配置を行い、リスクが高いと考えられる領域には経験・能力がある人員を配置し、適切な監査時間も設定していく。

監査計画は、いかにして監査リスクを低く抑えるかが重要なポイントであり、その策定には、監査経験や洞察力が必要とされる。

(出典：日本公認会計士協会)

No.20. 【意見事項】常例検査の調書について

リスクアプローチの手法を取り入れ常例検査が効率的、効果的になされるためにも、誰が、どの項目に対して、どのような手続を実施して、結論を導いたのか(監査証跡)をまとめた、監査調書を作成、整備することが望まれる。

(現状)

常例検査は、検査終了後に検査書として森林組合あてに指摘事項等が報告されることになる。検査終了日には、森林組合に対して、検査の結果が報告されるだけでなく、その報告内容は、検査員と林務環境事務所からの留意事項として、取りまとめられ、次年度の監査に活かされる。

常例検査自体は、勘定科目、体制、事業、財務管理、事業管理、決算関係、リスク管理ごとに詳細にチェックリストが設定されており、それに基づいて、検査されることとなる。

(問題点及び改善策)

検査項目ごとに、調書として、誰がどのような手続を行ったのか、結論はどうかといったことが、監査調書としてまとめられ、次年度に引き継がれることがない点が問題である。

リスクアプローチの手法を取り入れ常例検査が効率的、効果的になされるためにも、誰が、どの項目に対して、どのような手続を実施して、結論を導いたのか（監査証跡）をまとめた、監査調書を作成、整備することが望まれる。

（参考）

リスクアプローチ

監査を効果的・効率的に進めるための手法。

監査の人員や時間などの監査資源が有限であるため、すべての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、経済環境、会社の特性などを勘案して、財務諸表の重要な虚偽表示に繋がるリスクのある項目に対して重点的に監査資源を投入し、効果的・効率的に監査を行う手法。

（出典：日本公認会計士協会）

No.21. 【意見事項】森林組合に対する支援について

各森林組合の情報をとりまとめることができる県施設所管課においては、収益性、安全性を高める指標等を十分分析の上、各森林組合にその情報を共有、フィードバックすることが非常に重要であるが、それに加え、森林組合に対する支援事業を有効活用し、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの実現に向けた積極的な取組を要望する。

（現状）

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの中における森林組合の位置づけは、以下のとおりである。

○やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの中の位置づけ

「第7章 プランの実現に向けて

本プランの実現のためには、森林からの恩恵を受けている全ての県民が、森林の整備・保全に関する活動を支援し、社会全体で森林を支えるという意識を持った上で、森林資源の有効活用を図ることが重要です。

また、県はもとより、市町村、森林所有者、森林組合等の林業経営体、木材加工・建築事業者など、森林・林業・木材産業やその他企業の関係者が、適切な役割分担の下、相互に連携して取組を進めていくことが必要です。

(3) 森林組合等の林業経営体

- ・ 施業の集約化等による生産性の向上に努め、収益の増加を図り経営基盤を強化するとともに、持続的な管理・経営を推進
- ・ 新たな森林経営管理制度の確実な実行に向け、市町村からの森林の経営管理の再委託を意欲的に受託
- ・ 特に森林組合は、森林所有者を構成員とする協同組合として、組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の森林整備・林業の先導役として積極的に事業を展開」

つまり、森林組合は、「組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の森林整備・林業の先導役として積極的に事業を展開」することだけでなく、「生産性の向上」による「経営基盤の強化」も、求められている。

しかし、県内の 11 の森林組合においては、収益性、財務状況、組織体制などそれぞれの森林組合の地域特性に応じて様々な隔りがあることも事実である。例えば、先の県内の森林組合の経営指標（令和 5 年度の決算書に基づく）によると、自己資本経常利益率が最も高い森林組合は 28% であるが、最も低い森林組合は 0% となっている。これは、森林組合がどれくらい効率よくお金を稼いでいるかを示す財務指標である。また、現金預金等の残高においては、300 百万円のところもあれば、2 百万円と手元資金が少ない森林組合もある。総収益に至っては、341 百万円の森林組合もあれば、37 百万円にとどまる森林組合もある。

このように、森林組合の収益性、財務状況、その組織体制、組合員数など、各森林組合の特性は様々である。

加えて、県内の森林組合は、全国と比べて小規模であり、木材生産事業への参入が難しい状況でもある。

(問題点及び改善策)

そのような状況下において、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」では、「森林組合の積極的な事業展開」「生産性の向上」「経営基盤の強化」などが求められているが、森林組合の自主的な活動に任せておいては、当該プランの実現は難しいと思われる。

そこで、県は、森林組合経営基盤強化支援事業を実施している。

これは、県下森林組合へデータに基づく望ましいあり方を示すことで、自主的な改革を促し、体制強化を指導することを事業内容とする。

当該事業の具体的な内容は、外部の専門家に各森林組合における経営基盤強化に向けた調査分析業務を委託し、その結果として、各森林組合に対する経営診断報告及び県における森林組合の経営基盤強化に向けた調査分析の報告を受けるものである。

この報告書には、各森林組合に対する「望ましい姿の実現に向けた取組の方向性」が各森林組合ごとに具体的に提言されており、県に対しては、「民間経営体との協業」や「組合間連携」及び「組織再編」などによる労働生産性の向上や、各森林組合の望ましい姿に向けた取組の方向性が具体的に提言されている。

このような、専門家による意見を踏まえ、俯瞰的に県全体の森林組合を捉えることは、民有林整備の中核を担う森林組合に対し、改革に向けた取組を促して体制強化を図る上では、重要なものとなると思われる。

各森林組合の情報をとりまとめることができる県所管課においては、収益性、安全性を高める指標等を十分分析の上、各森林組合にその情報を共有、フィードバックすることが非常に重要であることは、言うまでもないが、それに加え、森林組合に対する支援事業を有効活用し、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの実現に向けた積極的な取組を要望する。

3.2. 林政部施策事業の監査

・抽出基準

林政部 5 課が所管する事業（ただし、経常経費などの経常的事業は除外。）から、抽出単位を細事業単位とし、その当初予算額が 10 百万円以上を基準として選定した。ただし、10 百万円未満の事業であっても、質的観点による監査人の判断により一部選定している。

なお、抽出した事業について複数の林務環境事務所において執行されている場合は、任意で 1 つの林務環境事務所を選定し、当該林務環境事務所における執行状況について往査を行い、監査を実施した。

・抽出結果

その結果、所属課ごとの抽出細事業数及び当初予算額計は以下のとおりとなった。

所属課	抽出細事業数	当初予算額計
森林政策課	9 事業	2,652,754 千円
森林整備課	12 事業	178,559 千円
林業振興課	13 事業	623,471 千円
県有林課	9 事業	385,442 千円
治山林道課	5 事業	745,645 千円

なお、各事業の往査拠点をまとめると次のとおりである。

事業名/林務環境事務所	本庁	中北	峡東	峡南	富士・東部
森林環境保全基金積立金	○				
県民参加の森林づくり推進事業費	○				
山梨県森林環境譲与税基金積立金	○				
森林環境教育推進事業費補助金	○				
緑化樹養成事業費	○	○			
緑の普及啓発事業費	○				
森林整備地域活動支援交付金	○				
森林資源現況調査費	○				
森林情報管理システム保守点検・データ更新業務費	○				
スマート林業推進事業費	○				
松くい虫等総合対策事業費	○	○			○
ナラ枯れ被害拡大防止事業費	○				○
森林保全管理推進事業費	○	○			
低コスト再造林対策事業費補助金	○				○
林業用優良苗木確保資金貸付金	○				
森林組合事業促進資金貸付金	○				
林業労働者通年就労奨励事業費補助金	○				
森林整備担い手対策事業費（基金事業）	○				
森林の担い手づくり強化対策事業費	○				
しいたけ原木等確保資金貸付金	○				
県産材流通活性化事業資金貸付金	○				
やまなしの木マーケット開拓事業費（BP枠）	○				
県産材供給システム強化対策事業費	○				
木質バイオマス利用促進施設等整備事業費補助金	○				
未利用材活用促進事業費	○	○			
新たな森林空間活用事業費	○	○			
保安林整備受託事業費	○			○	
林道事業調査業務費	○			○	
治山事業調査業務費	○			○	
恩賜林保護組合連合会事業費補助金	○				
松くい虫被害調査費	○		○		
獣害防止施設保全管理事業費	○		○		
ナラ枯れ被害木除去事業費	○				○
境界保全管理事業費	○	○			
土地管理費	○	○			
恩賜県有財産貸付料調査費	○				
分収林管理費	○				○
収穫予定箇所の立木調査・処分費	○			○	
やまなし次世代林業強化推進事業費	○			○	
県営林道維持修繕費	○	○			
県営林道事業調査業務費	○	○			
保護事業交付金	○				○
部分林分収交付金	○				○
土地利用条例交付金	○				○
演習場交付金	○				○
県有資産所在市町村交付金	○				
林業・木材産業改善資金貸付金	○				
木材産業等高度化推進資金貸付金	○				

3.2.1. 山梨県森林環境保全基金積立金（森林政策課）

【事業の概要】

山梨県森林環境保全基金積立金（以下「基金」という。）とは、平成 24 年度から導入された森林環境税の用途を特定するために設置された基金に対する積立金をいう。森林環境税は、荒廃した森林の間伐や再生、木材、木質バイオマスの利用促進等を目的に条例により制定された。山梨県に納税する個人は 500 円、法人は均等割の 5%相当額を納税している。年間の税収は約 2 億 8 千万円であり、一般会計から基金に繰入れを行った後に、基金より森林整備事業などに支出している。

【目的・法令根拠等】

山梨県森林環境保全基金条例

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：329,562 千円

決算額：329,549 千円

【具体的な目標】

森林環境税は、おおむね 20 年程度で森林整備を行うことを目的としており、5 年ごとに事業の見直しを行っている。令和 5 年度が含まれる第 3 期 5 カ年計画では、荒廃森林再生事業において間伐 3,460ha、森林作業道 85,000m等を目標としている。

【実施した監査手続】

- ・基金の進行状況資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

No.22. 【意見事項】基金繰越残高の計画的解消について

実質的な基金残高を把握した上で、事業の遅れを計画的に解消すべき。

森林環境保全基金は毎年本県の税収と神奈川県負担金を合わせて約3億円の繰入れがある。森林整備事業は、単年度の事業と2カ年計画の事業があり、2カ年計画の事業では初年度に一般会計へ振り替えた後に事業費の一部は翌年に繰り越される。

過去5年間の執行状況

(単位：百万円)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
基金収入	309	312	294	305	309
執行額	211	269	237	273	325
翌期繰越額	147	189	199	216	205

(定例監査資料 森林環境保全基金 執行状況表より抜粋)

過去5年間に於いて、令和元年度から令和4年度は予算執行額が基金収入を下回っており基金が留保されている。令和5年度の基金留保額（実際に未使用の基金）は、65,994,277円である。また、令和5年度の翌年度繰越分205百万円の内、執行見込がない額も実質的な基金留保額となるが、翌年度繰越分にどの程度執行見込がないものが含まれるかは不明である。基金留保額に加え、翌年度繰越額が近年増加傾向であり実質的な基金残高は増加していると考えられることから、予算執行を拡大する等対応を図るべきである。これに対し、令和6年度より森林整備事業の採択要件を緩和したり、協定期間を緩和したりするなどの措置により、事業の推進を図っているとのことであるが、対策の効果を検証し中期的に事業の遅れを改善できるよう注視すべきである。

3.2.2. 県民参加の森林づくり推進事業費（森林政策課）

【事業の概要】

山梨県では、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取組を一層推進していくため、平成 24 年 4 月から「森林環境税」を導入し、森林の持つ多様な公共的機能について県民の理解が得られるように以下のような普及啓発事業を行ってきた。

平成 24 年度：木質バイオマス普及促進シンポジウムの開催

平成 25 年度：木質バイオマス利用体験教室の開催

平成 26 年度：森林整備現場見学会の開催

平成 27 年度以降：森林整備現場見学会の開催

森林環境税を活用した森林づくりの情報発信

令和 4 年度：県民理解促進のための動画制作・放映

令和 5 年度は、以下の普及啓発事業を行った。

- ・森林整備現場見学会の開催

 - 峡東地域コース（1 回）、中北地域コース（1 回）

- ・森林環境税を活用した森林づくりの情報発信

 - 森林環境情報誌「木もれ日」の作成・配布

【目的・法令根拠等】

平成 24 年 4 月から実施した森林環境税活用事業について、地球温暖化防止、水源かん養など、森林の持つ多様な公益的機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森林づくりを進めるため、普及啓発事業を実施する必要がある。

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,192 千円

決算額：2,329 千円

【具体的な目標】

森林環境税を活用し、森林整備等の事業を実施していくことにより、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向け、総合的な取組を一層推進していくことが目的である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.23. 【意見事項】森林整備現場見学会におけるアンケートの項目について

森林整備現場見学会におけるアンケート項目に「参加回数」を追加し、特に新規参加者の参加状況を把握することで、リピーターのみではなく、より多くの県民の方々に参加して頂けるような施策を立案・実施することが、森林の持つ多様な公益的機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森林づくりを進めるという事業目的を達成するためにはさらに有用であると思料する。

(現状)

森林整備現場見学会に参加した際、参加者にはアンケートの実施をお願いしている。アンケートは選択式と記述式の項目があり、以下のとおりとなっている。

Q1 あなたの性別を教えてください。

1. 男性
2. 女性

Q2 あなたの年齢を下から選択してください。

1. 11～20 歳
2. 21～30 歳
3. 31～40 歳
4. 41～50 歳
5. 51～60 歳
6. 61～70 歳
7. 71～80 歳
8. 80 歳以上

Q3 本日の「森林整備現場見学会」をどこで知りましたか。

1. 施設窓口のチラシ
2. 県のホームページ

3. 新聞広告

4. 友人・知人からの紹介

5. その他

Q4 あなたは、森林環境税をどのように活用しているのか、ご存知でしたか。

1. 知っていた

2. 知らなかった

Q5 本日は、森林環境税の使いみちをご理解いただけましたか。

記述式

Q6 本日の「森林整備現場見学会」の内容はいかがでしたか。

記述式

(問題点及び改善策)

現行のアンケート項目に「参加回数」という項目を追加することにより、新規参加等の参加経験が比較的浅い参加者の状況を把握することができ、より数多くの新規参加者が積極的に参加できるような施策の立案に資することとなるものと考えられる。リピーターのみではなく、より幅広い参加を促進し、より多くの県民の方々に参加して頂けるような施策を立案・実施する方が事業目的に沿ったものとなるものと思料する。

3.2.3. 山梨県森林環境譲与税基金積立金（森林政策課）

【事業の概要】

山梨県森林環境譲与税基金積立金は、国の森林環境譲与税を繰り入れ、管理する積立金である。森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るため、間伐等の森林整備などの安定的な財源を確保する必要性が生じたことから、森づくりを支える仕組みとして創設された国税である。

森林環境譲与税を基金に繰り入れ、市町村が実施する間伐等の森林整備を支援するための費用として、人材育成にかかる経費（山梨県立農林大学校森林学科の運営費など）や木材利用促進・普及啓発にかかる経費（森林環境教育推進事業費補助金など）に活用している。

【目的・法令根拠等】

山梨県森林環境譲与税基金条例

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：68,597 千円

決算額：68,594 千円

【具体的な目標】

基金の交付を通じて森林整備を促進することを目標としている。

【実施した監査手続】

- ・補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.4. 森林環境教育推進事業費補助金（森林整備課）

【事業の概要】

令和2年10月に設立された「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」（以下「協議会」という。）が実施する、森林体験活動及び木育を推進する事業に要する経費に対し、補助金を交付している。補助対象経費は以下のとおりである。

i. 森林体験活動の企画支援に要する経費

森林体験活動の充実を図るため、教育機関等がアドバイザーへ企画を委託する際に要する経費。

ii. 木育に要する経費

・木にふれあう場創出事業

保育所等が、子どもやその親が木にふれあうことが出来る場を創出するため、県産材を使用した木育スペースの設置・改修や、木製玩具等の購入に要する経費。

・木育インストラクター育成事業

木育インストラクター養成講座を県内で実施する際に要する経費。

iii. 普及啓発活動に要する経費

協議会が森林環境教育及び木育に関する普及啓発活動を実施する際に要する経費。

iv. その他事業実施に必要となる経費

事業を実施するために事務局が要する旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等の経費。

【目的・法令根拠等】

次代を担う子どもたちが森林や林業、木材利用の意義に対する理解を深め、豊かな心を育むため、保育園等が行う森林体験活動や、企業や保育園等が行う木育活動を推進するため、「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」を設置し、教育・産業・行政など幅広い分野が連携し、活動を推進していくことが目的である。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,076 千円

決算額：3,001 千円

【具体的な目標】

教育機関等が行う森林体験活動や、企業や保育園等が行う木育活動を推進することにより、山梨県総合計画、その部門計画である「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」による次代を担う子どもたちが、森の大切さや木の魅力を学び、森林や木の文化を継承する豊かな心を育むことが出来るような環境を整えていくことが目標である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.24. 【意見事項】協議会における総会の開催日、監事による監査報告日について

「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」会則第 10 条によれば、「協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。」とされているものの、令和 5 年度の総会は令和 6 年 3 月 28 日、監事による監査報告日は令和 6 年 3 月 25 日となっている。総会の日及び監事による監査報告日は、事業年度終了日以後の適切な日とするのが妥当と思われる。

（現状）

「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」会則第 10 条によれば、「協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。」とされているものの、令和 5 年度の総会は令和 6 年 3 月 28 日、監事による監査報告日は令和 6 年 3 月 25 日となっており、令和 5 年度の事業年度終了日である令和 6 年 3 月 31 日以前の日付になっている。

（問題点及び改善策）

「山梨県森林環境教育推進事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第 8 条に以下のような記載がある。

(実績報告)

第 8 条 協議会は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第 5 号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

協議会が、令和 6 年 3 月 27 日付けで提出した「令和 5 年度山梨県森林環境教育推進事業費補助金事業実績報告書」（様式第 5 号）によれば、事業完了日は「令和 6 年 3 月 18 日」となっている。そのため、補助金交付要綱第 8 条に従えば、事業実績報告書の提出期限は「令和 6 年 4 月 10 日」となる。

これらのことから、総会の日及び監事による監査報告日が、事業完了日である令和 6 年 3 月 18 日以後の日付となっており、実質的な問題はないとも考えられる。

ただし、先述したとおり、協議会の令和 5 年度の事業年度終了日はあくまでも令和 6 年 3 月 31 日であるため、一般的に総会開催日及び監査報告日は事業年度末日後になることを考慮すると、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 10 日のうち、いずれか適切な日とすることが妥当と思われる。また、監査日数を十分に確保し、監事監査の実効性を担保できる点からも、決算日後の日付にする方がより望ましいと考えられる。

3.2.5. 緑化樹養成事業費（森林整備課）

【事業の概要】

県内 2 箇所（大泉緑化園・日野春緑化園）において、購入またはグリーンバンク事業等により入手した緑化樹を管理育成し、県及び市町村の公共施設への配布を行っている。主な事業内容は以下のとおりである。

- ・ 寄付による緑化樹の養成。
- ・ 住宅地の増改築工事、道路の拡張工事及び公有地の開発・転用等に伴い、不用となった有用大型緑化樹の管理育成及び再利用（グリーンバンク事業）。
- ・ 県有林の新・改植地において地拵え、除伐により伐倒処理する予定樹木の中から、大型緑化樹に適した樹種について山取りを行い、緑化園において管理育成。
- ・ 養成・管理した苗木の県及び市町村公共施設への配布。

【目的・法令根拠等】

- ・ 山梨県環境緑化条例（昭和 49 年 10 月 17 日山梨県条例第 31 号）
- ・ 山梨県直営生産緑化樹利用要領（昭和 48 年 3 月 1 日制定）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：10,048 千円

決算額：8,203 千円

【具体的な目標】

緑化樹の公共施設への配布により、県民の身近な環境の緑化を推進し、緑豊かで快適な生活環境を創出することが目標である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.25. 【意見事項】緑化園の有効活用について

大泉緑化園、日野春緑化園の両緑化園においては、除草、刈込み等の園地管理業務、剪定、施肥、病虫害防除等の樹木管理業務及び緑化樹配布業務を行っている。このように手間をかけた緑化樹を公園や植物園等として一般に公開し活用することも、「山梨県環境緑化条例」でも謳っているとおり、環境緑化の推進を図る県の取組に有用なものであると思料する。

（現状）

令和5年度の緑化樹養成本数は、大泉緑化園が4,385本、日野春緑化園が2,153本であり、それぞれの緑化園において、除草、刈込み等の園地管理業務、剪定、施肥、病虫害防除等の樹木管理業務及び緑化樹配布業務を行っており、緑化樹の管理育成・配布のみを行っているのが現状である。

（問題点及び改善策）

「山梨県環境緑化条例」でも謳っているとおり、県は「樹木、草花、芝等を植栽し、育成し、及び保護することにより、地域住民の生活環境に緑地を確保する」という環境緑化の推進を図っており、多くの緑化樹を有する大泉緑化園及び日野春緑化園を公園や植物園等として一般に公開し活用することも県の取組に合致し、有用なものであると思料する。

3.2.6. 緑の普及啓発事業費（森林整備課）

【事業の概要】

県民が自発的に行う緑化活動を促進するため、情報の提供、人材の育成などの緑化推進施策を県民が利用しやすい環境に整備するため、以下の事業を行っている。

i. 緑の教室

県内各施設の特徴や利点を生かして分散開催することにより、多くの県民に緑化学習の機会を提供する。

- ・身近な施設で魅力的な学習機会の提供
- ・若い世代向けの講座の実施
- ・講座に段階（レベル）を設定（「一般」と「上級」の２段階。）
- ・巨樹・名木学習講座の実施
- ・極端に緑の少ない中心市街地の緑化を推進するため、市街地緑化の専門家による特別講座

ii. 緑化相談

- ・樹木医との対面による緑化相談の実施
- ・IT 技術を活用した緑化相談体制の構築
- ・小学校や団体等の要望による、樹木医（講師）の派遣

本事業は、緑化センター（指定管理制度）で実施してきた緑化普及事業をベースとしており、樹木や草花などの緑に対する幅広い専門的な知識と技術を要するとともに、質の高い県民サービスを維持・向上するために確実な実行体制やノウハウ、高い企画能力が求められるため、「公募型プロポーザル方式」による業務委託候補者の選定を行っており、令和５年度は、従前に指定管理業者でもあった「山梨県造園建設業協同組合」に業務委託している。

【目的・法令根拠等】

山梨県環境緑化条例（昭和 49 年 10 月 17 日山梨県条例第 31 号）

（知識の普及）

第 5 条 県は、県土の環境緑化が効果的に推進されるよう、環境緑化に関する知識の普及を図るものとする。

（県民等の自発的な活動の推進）

第 6 条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が自発的に行う環境緑化に関する活動を促進するため、情報の提供、人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：19,465 千円

決算額：19,459 千円

【具体的な目標】

より多くの県民に、より身近な場所で緑化学習の機会を提供するとともに、IT 技術を活用し、より手軽に緑化情報が得られるようにすることにより、県民の緑化活動等を促進することが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.26. 【意見事項】緑の教室における利用料の導入について

緑の教室においては、巨樹・名木学習講座において参加者から傷害保険加入料及びテキスト代として、参加費 200 円を徴収しているのみであるが、より幅広く、より品質の高い県民サービスを提供し、県民が自発的に行う緑化活動をさらに促進させるためには、参加者から利用料を徴収し、本事業に活用することも有用であると思料する。

(現状)

業務受託者である山梨県造園建設業協同組合が作成した「令和5年度緑の普及啓発事業業務実績報告書」によれば、令和5年度の緑の学習推進事業（緑の教室）は、通常講座34回（受講者数：817人）、上級講座7回（受講者数：143人）、巨樹・名木学習講座8回（受講者数：155人）、特別講座1回（受講者数：194人）とそれぞれ開催されているが、参加者からは、巨樹・名木学習講座において傷害保険加入料及びテキスト代として、参加費200円を徴収しているのみであり、これらに係る費用のほとんど全てが県からの委託料で賄われているのが現状である。

(問題点及び改善策)

参加者から利用料を徴収し、本事業に活用することにより、より幅広く、より品質の高い県民サービスを提供し、県民が自発的に行う緑化活動をさらに促進させることが可能となるものと思料する。

No.27. 【意見事項】緑化相談において活用するIT媒体について

IT技術を活用し、より手軽に緑化情報が得られるようにするという点において、InstagramやX(旧Twitter)への画像・動画の投稿や、YouTubeへの緑化関連動画等の投稿なども有効な手段と考えられるため、検討の余地はあるものと思料する。

(現状)

業務受託者である山梨県造園建設業協同組合が作成した「令和5年度緑の普及啓発事業業務実績報告書」によれば、令和5年度の緑化相談件数は1,701件あり、相談方法としては、来所による対面相談、訪問による対面相談、電話による相談、ホームページ上からの電子メールによる相談、LINE公式アカウントを活用した相談等が行われている。また、ホームページ上で、樹木医からのワンポイントアドバイス等を適時更新掲載したり、Facebookによる情報提供も行っている。

(問題点及び改善策)

私見ではあるが、現状世間一般で広く利用されている SNS は、Instagram や X（旧 Twitter）であると思われる。また、YouTube による配信動画は老若男女問わず、広く一般の目に付くところであると思われる。事業目的に掲げている IT 技術の活用による情報発信という点においては、例えばこれらの媒体を活用することにより、県民はより手軽に緑化情報が得られるようになり、本事業の目的に合致した情報提供が行えるものと思料する。

3.2.7. 森林整備地域活動支援交付金（森林整備課）

【事業の概要】

森林の公益的機能の発揮や木材の安定供給のためには、現在の小規模零細で高コストな施業方法を見直し、施業の集約化により間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠であるが、施業の集約化は多くの手間とコストがかかることからなかなか進まない状況にある。本事業は、集約化に必要な様々な活動に対して支援を行うものであり、森林の公益的機能の発揮や木材の安定供給のために必要な事業である。

（事業内容）

森林所有者や森林組合等が行う（1）森林経営計画（※）作成促進（2）森林境界明確化及びそれに向けた境界案の作成（3）所有者不明森林の所有者探索（4）森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備を支援する市町村に対しての支援を行う。併せて、市町村が交付金の交付や本制度の推進を行うのに必要な経費を支援する。

実施主体：市町村

事業スキーム： ①市町村と地域活動実施主体が協定を締結
②地域活動実施主体が（1）～（4）の地域活動を実施
③地域活動実施主体が交付対象経費を市町村へ申請
④市町村が、地域活動実施主体への交付金の交付に必要な経費のうち国・県負担分を県へ申請
⑤県から市町村へ交付金の交付
⑥市町村から地域事業活動実施主体へ、県からの交付金と市町村負担分を合わせて交付

（出典：担当者提出資料から抜粋）

（※）森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

（出典：山梨県ホームページ 森林経営計画の「目的」から抜粋）

【目的・法令根拠等】

- ・林業事業体等による施業・経営の集約化を進めることを目的としている。
- ・森林の公益的機能の十分な発揮や木材の安定供給に向けて、森林経営計画を通じた施業集約化及び計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営の受託者等による地域における活動の確保を図る。

(出典：担当者提出資料から抜粋)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,000 千円

決算額：一千円（令和5年度は執行がなく0円）

【具体的な目標】

近年、森林所有者の高齢化や不在村化、小規模分散化された森林所有者等による非効率な施業等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林や森林所有者が不明である森林が発生するなど、このままでは県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の生産等の森林が有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。これらの課題を解決することを目標としている。

(出典：担当者提出資料から抜粋)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(※令和5年度は予算の執行がないため、令和4年度の予算執行状況について監査を実施している。)

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.8. 森林資源現況調査費（森林整備課）

【事業の概要】

森林資源モニタリング調査を実施し、地域森林計画策定のための基礎データの収集を図っている。

山梨県においては、森林資源モニタリング調査のうち、伐採跡地更新動態調査を実施している。

山梨県が行っている伐採跡地更新動態調査とは、皆伐又は抜き伐りの伐採跡地で天然更新を実施する箇所を対象として、調査プロットを約 40 点設定（1 つの伐採跡地に対して複数のプロットを設定）して行う調査である。5 年ごとに同一調査点を調査する予定としており、令和 5 年度は 3 巡目の 3 年目であった。調査は民間業者に委託して行う。

調査内容としては、地況、立木、下層植生、伐根、病虫獣害状況等であり、地域森林計画の策定・変更に必要な天然更新完了基準に関する調査である。

天然更新とは、主として天然の力を利用して次代の樹木を発生・生育させることであり、種子が自然に落下、発芽して育成する「天然下種更新」と、切り株等の根株から発芽（ぼう芽）して育成する「ぼう芽更新」がある。

【目的・法令根拠等】

森林法第 5 条

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,194 千円

決算額：3,080 千円

【具体的な目標】

本県に即した天然更新基準を作成して地域森林計画に反映すること等により、天然更新を行う伐採跡地について確実な更新が促進され、適正な森林状態が維持されることにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにすることが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.9. 森林情報管理システム保守点検・データ更新業務費(森林整備課)

【事業の概要】

森林情報管理システム運用保守業務と森林情報管理システムデータ更新業務を行う。

【目的・法令根拠等】

森林情報管理システムの保守・運用及びデータ更新を行い、森林情報管理システムを適切に活用し、山梨県森林整備課、県有林課、治山林道課等の業務に有用なシステム環境を提供することを目的としている。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,610 千円

決算額：3,412 千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.10. スマート林業推進事業費（森林整備課）

【事業の概要】

スマート林業の推進により、林業の生産性、収益性、安全性の向上を図ること等を目的として、以下の事業を行う。

○サプライチェーンへの ICT の導入

- (1) ICT 化や需要情報共有のためのプラットフォームの整備
- (2) 森林情報のクラウド化
- (3) デジタル資源情報の整備

○木材生産・森林整備への ICT の導入

- (4) トライアル事業によるトップランナーの育成
- （出典：スマート林業推進事業説明資料から抜粋）

【目的・法令根拠等】

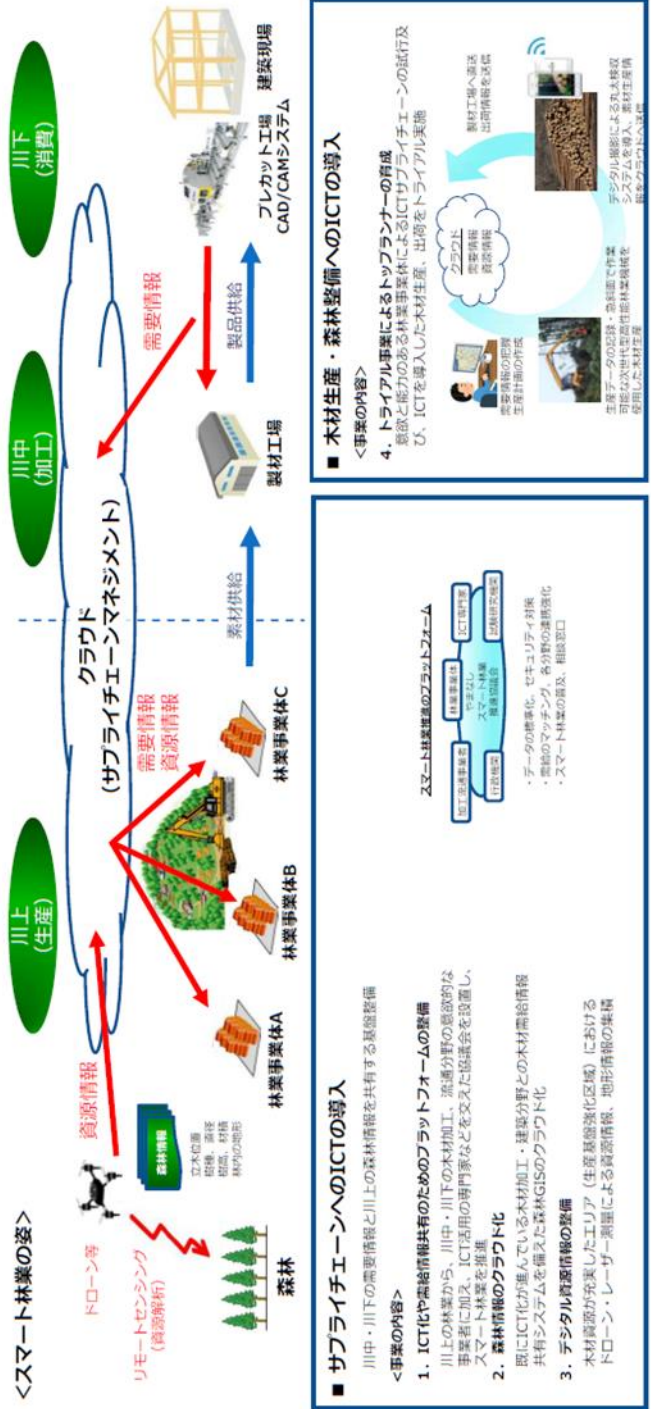
・充実した森林資源を有効活用し林業・木材産業の成長産業化を実現するため、サプライチェーン及び木材生産・森林整備への ICT の導入を図る。

・県内人工林の 6 割以上が利用期を迎えており、充実した森林資源を有効活用した木材生産量の増大等による、林業・木材産業の成長産業化が求められている。また、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、スマート林業の推進による林業・木材産業の生産性、収益性、安全性の向上が必要であり、その課題について解決することを目的としている。

（出典：スマート林業推進事業説明資料から抜粋・加筆）

(参考：スマート林業の推進による林業の成長産業化)

スマート林業の推進による林業の成長産業化



取組内容		※R5年度以降については、R4年度の取組実績を踏まえ予算議論								推進プラン 目標年度	
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	スマート林業の定着	
サプライチェーンへのICTの導入	1.プラットフォームの整備	確立	運営								
	2.森林情報のクラウド化	確立・拡充	精緻・機能強化・運用								
	3.デジタル資源情報の整備		生産基盤強化区域のデータ整備								
木材生産・森林整備へのICTの導入	4.トラリアル事業の実施		リリース補助成								
	合計										

(出典：スマート林業推進事業説明資料より抜粋)

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：50,121 千円

決算額：48,559 千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標となる。なお、事業終了年度である令和 7 年度までの目標は以下のとおりである。

事業内容 (大項目)	事業内容 (小項目)	事業量	事業終了年度までの目標
サプライチェーンへの ICT 導入	(1) ICT 化や需要情報共有のためのプラットフォームの整備	(1) スマート林業推進協議会の設立、研修会の開催	(1) スマート林業技術を導入した林業事業体数：12 (注 1)
	(2) 森林情報のクラウド化	(2) 森林クラウドの整備	(2) 森林クラウドシステムに参画した市町村数及び事業体数 市町村：26 事業体数：148
	(3) デジタル資源情報の整備	(3) ICT 機器によるデジタル森林情報の整備	(3) デジタル森林情報を整備した区域数：4 (各出先管内毎に 1 区域)
木材生産・森林整備への ICT の導入	(4) トライアル事業によるトップランナーの育成	(4) 林業事業体による ICT サプライチェーンの試行、次世代高性能林業機械のレンタル経費助成	(4) スマート林業技術を試行した林業事業体数：4
スマート林業推進による効果		トップランナーの主伐生産性 (m ³ /人口) (注 2)	7.8 m ³ /人日 (R2) ↓ 9.0 m ³ /人日 (R7)

(注 1) スマート林業技術の効果等を他の林業事業体へ波及させ、出先の管内ごとに毎年 1 者への導入を促し、12 (4 事務所×3 年) とする。

(注 2) 立木を伐採し、製材工場等へ出荷した丸太材積 (m³) を、延べ人員 (人数×日数) で除した数値。値が大きいほど効率的であることを示す指標。

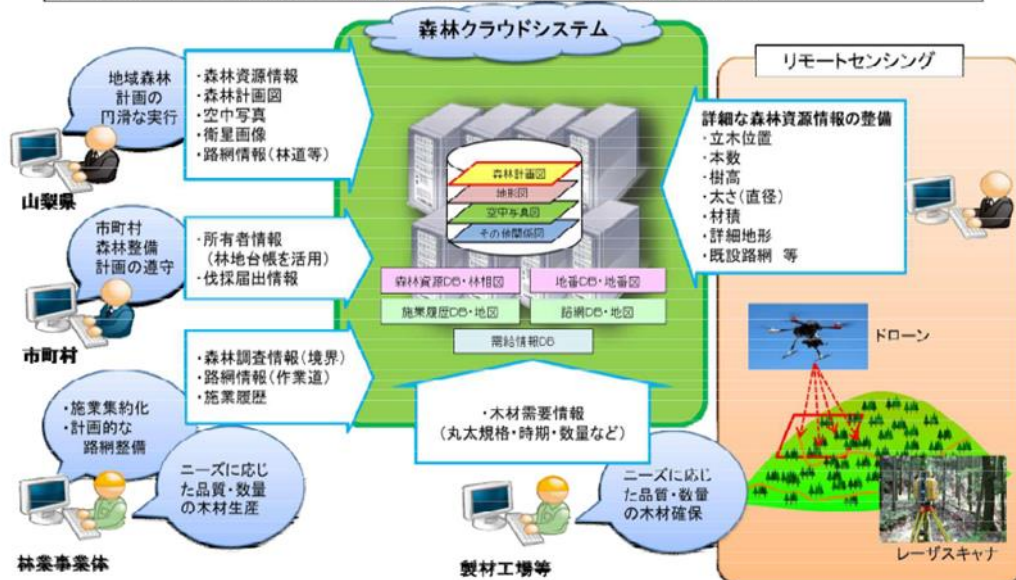
(出典：スマート林業推進事業説明資料から抜粋・加筆)

(参考：森林クラウドシステムの整備について)

森林クラウドシステムの整備

森林クラウドシステムとは

これまで県、市町村、林業事業体、製材工場等で管理していた森林情報を、クラウド上で一元的に管理するシステム。GISの機能を持ち、属性情報や地図情報を管理する機能を持つ。



(出典：スマート林業推進事業説明資料より抜粋)

【実施した監査】

- ・ 担当者への質問
- ・ 各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.11. 松くい虫等総合対策事業費（森林整備課）

【事業の概要】

松くい虫被害対策区域に指定された区域において、被害木の伐倒駆除や予防等の総合的な防除を行う。

（経緯）

松くい虫被害は、昭和 53 年度に発生し、昭和 62 年度に被害量ではピークに達し、そのあとは 1 万 m³ 台で増減を繰り返してきたが、平成 16 年度を境に減少傾向となり現在に至っている。しかし、近年は温暖化の影響もあり、今まで被害のなかった高標高の地域に被害が広がりつつある。

（必要性）

マツノマダラカミキリが運ぶ線虫により松が枯死する松くい虫被害は、依然として継続しており、森林資源として重要な松林を保護し、県土保全等の機能を確保するためには、松くい虫被害対策を行う必要がある。

（出典：担当者提出資料から抜粋）

【目的・法令根拠等】

（事業目的）

松くい虫被害対策区域に指定された区域において、県は防除対策を実施するとともに、国が認めた被害の先端地域の市町村と環境に配慮した予防対策を実施する市町村に対して事業費を補助し、松くい虫被害から保全すべき松林を守る。

（根拠法令）

- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金交付要綱

（出典：担当者提出資料から抜粋）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：23,536 千円

決算額：19,194 千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標である。なお、令和 5 年度における事業区分、事業対象、事業主体の詳細は以下のとおりである。

事業内容	事業区分	事業対象	事業主体
・県有施設周辺の被害木の伐倒くん蒸、樹幹注入 ・国庫補助を活用した伐倒くん蒸、樹幹注入 ・団体等による地域活動の支援	伐倒くん蒸 伐倒破砕	(県事業) 県有林・県施設	県
		(命令防除) (※1) 昇仙峡地域の民有林	
		被害先端地域 (北杜市、富士北麓)	市町村
	樹幹注入	全県	市町村
		甲府市、甲斐市 (昇仙峡)	団体(昇仙峡の松の緑を守る会)
		富士北麓等	県
	山梨県松くい虫被害対策連絡協議会(※2)開催	全県	県

(出典：松くい虫等被害総合対策事業体系（令和５年度）より引用。加筆）

(※1) 命令防除

知事は、森林病虫害等防除法第５条に基づき、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要がある時は、森林所有者に対して伐倒駆除を行うように命令できるが、命令期間内に措置を行わないとき、行っても十分でないときは、県が代わって駆除することができる。社会経済環境の変化に伴い、森林所有者の自ら経営管理を行う意識が低下し、森林所有者に伐倒駆除の命令を行っても処理が行われないことが多く、県は、松くい虫の被害のまん延を防止するために、森林所有者に代わり速やかに被害木の処理を行う必要がある。

被害対策を行わない場合、被害地周辺の松林に被害をまん延させることになるほか、枯損による森林の機能低下や、倒木の危険、景観の悪化が考えられることから、松くい虫被害を拡大させない措置が必要である。

(出典：担当者提出資料より抜粋)

(※2) 山梨県松くい虫被害対策連絡協議会

被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、山梨県松くい虫被害対策連絡協議会を設置する。

山梨県松くい虫被害対策連絡協議会においては、次の事項を協議する。

- ・山梨県松くい虫防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項

・高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項

- ・山梨県樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項
- ・山梨県松くい虫地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- ・被害対策の計画的な実施に関し必要な事項
- ・その他必要な事項

(出典：山梨県松くい虫被害対策連絡協議会設置要領)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.12. ナラ枯れ被害拡大防止事業費（森林整備課）

【事業の概要】

ナラ枯れによる被害から森林を保護し、森林の多面的機能の確保、森林景観の保全等を図るための事業である。

ナラ枯れ被害についての現状と課題、及び具体的な事業内容は以下のとおりである。

（現状）

- ・ナラ枯れ被害が令和元年度に県内で初めて確認される。
- ・ナラ枯れ被害の原因となるカシノナガキクイムシは、平成 27 年に県内で初めて確認されて以降、年々生息域が拡大しており、来年度以降も被害の発生が予想される。
- ・令和 2 年度以降、県南部の峡南及び富士・東部地域から県北部に向けて被害が拡大している。

（課題）

- ・ナラ枯れ被害の拡大を防止するためには、被害の初期段階で被害木を発見し、カシノナガキクイムシを駆除することが必要である。
- ・ナラ枯れ防除の適期実施のため、カシノナガキクイムシの羽化脱出時期を推定する発生予察が必要である。
- ・ナラ枯れの被害拡大防止対策の円滑な実施のため、関係者間の連絡調整を図る必要がある。

（事業内容）

①被害木の処理

ナラ枯れ被害の拡大防止をするためには、被害の初期段階で被害木を発見し、カシノナガキクイムシを駆除することが必要である。

②カシノナガキクイムシの発生予察

ナラ枯れ被害木処理の適期実施に必要な発生予察を行う。

③ナラ枯れ被害対策連絡調整会議（※）の開催

ナラ枯れの被害拡大防止対策の円滑な実施に向けて、被害調査や被害木処理の実施等にあたって、関係者間の連絡調整、情報共有を図るため、ナラ枯れ被害対策連絡調整会議を開催する。

（※）ナラ枯れ被害対策連絡調整会議の検討事項

（出典：山梨県ナラ枯れ被害対策連絡調整会議開催要綱）

検討事項

- (1) 被害の情報収集・共有に関する事項
- (2) 被害拡大防止対策の推進に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【目的・法令根拠等】

(目的) ナラ枯れによる被害から森林を保護し、森林の多面的機能の確保、森林景観の保全等を図ること。

(根拠法令) 森林病虫害等防除法

(出典：細事業説明書から抜粋)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：45,414 千円

決算額：41,621 千円

【具体的な目標】

(目標)

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標となる。

(本事業に期待される効果)

県、市町村、森林組合等が協力してナラ枯れ被害の拡大・まん延を防止することで、きのこ栽培やチップ原料などに利用される森林資源の保護、森林の持つ公益的機能の確保が図られるとともに、倒木による通行人、家屋、送電線等への被害や景観の悪化を防止することができる。

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.13. 森林保全管理推進事業費（森林整備課）

【事業の概要】

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員を設置し、林野火災の予防のため火気取扱指導、火災、風水害、野生鳥獣被害その他の災害の早期発見と報告等の巡視活動に加えて、森林被害の実態把握や森林汚染等の監視を実施し、森林の保全管理を行っている。

森林保全巡視指導員は、資質向上のため森林保全推進員への指導を行い、県は森林保全巡視指導員に対して報償金を支払っている。この報償金が、当事業の主な事業費となる。

【目的・法令根拠等】

- ・ 森林環境保全対策事業実施要領
- ・ 山梨県森林保全巡視事業実施規程（昭和 52 年 2 月 3 日山梨県告示第 36 号）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,976 千円
決算額：3,975 千円

【具体的な目標】

森林保全巡視指導員を設置することで、森林保全推進員の資質の向上を図るとともに、各種森林被害の実態把握に努め、総合的かつ効果的な森林災害の予防を推進することが目標である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.28. 【意見事項】「山梨県森林保全巡視事業実施規程」における部局長名について

「山梨県森林保全巡視事業実施規程」第 5 条において、「森林環境部長」とある記載は、現在の組織体制に合わせ、「林政部長」と記載を改正すべきである。

(現状)

令和 3 年度の県の組織再編において、「森林環境部」の一部が「林政部」となったが、「山梨県森林保全巡視事業実施規程」第 5 条の以下の記載（以下の下線部）が「森林環境部」のままとなっている。

(森林保全巡視事業の実施計画の作成等)

第五条 林務環境事務所長は、別に定める様式に従い、毎年度、森林保全巡視事業の実施に係る計画書を作成し、別に定める期日までに森林環境部長に提出するものとする。

2 林務環境事務所長は、別に定める期日までに、森林保全巡視事業の実施状況について、別に定める様式により森林環境部長に報告するものとする。

(問題点及び改善策)

令和 3 年度の県の組織再編において、「森林環境部」の一部が「林政部」となっているため、当該組織再編に合わせ、「山梨県森林保全巡視事業実施規程」第 5 条の記載についても「森林環境部長」となっているものを「林政部長」と記載を改正すべきである。

No.29. 【意見事項】森林保全巡視指導員に対する報償金額の見直しの検討について

森林保全巡視指導員へ支払う報償金の単価について、近年の物価上昇や最低賃金の上昇等の状況を鑑み、他県の動向等も踏まえ、見直しの要否の検討することも有用であると思料する。

(現状)

森林保全巡視指導員へ支払う報奨金は、森林保全巡視指導員の活動日数に報償金単価を乗じて算定する。この報償金単価は、平成 9 年度における全国平均単価を参考に設定され、現在に至っている。

(問題点及び改善策)

森林保全巡視指導員へ支払う報償金の単価は、平成 9 年度において全国平均単価を参考に設定されており、以降見直しが行われていない。設定当時から 20 年以上経過していることや、近年の物価上昇、最低賃金の上昇等の状況を鑑みると、他県の動向等も踏まえ、見直しの要否の検討を行うことも有用であると思料する。

3.2.14. 低コスト再造林対策事業費補助金（森林整備課）

【事業の概要】

低コスト再造林対策事業費補助金は、県が実施する森林整備事業に対して国が県に交付する補助金である。伐採から植付まで一貫作業をすることで地拵え、苗木運搬といった対象経費の 2/3 又は 1/2 を国費で補助するものである。一貫作業を実施するには、地形や重機の動線といった条件があるため、令和 5 年度の実施予定面積は、11.5ha と県が実施する整備面積からするとごく限られたものとなっている。

国では、人工林が本格的な利用期を迎える中、林業の低コスト化による生産性の向上を図るため、主伐から再造林までの一貫作業を推進するための新事業として当該補助金を創設した。

【目的・法令根拠等】

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 20 日）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：6,370 千円

決算額：2,612 千円

北杜市で予定した工事 3,757 千円が降雪により翌年に繰越しとなった。

【具体的な目標】

令和 5 年度 面積 11.5ha 補助金額 6,090 千円

【実施した監査手続】

- ・予算資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング
- ・サンプリングによる補助金申請額の計算資料の確認、整備実施関連資料の確認

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.15. 林業用優良苗木確保資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

山梨県森林組合連合会（以下「県森連」という。）が造林事業等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸付ける。

- ・貸付先
山梨県森林組合連合会
- ・貸付期間
1 年以内
- ・貸付利率
年 1.8%
- ・貸付額
40,000 千円以内

【目的・法令根拠等】

県内民有林の森林整備の中核的担い手である森林組合の円滑な事業運営を促進させることにより、民有林の健全な育成・保護と林業の発展を図ることを目的とする。

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：40,000 千円

決算額：40,000 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.30. 【意見事項】貸付金による効果測定について

「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸し付けること」で、実際にどれくらい安価な苗木を供給できているのかを、具体的に数値で検証することを要望する。

（現状）

当該事業内容は、「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸し付けること」であるが、実際にどれくらい安価な苗木を供給できているのかを検証していない。

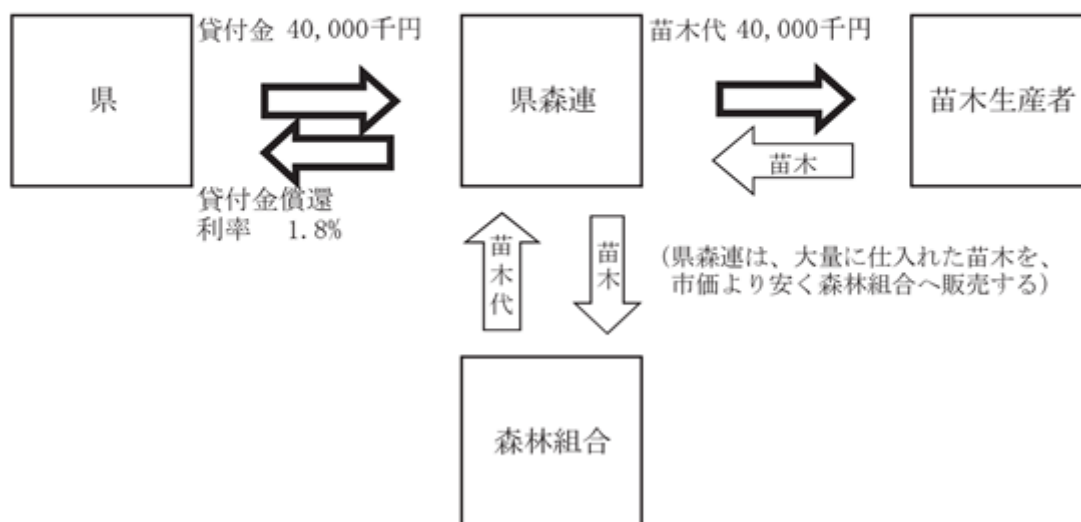
（問題点及び改善策）

当該事業の業務フローは以下のとおりである。県は、スギ、ヒノキ、カラマツなどの苗木代として 40,000 千円を利率 1.8% で県森連に対して貸付け、苗木生産者より大量に仕入れた苗木を、市価より安く森林組合へ販売する。これにより、県内民有林の森林整備の中核的担い手である森林組合の円滑な事業運営を促進させることができ、民有林の健全な育成・保護と林業の発展に寄与することとなる。苗木の仕入れは、主に春先の植栽適期の短期間に大量に行う必要があるが、県内の森林組合においては、木材価格の長期的な下落による林業の採算性の悪化や請負事業の減少などにより、厳しい経営状況下にあるものも少なくない。また、県森連においても過去 3 年間の自己資本比率の平均が約 33% と厳しい経営状況のため、仕入れに必要な資金を一時的に用意するのが困難な状況である。

このように当該事業は、森林組合の運転資金の融通が目的であるが、その事業効果として森林組合が苗木等を市価より安価で購入できると、予算要求の細事業説明書に謳われている。しかし、市価よりどれくらい安価で各森林組合に供給できているか、具体的に検証されていないことが問題である。

○林業用優良苗木確保資金（貸付金）の流れ

貸付期間 4月～翌年3月末



（出典：県作成資料）

山梨県森林組合連合会による令和5年度林業用優良苗木等取扱計画によると、スギやヒノキなどの苗木を21百万円、付帯資材として20百万円を当該県からの貸付金を充てて購入する計画である。

○令和5年度林業用優良苗木等取扱計画

(山梨県森林組合連合会見込み)

樹 種	本 数	単価	金 額
ス ギ	7,290 本	114 円	831,060 円
ヒ ノ キ	17,790 本	166 円	2,953,140 円
カラマツ	34,870 本	155 円	5,404,850 円
そ の 他	92,810 本	134 円	12,436,540 円
苗 木 計	152,760 本	円	21,625,590 円
付帯資材 (獣害防除 薬剤等)	26,020 点	804 円	20,920,080 円
小 計			42,545,670 円
消 費 税			4,254,567 円
合 計			46,800,237 円

県貸付金	40,000 千円
自己資金	6,800 千円
計	46,800 千円

(出典：県作成資料)

令和5年度林業用優良苗木確保資金の実績報告書を見ると、商品名、仕入数、仕入金額、消費税、平均単価等を記載した実績表が報告されているが、当該表では、一括購入した結果、市価よりどれくらい安価に苗木等が供給されたかは、うかがい知ることにはできない。

実績報告書(一部抜粋)

令和5年度苗木実績表									
商品名	純仕入数	仕入金額	消費税	平均単価	商品名	純仕入数	仕入金額	消費税	平均単価
アカマツ2年/0.23m上	23,561	2,542,644	254,264	108	アジサイ	37	24,420	2,442	660
抵抗性アカマツ/25cm又は25cm	10	1,500	150	150	アブラチャン	3	1,650	165	550
アカマツcm/コンテ苗	347	87,791	8,779	253	イチヨウ	5	22,000	2,200	4,400
ホウソウマツ/25cm/ヤブシロササ	2,647	620,101	62,010	234	マノモ(樹)	20	7,700	770	385

当該事業の付随効果として「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸し付けること」で、実際にどれくらい安価な苗木を供給できているのかを、具体的に数値で検証することを要望する。

3.2.16. 森林組合事業促進資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

森林組合は森林所有者が組織する団体であり、民有林経営の中核的担い手として大きな役割を果たしている。

木材価格の長期的な下落による林業の採算性の悪化や請負事業の減少等により、令和3年度、県内の森林組合のうち3組合が当期末処分損失を計上するなど組合の経営は厳しい状況にある。

また、森林組合の主な収入源である森林所有者からの受託費、補助金等の収入時期が偏る傾向にあり、資金繰りが厳しい期間（特に夏期）があるため、組合の安定的経営のため、財政面の支援が必要である。

山梨県森林組合連合会（以下「県森連」という。）を通じ、森林組合の事業運営に必要な資金を貸し付ける事業である。

【目的・法令根拠等】

県内民有林の森林整備の中核的担い手である森林組合の円滑な事業運営を促進させることにより、民有林の健全な育成・保護と林業の発展を図ることを目的とする。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：110,000 千円

決算額：78,000 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.31. 【意見事項】貸付金の利息相当額について

当該事業には、県森連に対する運転資金の補助の意味合いも含まれるため、そのための事業は、別の事業として再構築することを要望する。

(現状)

山梨県内の森林組合のうち当期末処分損失を計上するなど、経営の厳しい組合に対して事業運営のための運転資金を低利で貸し付ける事業である。

当該事業の資金の流れは以下のとおりである。

○森林組合事業促進資金（貸付金）の流れ

貸付期間 4月～翌年3月末



(出典：県作成資料)

(問題点及び改善策)

森林組合は森林所有者が組織する団体であり、民有林経営の中核的担い手として大きな役割を果たしており、運転資金の融資を行うことは意義があると考えられる。

この事業の経緯は、当初、昭和48年度から森林組合の上部機関である県森連に対し、貸付金50,000千円、年利3.0%で融資してきた。

この資金により、森林組合では安定的な事業量の確保が可能になり、各種事業を展開することができた。

その後、県森連、森林組合を取り巻く環境の変化に伴い、貸付金額は、昭和56年度に30,000千円、57年度に10,000千円、59年度に10,000千円、平成2年度

に 10,000 千円の増資を行った。また、年利率は昭和 62 年度に 1.8%に引き下げを行い、平成 8 年度からは現在の貸付金 110,000 千円、年利率 0%となっている。

当該事業は、各森林組合の要請に応じて、県森連が窓口となり、県が運転資金を森林組合に貸し付けるものである。確かに、森林組合の運転資金として当該融資は重要な事業といえるが、県森連が森林組合に貸し付ける時の年利率は 1.8%となっているのに対し、県から県森連に対する貸付年利率は、0%となっており、県森連には 1.8%の利ざやが生じることとなる。

事業目的が、森林組合の運転資金の融通にありながら、県森連に対しても利ざや分の補填の意味合いもあるところ、一つの事業目的と言いながら、それとは異なる事業目的にも県費が使われている（逸失収入）ことが問題である。

当該事業の目的は、「経営の厳しい組合に対して事業運営のための運転資金を低利で貸し付ける事業」であるが、県森連を通して資金融通する時に、0%で貸し付けている。森林組合に対する事業と言いながら、県森連に対しても、利ざやが発生していることとなる。これは、本来県が得られるであろう利子収入といえる。当該収入が、森林組合に対する事業で生じる副次的なものならまだしも、県森連に対する得られるであろう利子収入は、平成 8 年から 30 年近くにわたっている。本来、県森連に対する利子補給事業は、その事業として事業予算を確保して行うべきものと考えるが、森林組合の運転資金貸付け事業のもと、連々と継続されることが問題である。

当該利ざやが、県森連に対しての事務手数料と考えることもあながち間違いではないとしても、上記の貸付金及び金利の経緯から考えても、県森連に対する資金的補助があることは否定できない。

また、県森連の令和 5 年度の決算書には、その事業費用の中に、2,797 千円の事業資金借入利息が計上されており、農林中央金庫及び日本政策金融公庫からの借入があることから、これらの金融機関に対する借入金利息だと思われる。他の金融機関からの借入利率は、0%超となっている。

当該事業の県森連に対する貸付年利率 0%と、森林組合に対する貸付年利率 1.8%は、実質県森連に対する運転資金補填と考えることができるため、森林組合に対する資金援助と、県森連に対する資金援助は、別々の事業として進める方が、事業の効果、効率性の評価の観点からも望ましい。

3.2.17. 林業労働者通年就労奨励事業費補助金（林業振興課）

【事業の概要】

林業労働者の長期就労を促進するため、長期就労者に対し就労日数に応じた奨励金を支給する。

給付対象は、森林組合、県有林造林請負者、県分収林請負者に、年間 100 日以上雇用される林業労働者。労災補償保険への加入が要件となる。

労働者本人や事業主の掛金と、県・市町村の補助金を原資として支給される。

年間就労日数 区分	1 日当たり 奨励金	一日当たり掛金及び補助金額			
		掛金		補助金	
		労働者本人	事業主	市町村	県
100 日～200 日未満	500 円	110 円	110 円	125 円	155 円
200 日～225 日（上限）	830 円	110 円	165 円	215 円	340 円

当該事業費は県から一般社団法人山梨県森林協会（山梨県林業労働センター）に対して補助金として交付される。これを財源の一部として山梨県林業労働センターから各労働者に対して通年就労奨励金として支給される。

この奨励金制度は、林業労働力の急激な減少を背景として昭和 52 年に創設されたものである。

なお全国的には、年間 210 日以上の就業割合は令和 4 年に約 7 割でありこの比率は上昇傾向にある。

林野庁公表 就業環境を取り巻く状況

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/doukou/attach/pdf/index-5.pdf>

【目的・法令根拠】

（目的）

林業労働者通年就労奨励金を給付することにより、就労の長期化・安定化を促し、林業労働力の確保を図る。

（法令根拠）

- ・ 山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付要綱
- ・ 山梨県林業労働者通年就労奨励事業実施要綱

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：7,791 千円

決算額：6,993 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である林業振興課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.32. 【意見事項】就労者の多様化する働き方に対応した奨励金について

林業就労に関する奨励金は、長期就労を前提とするものに限定せず、将来の労働力確保のためにも、就労者の多様化する働き方に適応した支援を検討するよう要望する。

林業は、就労者にとって体力を必要とし、労働災害のリスクも高いことに加え、現場作業が気候に左右され、相対的に生産性も低いと言われている。特に、本県の場合、森林は急斜面が多く、簡単に機械化が進まない状況がある。こうした産業の特性から、林業における長期就労は難しい側面があることは否めない。現状の長期就労奨励金では就労者数の現状維持が困難なことは全就労数減少のデータに示される通りである。現状の金額設定では 225 日分 186,750 円（830 円×225 日）が上限であり、本人と事業主の掛金を除けばほぼ年間フルに就労しても年間 124,875 円の補助を受けるに過ぎない。この金額では就労者の平均的な所得や物価高の状況も踏まえると、就労者数を安定的に維持するのに十分な効果はないものとも考えられる。

副業を前提とする近年の働き方の多様化にともない、短期的な就労があらゆる業種で増加していくと見込まれている。また林業は他の産業同様、特定技能外国

人労働力に依存することが現実的であり今後労働力はより流動的になると予測される。

労働力確保のためには長期就労を前提とする者だけでなく、このような流動的な労働力の就労を喚起することに力点を置くことが重要であり、就労日数に応じた支援よりも、短期でも労働内容に応じた支援が労働力確保のためにはより実効性があると思料する。

3.2.18. 森林整備担い手対策事業費〔基金事業〕（林業振興課）

【事業の概要】

林業労働者の福祉向上、労働安全衛生の促進、技術・技能の向上、新規就労者の参入支援、新規林業労働者の確保を実施する。

(1)就労向上

労働災害補償保険の上乗せ補償制度に加入した場合の助成(1/2)

(2)労働安全衛生促進

①蜂さされアレルギー検診の受診料助成(1/2)

②蜂さされ対策用自動注射器導入経費助成(1/2)

③熊撃退用スプレー購入経費への助成(1/2)

(3)林業労働従事者の技術・技能向上

①高度技能化作業訓練期間中の業務費補填への助成(1/2)

②高度技術資格・免許取得のための講習受講料助成(1/2)

(4)新規就労者参入促進

①40歳以下の新規就労者を月給制で雇用した場合に、技術習得期間中の奨励金を助成(10/10)

(5)林業労働従事者確保育成推進事業(林業労働センター事務費) (10/10)

【目的・法令根拠等】

林業労働者の労働環境改善と林業事業体の経営基盤強化を行い、人材の確保・育成・定着を図る。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：13,728 千円

決算額：13,728 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.33. 【意見事項】補助金の対象経費の明瞭化について

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱の第2条に事業の種類、補助対象経費及び補助率の規定がある。その別表によると、事業の種別区分、5 林業労働従事者確保育成推進事業の補助対象経費は、「林業労働従事者の確保を推進するための経費」と規定されており、その対象範囲が曖昧である。補助金の対象経費が具体的かつ明瞭に判別できるように要綱を改善されることを要望する。

(現状)

「山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)の第2条(事業の種類、補助対象経費及び補助率)には、「補助金交付の対象となる事業の種類、補助対象経費及び補助率は、別表の通りとする」と規定されている。

「山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱」別表

別表

事業の種別		補助対象経費	補助率
区分	小事業名		
1 林業労働 従事者の就 労条件の向 上事業	(1) 労働災害補償保険の 上乗せ補償共済加入促 進事業	労働災害補償保険の上乗せ 補償共済掛金	1/2以内
2 林業労働 従事者の労 働安全衛生 促進事業	(1) 特殊検診（蜂刺され アレルギー検査）事業	蜂刺されアレルギー検査受 診料（ただし、対象経費は1人 当たり2,415円以内とする。）	1/2以内
	(2) 蜂刺され対策事業	蜂刺され対策用エビネフリ ン自己注射器一式購入経費お よび医師による使用方法の指 導料への助成（ただし、対象経 費は1人当たり15,000円以内と する。）	1/2以内
	(3) クマ対策事業	クマ対策用スプレー購入経 費助成（ただし、対象経費は1 事業体当たり30,000円以内とす る。）	1/2以内
3 林業労働 従事者の技 術向上事業	(1) 高度技能作業訓練促 進事業	高度技能作業訓練受講者の 日給（ただし、対象経費は1人 1日当たり10,000円以内とす る。）	1/2以内
	(2) 高度技能資格・免許 取得促進事業	高度技能資格・免許の受講 及び受験に要する経費	1/2以内
4 新規就労 者の参入促 進事業	(1) 新規参入促進奨励事 業	奨励金	新規採用から2 箇年以内、 （1年目：月1万 5千円以内、2年 目：月7千5百円 以内）
5 林業労働 従事者確保 育成推進事 業	—	林業労働従事者の確保を推 進するための経費	10/10

別表5 林業労働従事者確保育成推進事業の補助対象経費は、「林業労働従事者の確保を推進するための経費」とあり、補助率は100%となっている。

（問題点及び改善策）

当該対象経費の規定には「林業労働従事者の確保を推進するための経費」とだけ定められ、その対象範囲が曖昧である。実際には、山梨県林業労働センターの事務費がその範囲であると思われるが、だとしたら、対象範囲を林業労働センターの事務費と規定した方がよいと思われる。

(参考) 林業労働センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事が指定する林業労働力確保支援センターで、林業事業主の行う雇用管理の改善や事業の合理化並びに新たに林業に従事しようとする人達の就業を支援する組織。

No.34. 【意見事項】直近年度実績に基づく予算策定について

森林整備担い手対策事業費(基金事業)の予算策定において、所要業務日数を算定するに当たっては、直近年度の所要日数を根拠に予算策定すべきものとする。

(現状)

令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業費実績書は、以下のとおりとなっている。

令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業実績書

区分	小事業名	事業内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	補助対象 雇用主数 (人)	対象林業 従事者数 (人)
1 林業労働 従事者の就労 条件の向上事 業	(1)労働災害補償保険 の上乗せ補償共済 加入事業	労働災害補償保険上 乗せ補償共済掛金へ の助成	5,536,744	2,253,664	29	193
	小計		5,536,744	2,253,664	29	193
2 林業労働 従事者の労働 安全衛生促進 事業	(1)特殊検診(蜂さされ アレルギー検査)事業	特殊検診(蜂さされ抗 体検査)の受診料への 助成	197,855	80,527	46 19	83
	(2)蜂さされ対策事業	蜂さされ対策用エドモアリン 自己注射器一式購入経 費及び医師による使用方 法の指導料への助成	1,099,000	447,327	20	106
	(3)クマ対策事業	クマ対策用スプレー購入 経費への助成	71,370	29,050	3	7
	小計		1,368,225	556,904	24	196
3 林業労働従 事者の技術・ 技能の向上事 業	(1)高度技能作業訓練 促進事業	高度技能作業訓練受 講者の日給補償への 助成	150,000	61,056	1	1
	(2)高度技能資格・免許 取得促進事業	資格・免許取得のため の講習受講料への助 成	2,007,358	817,064	19	37
	小計		2,157,358	878,120	19	38
4 新規就労者 の参入促進事 業	(1)新規参入促進奨励 事業	新規就労者の技術習 得期間中の奨励金の 助成	2,505,000	2,039,268	12	23
	小計		2,505,000	2,039,268	12	23
5 林業労働従 事者確保育成 推進事業	—	林業労働センター 事務費	8,000,044	8,000,044		
	小計		8,000,044	8,000,044		
	合計		19,567,371	13,728,000	37	388 (450)

上段は実数
下段は累計

上記は、令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業費の実績報告書であるが、
その中の「5. 林業労働従事者確保育成推進事業」林業労働センター事務費につ

いての予算は、林業労働センターの労務費から一般社団法人山梨県森林協会業務と全国森林組合連合会受託事業の費用を差し引いて、それに事業主負担の社会保険料と諸管理費を加算して算定している。

その労務費の算定の際、総括・総務業務の労務費につき、事務局長と職員の業務日数に、(R5 当初予算日額給与)を乗じることで、計算している。

当該業務日数は、平成 26 年度実績値の所要時間、文書数に基づいて算定されており、今から約 10 年前の実績に基づいて算定されている。

(問題点及び改善策)

当該業務に要する業務日数の実績が、約 10 年前の実績にもとづいて算定されているのは、多少年月が経ちすぎている。

森林整備担い手対策事業費(基金事業)の予算策定において、所要業務日数を算定するに当たっては、直近年度の所要日数を根拠に予算策定すべきものと考え

No.35. 【意見事項】実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付に当たり、林業労働センターの事務費の当該業務に関わった人件費の算定において、実際に業務に要した日数に基づいた実績報告をもって精算されたい。

(現状)

令和 5 年度山梨県森林整備担い手対策事業費の実績報告書の、「5. 林業労働従事者確保育成推進事業」林業労働センター事務費についての実績値算定につき、人件費の内、総括・総務業務が予算策定上使用された予算額がそのまま、実績値として報告されている。

予算上、総括・総務業務の人件費として、1,426,228 円計上されているが、1 円変わらず、同額が実績値として計上されている。

林業労働従事者確保育成推進事業

(単位：円)

				R5年度 予算	R5年度 実績
①林業労働センターの事務費					
補助率積算内容					
100% 労務費					
雇用改善担当	支給合計	3,762,614			4,366,264
	社会保険料事業主負担	589,852			999,700
	雇用保険等	33,938		4,386,404	-38,933
臨時職員(社会保険料事業主負担込)				2,820,020	
総括・総務	(R5当初予算日額給与)	所要日数 (* 1)			
事務局長	24864円	25日	621,600		
職員A	17978円	20日	359,560		
職員B	16484円	27日	445,068		
				1,426,228	1,426,228
				① 8,632,652	
一社) 山梨県森林協会業務				② 2,027,068	
「緑の雇用」[森林の仕事エリアガイダンス]					
(全国森林組合連合会受託事業)				③ 56,000	
差引			④ = ① - ② - ③	6,549,584	
振込手数料				62,549	
郵送代				8,400	
電話代				41,488	
PCリース代(2台)				68,688	
消耗品費				195,000	
管理費等				⑤ 1,179,070	1,246,861
				④+⑤ 8,104,779	8,000,120
					↓
* 1) : 所要日数は、平成 26 年度実績値の所要時間、文書数に基づいて算定。					実績報告額
					8,000,044

(問題点及び改善策)

実績の報告書には、当該業務に要した実績日数の報告があるわけでもなく、予算数値ありきの実績報告であることが問題である。

予算策定時においては、上記で記述したとおり、令和 5 年度当初予算日額給与に、当該業務に要する所要日数（平成 26 年度実績値の所要時間、文書数）を乗じて計算した人件費 1,426,228 円を計上している。

そして、実績報告書においては、当該金額同額を実績値として報告している。

総括・総務業務に関しては、実際に所要日数が予算時と同日数であったかもしれないが、その実績報告はない。

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付に当たり、林業労働センターの事務費の当該業務に関わった人件費の算定において、実際に業務に要した日数に基づいた実績報告をもって精算されたい。

No.36. 【意見事項】労務費算定についての合理的な計算方法に基づく報告について

林業労働センターに関する労務費の算定に当たり、当該従事者の人件費総額を、総労働日数に対する当該事業の労働従事日数の割合で算定した金額を実績として用いるなど、合理的な計算方法で報告するよう改善されたい。

（現状）

前述のように、令和5年山梨県森林整備担い手対策事業費の実績報告書において、その中の「5. 林業労働従事者確保育成推進事業」林業労働センター事務費についての予算は、林業労働センターの労務費から一般社団法人山梨県森林協会業務と全国森林組合連合会受託事業の費用を差し引いて、それに事業主負担の社会保険料と諸管理費を加算して算定している。

しかし、その実績の報告に当たり、林業労働センターに関する労務費の計算において、合理性を欠いた計算によっている。つまり、当該従事者は、「林業労働従事者確保育成事業」以外にも、雇用管理改善や、林業就業支援講習など一般社団法人山梨県森林協会業務なども行っているが、当該林業労働センターに関する労務費の算定方法は、当該他業務から収受した人件費相当分の補助金を差し引いて計算している。

（問題点及び改善策）

林業労働センターに関する労務費と言いながら、他事業の人件費補助で穴埋めされない人件費の残りを当該事業の実績としているが、適切な事務であるとはいえない。これだと、事業の実績の把握が困難で、当該事業の評価も適切に実施できない。

労務費の算定に当たり、当該従事者の人件費総額を、総労働日数に対する当該事業の労働従事日数の割合で算定した金額を実績として用いるなど、合理的な計算方法で報告するよう改善されたい。

3.2.19. 森林の担い手づくり強化対策事業費（林業振興課）

【事業の概要】

(1) 森林の担い手ステップアップ事業

林業に関する総合的な指導能力を有する現場管理責任者の育成強化を図るための「現場管理責任者育成研修」の開催。

(2) 林業経営体経営力向上事業

林業就業者の所得向上を図るための経営者を対象にした「林業経営体経営力向上研修」の開催。

(3) やまなしの林業魅力発信事業

林業への就業希望者の拡大を図るための「森林・林業体験ツアー」の開催と、林業への就業に意欲のある者に対し、林業の具体的な業務内容や職場環境などを知る機会を提供するためのインターンシップを実施した林業経営体に対する報酬の支払い。

【目的・法令根拠等】

林業に関する総合的な指導能力を有する現場管理責任者の育成強化を図り、就労者の技術向上を促進するとともに、意欲と能力のある林業経営体に集中して経営力向上に向けた取組を行い収益性の向上を図ることを目的とした事業である。

また、就業者の年齢構成の平準化に向け情報発信力を強化し、広く就業者の確保を図ることを目的とした事業である。

〈経緯〉

山梨県の森林において民有林内の人工林の約7割が木材として利用可能となり、本格的な伐採期を迎えている中、民有林整備の中核を担う森林組合では、従来からの造林・保育が業務の主体となっており、1組合当たりの生産量が全国平均の5分の1程度と、収益向上につながる木材生産への事業拡大が遅れている。

そのような中、持続可能な林業経営を実現し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図る「新たな森林管理システム」が平成31年4月から導入されたことから、その担い手となる林業経営体の強化や人材の確保・育成が必要となっている。

〈財源〉

森林環境譲与税基金

（令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を、森林環境税として、市町村が賦課徴収し、国は当該税収を財源として、「森林環境譲与税」として、市町村による森林整備の財源として、市町村と

都道府県に対して、一定の基準で按分して譲与する。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の施策に充てることとされている。

本事業は、山梨県に譲与された森林環境譲与税を財源として実施するものである。）

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：4,253 千円

決算額：3,903 千円

【具体的な目標】

具体的な数値目標等はなし。

【実施した監査手続】

- ・担当者へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.37. 【意見事項】ツアー参加者の林業への就業状況等の事業成果の測定について

「森林・林業体験ツアー」への参加者について、実際の林業への就業者や就業率などを検証し、事業成果の確認をしておくことが望まれる。

(3) やまなしの林業魅力発信事業については、「森林・林業体験ツアー」に参加した学生、一般人について、今後、実際の林業への就業者や就業率などを検証し、事業成果の確認をしておくことが望まれる。特に、森林環境譲与税を財源としていることから、支出が適正かどうかについて検証が必要とされる。

3.2.20. しいたけ原木等確保資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

山梨県特用林産協会を通じて各森林組合にしいたけ原木等の確保に必要な資金の貸付を行う。

(1)貸付先

山梨県特用林産協会

(2)貸付期間

1 年(単年度)

【目的・法令根拠等】

木材価格の長期低迷などにより林業の収益性が著しく低下するなか、山村地域の所得向上を図るため、特用林産の振興を図る必要がある。

しいたけ等のきのこ栽培に必要な優良原木等の確保と安定供給を図る。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：4,000 千円

決算額：4,000 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.21. 県産材流通活性化事業資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

県内3 原木市場（山梨県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、甲斐東部材産地形成事業協同組合、南部町森林組合）等への県産材流通活性化のため、運転資金を貸し付ける事業。

(1)貸付先

県森連(他は県森連から転貸)

(2)利率

年 1.8%

(3)期間

1 年

(4)内容

①売掛債権取引制度

原木販売時に、購入者から売掛金回収に要するタイムラグ解消のための資金

②内渡金制度

原木出材者に対し、出材した原木を担保に内渡金による売買成立までの代替え払い資金

③集荷配達制度

運送業者と原木集出荷の通年契約を行い、運送経費の低コスト化を図るための経費

④市場機能制度

原木を径級別に仕分けるはい積みを行う人件費や燃料費等

⑤カラマツ等流通促進資金制度

森林組合等に対するカラマツ等原木の購入・出荷のための経費の貸付

【目的・法令根拠等】

(目的)

県内3 流域ごとに配置されている原木市場等の機能を強化し、出材取引量を増加させる。特に県森連原木市場には、県産カラマツ材等の流通を促進するため、カラマツ等流通促進資金を貸し付ける。

(法令根拠等)

県産材流通活性化事業資金借用証書・特約事項

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：180,000 千円

決算額：112,000 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.22. やまなしの木マーケット開拓事業費〔BP 枠〕（林業振興課）

【事業の概要】

（1）県産材需要拡大推進事業

東京圏への販路拡大のために、県産材を用いた木塀などの外構製品や建物の内装製品等の PR 用試作品の作成や、作品の PR 活動経費（出展料）等に対して補助するもの。

（2）県産材販路開拓事業

海外への販路開拓のために、県産材製品を取り扱う事業者による県産材製品の海外の展示会への出展に対して補助するもの。

【目的・法令根拠等】

〈目的〉

東京圏への販路拡大には、ニーズに合った製品が不可欠であるが、製品開発には一定のコストが必要であるほか、契約につなげるためには民間主導の商業ベースでの展示会等における PR が必要になり、展示会の出展には、高額な出展料を伴うなど、県内事業者にとって大きな負担となっていることから、それらの費用の補助を行う。

また、海外販路開拓に興味を示す県内事業者は存在するが、商機の有無、相手方との商取引のルールやリスクといった輸出に関する情報及びノウハウが不足しており、実際に県産材の輸出の事業化はほとんど進んでいないことから、海外の展示会への出展費用の補助を行う。

〈経緯〉

令和元年度の森林環境譲与税の交付開始などを背景に、東京都ではブロック塀から木塀への代替対策や国産木材利用拡大事業の予算の確保がなされるなど、国産木材利用への需要が高まっているが、県産材の販路は脆弱なままである。

また、日本の木材輸出額は、令和 2 年度で約 357 億円と、平成 26 年当時の約 2 倍となるなど、海外において国産材の需要が高まっているが、県産材の販路は未開拓の状況となっている。

〈法令根拠〉

- ・ 県産木材試作品開発等事業費補助金交付要綱
- ・ 山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱

〈財源〉

森林環境譲与税基金

(詳細については、「森林の担い手づくり強化対策事業費」における説明を参照)

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：2,000 千円

決算額：1,747 千円

【具体的な目標】

具体的な数値目標等はなし。

【実施した監査手続】

- ・担当者へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.38. 【意見事項】将来施策に向けた応募事業者数低迷の原因分析について

今後、県産材の海外マーケット向けの販促事業を再開する場合は、今回応募者数が低迷したことについてその原因の分析把握をされたい。

県産材販路開拓事業については、令和 5 年度は、補助事業への応募事業者が無かったことから当該予算分を減額補正されており、当該事業は令和 5 年度をもって廃止されている。今後の国内外の木材市況の状況次第ではあると思われるが、今後、県産材の海外マーケット向けの販促事業を再度実施する際には、今回の実施事業にて応募事業者数が低迷した原因等を分析把握し、活かすこととされた。

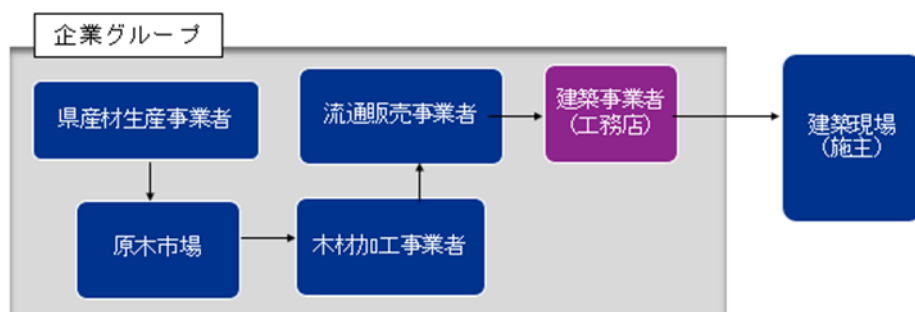
3.2.23. 県産材供給システム強化対策事業費（林業振興課）

【事業の概要】

県産材の流通体制を構築する企業グループ（素材生産や製材工場、工務店などで構成）の建築用材供給実績に応じて補助金を交付する。

補助単価（構造材等 15,000 円/㎡以内、内装材 2,000 円/㎡以内、県産材認証 10,000 円/件以内）に県産材を用いた製材品使用量等を乗じて補助額としている。

令和 5 年度は企業グループが 7 団体ある。



建築現場への県産材の供給量に応じて補助額を決定する。

なお企業グループによっては構成員が上記全ての事業者を含まないものもある。建築事業者以外は県内に事業所を有するものに限定されている。

【目的・法令根拠】

（目的）

森林資源の活用による林業の成長産業化の実現のため、地域で生産された木材を地域内において付加価値の高い製材品として加工。

供給ルートを強化し、県産材を安定供給することにより木材需要の多くを占める建築用材における県産材の需要拡大を図ることが目的となる。

（法令根拠）

- ・ 山梨県県産木材利用促進条例
- ・ やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱
- ・ やまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：17,810 千円

決算額：15,378 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である林業振興課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.24. 木質バイオマス利用促進施設等整備事業費補助金（林業振興課）

【事業の概要】

木質バイオマスエネルギー利活用促進を図るため、木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援する。

効率的に未利用間伐材等（伐採時に生じる枝や根株、曲がり材などの未利用材）をチップ化して安定的に木質バイオマス燃料として供給する施設の整備を行う事業者に対して、施設整備に要する経費の一部を補助する。具体的には、木質バイオマス発電所へのチップ燃料供給を行う事業者に対する、未利用間伐材等をチップ化する移動式チップパー等の導入資金への補助である。

山梨県は平成 26 年 3 月に「山梨県木質バイオマス推進計画」を策定し、これまで林内に放置されてきた未利用材の有効利用を促進しているが、安定供給できる体制づくりが重要である。

木質バイオマスの利用促進は新たなエネルギー政策の一つとして国の推進する事業であり、本補助事業については、国の補助金を活用し、県を通して支給するいわゆるトンネル補助金である。

補助率：

施設整備にかかる経費の 15%。ただし発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は 1/2 となる。

なお、令和 5 年度は 1 件の補助金採択があり、令和 2 年度以来の採択となった。県内の事業者数自体が少ない上、チップパー等設備自体が 1 台数千万円はするため最大 2 分の 1 の補助とはいえ利用する県内事業者は限定されるものと思われる。

【目的・法令根拠】

（目的）

未利用間伐材等を有効活用し、木質バイオマスエネルギー利用拡大を図る。

（法令根拠）

- ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領
- ・山梨県木材産業等競争力強化対策事業実施要領
- ・山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：82,900 千円

決算額：82,900 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である林業振興課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.25. 未利用材活用促進事業費（林業振興課）

【事業の概要】

未利用材の資源利用を促進するために、林業事業体に対して、林内に残されている未利用材（末木枝条等）を積み込み、運搬する費用等を助成する。

【目的・法令根拠等】

〈目的〉

皆伐や収穫間伐施業地において、伐採や造材時に発生する端材、末木や枝条等は、林地に残置されているが、これらを収集し、運搬してチップ化することで、木質バイオマス資源として活用できることから、積み込み、運搬等の経費の補助を行い、未利用材の再生可能なバイオマス資源としての有効利用を進め、脱炭素社会や2050年カーボンニュートラルの実現、地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

〈経緯〉

伐採や造材時に発生する端材、末木や枝条等の積み込み、運搬等には経費が発生し、採算が取れないため林地に残置されて、活用されていない状況にあった。

山梨県内では、現在3カ所の木質バイオマス発電所が稼働しており、今後、木質バイオマス発電燃料用の木材の需要が増大するため、未利用材のバイオマス資源としての利用を促進することが必要となっている。

〈法令根拠〉

- ・山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱

〈財源〉

森林環境保全基金

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：25,000千円

決算額：22,296千円

【具体的な目標】

具体的な数値目標等はなし。

【実施した監査】

- ・職員へのヒアリング（中北林務環境事務所への往査を含む。）
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.39. 【意見事項】減額変更についてその要因等の把握、記録について

補助金減額申請があった場合、事業者に対してその理由をヒアリングし、内容を記録、データベース化していくことで、当初申請時での申請額(材積見込)の妥当性判断において、有用な判断材料となることが期待できる。

（現状）

往査対象とした中北林務環境事務所での当該補助金交付実績を把握した結果、交付先 8 社のうち 1 社について、以下の状況が把握された。

交付申請及び決定額：1,950,000 円（R5. 5. 30 交付申請 R5. 7. 6 交付決定通知）

補助金変更承認申請額：900,000 円（R5. 12. 28 変更交付決定通知）

実績報告に基づく交付確定額：900,000 円（R6. 2. 26 交付額確定通知）

当該変更承認申請は、実際の運搬見込材積が当初申請時の運搬予定材積に満たないこととなったため、当初交付決定額について減額変更されたものである。

ここで、申請者の過大申請を防止し、適切な水準の交付申請額を担保するため、県としては事業者の交付申請時に過去の運搬実績に基づく申請内容であるかなどを確認している。

（問題点及び改善案）

運搬材積の実績が当初申請時の見込みに満たない交付事業者が多数発生した場合、当該補助金を必要とする他の事業者に行き渡らない可能性もあり、結果として未利用材の木質バイオマス資源の活用促進という事業目的のための経済的支援が不十分になってしまうことが懸念される。

この点、前述のとおり県としては過大な申請を防ぐため、過去の運搬実績に基づく申請額であるかなどを確認しているため、今回の減額申請はあくまでイレギュラーなものと推察されるが、例えば、減額申請があった事業者に対してその理由をヒアリングし、内容を記録、データベース化していくことで、当初申請時の申請額（材積見込）の妥当性判断において、有用な判断材料となることが期待できるものと思料する。

3.2.26. 新たな森林空間の活用事業費（県有林課）

【事業の概要等】

① 新たな森林空間の活用事業費の概要

県有林課が所管する事業の一つとして、新たな森林空間の活用事業費は、次のような事業目的等に基づき、令和4年度から予算化されている（「細事業説明書」より引用。以下この項につき同様。）。

「山梨県が有する豊かな森林空間を活用し、世界的に注目を集めている MTB（マウンテンバイク）のコースを整備し、本県の県有林を MTB の聖地としていく。」

「MTB に関する有識者、県、市町村等が参画する協議会で、コース整備やルール設定、ライセンス制度の導入等を検討し、森林公園や森林文化の森において、コースを整備していく。」

② 予算化の状況

[令和4年度：2,270 千円]

- ア. MTB に関する有識者、県及び市町村等が参画する協議会開催
- イ. 協議会の中で、コース整備やルール設定、ライセンス制度の導入等を検討
- ウ. 森林公園や森林文化の森におけるコース整備

[令和5年度：80,116 千円]

- ア. MTB コース設置運営について有識者と検討
- イ. 武田の杜 MTB コース測量設計業務委託
- ウ. MTB コース・付帯設備整備費

③ 協議会等の開催状況

ア. やまなし MTB 推進協議会

やまなし MTB 推進協議会は、事務局を林政部県有林課とし、協議会には構成員 10 団体、分科会には各市町村、地域の MTB 団体及び林業団体が参加している。協議会の構成員である MTB 団体（団体 A：代表 B 氏）は、「MTB 利用実態に精通」する者として参加している。

イ. MTB コース設置検討会の開催状況

MTB コース設置検討会は、次のような目的等に基づき、令和 5 年度で 3 回開催されている（県有林課からの入手資料から抜粋。）。

[目 的]

県有林を活用した MTB コースの整備に当たり、設備の効果的な運用や効率的な維持管理方法について、有識者との現地立会や意見交換を綿密に実施することにより、次年度以降のコース完成後速やかに事業を開始する体制整備の検討を行う。

[対象者]

MTB に関する有識者（株式会社 C 社：代表取締役 B 氏）

[検討内容]

- ❶ MTB 利用上のルール
- ❷ 整備後の維持管理方法
- ❸ 運営方法 等

[実施方法]（計画 4 回⇒実績 3 回）

4 月 28 日： 現地視察、MTB コース対象エリアの確認

6 月 26 日： コース設計をもとに運営方法、整備後の維持管理方法について
検討

12 月 21 日：検討内容のとりまとめに当たっての助言

[検討費用]（計画ベース）

謝金：@6,500 円×4 回=26,000 円

旅費：@2,640 円×4 回=10,560 円

【実施した監査手続】

新たな森林空間の活用事業費に係る事務事業の監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 新たな森林空間の活用事業費に係る予算関連資料を入手し、事業内容及び予算科目執行状況等の説明を県有林課から聴取した。
- ② 中北林務環境事務所に現場往査し、新たな森林空間の活用事業費に係る予算執行状況等に関する説明を聴取し、予算執行に係る契約書等一式を閲覧分析して、監査要点に関連する質問を行い、回答を得た。

【指摘事項又は意見事項】

No.40. 【指摘事項】新たな森林空間の活用事業費について

令和 5 年度に新たな森林空間の活用事業費で執行した事務事業の中には、①MTB コース設置検討並びに②武田の杜 MTB コース測量設計業務委託及び③MTB コース整備が含まれるが、①に関連する「MTB コース設置・検討」（以下「検討会」という。）の有識者と③の請負業者の構成員（一次下請の 2 法人のうちのひとつ）が同一法人であった。

①の検討会における業務の中で、③の発注事案の基礎となる特記仕様書に対して当該有識者から意見聴取を行っている。そして、検討会の有識者就任中に③の MTB コース整備に係る元請の一次下請業者となっている事実が把握された。

このような事実に関しては、外観的にも利害関係が疑われるものであり、また、公正な競争を確保する観点からも問題である。

当該事案のように同一法人が特記仕様書に直接関わり、そのことが建設工事請負契約の下請業者に指定される規定の追加につながる事案がどのような経緯で発生したのかについて事実関係の精査を踏まえ、内部統制上の不備等が発生しないための対応策を早急に検討されたい。

（現状）

令和 5 年度に新たな森林空間の活用事業費で執行した事務事業については、県有林課が所管する事業のひとつとして、武田の杜に新たに設置する MTB コースの整備費等であり、中北林務環境事務所が業務委託や工事請負契約等の実務を行っている。

令和 5 年度における予算内容は次のとおりである。

[令和 5 年度武田の杜 MTB 整備費予算]

(単位：千円)

No	事業費	予算額	内 容
①	コース設置検討費	37	利用上のルール、コース管理の方法など有識者と検討
②	測量設計委託費	13,079	林間コース、スキルエリアの設計
③	コース整備費	43,000	コース・スキルエリア整備、コースへのアクセス道改修
④	付帯設備整備費	24,000	案内板設置、休息場所整備等
合 計		80,116	—

(注：県有林課からの予算関連資料)

当該事業が開始された令和 4 年度には、林政部県有林課が事務局となり、「やまなし MTB 推進協議会」を運営している。その構成員 10 団体の中に、「MTB 利用実態に精通」している MTB 団体として、MTB コースの運営等を行っている団体 A（代表 B 氏）が参加している。

武田の杜の第 2 広場を中心に、初級から中級の間の者を対象とした林間コースとスキルエリアを新設整備するために、有識者等から意見を聴いている。その中で MTB 有識者の発言に関する項目を次に引用する。

[MTB コースの設計]

○ MTB 有識者：団体 A

- ・ 北斜面は施工上の課題が多い。
- ・ 利用者が怪我をした場合の救護についての配慮も重要（管理センターからのアクセスが良い場所であること）。
- ・ アクセスや施工上の課題を考えると、第 2 広場周辺が候補。
- ・ 第 2 広場にスキルエリアを、その周辺に林間コースを整備することは可能。
- ・ 第 2 広場は、施工法に優れる上、将来の維持管理も容易。

[民間施設との棲み分け]

○ MTB 有識者：団体 A

- ・ 民間で整備される MTB コースは主に中級以上のコース。
- ・ 初級者が気軽に MTB に取り組める環境は十分とは言えない。
- ・ 県が初級等新規ユーザーを受け入れる施設を整備することは、民間コースへの良い波及効果を生むものとする。

(問題点及び改善策)

新たな森林空間の活用事業費の内容を検証していくと、団体Aの代表が経営する株式会社C社が、令和4年度においてはやまなしMTB推進協議会の構成員として、また、令和5年度においては「MTBコース設置・検討」における「MTBに関する有識者」として、参加している。

特に、当該法人は、令和5年度の「MTBコース設置・検討」において、「施設の効果的な運用や効率的な維持管理方法について、現地立ち合いや意見交換を綿密に実施」する目的で、年間3回の会議に参加していることが分かる（【事業の概要等】③イ．を参照。）。

この会議では、次の3点が検討されている。

[検討内容]

- ❶ MTB利用上のルール
- ❷ 整備後の維持管理方法
- ❸ 運営方法 等

また、3回の開催時期と検討内容は次のとおりである。

[開催時期及び検討内容]

第1回（4月28日）

- ① コース及びスキルエリア設置範囲について
- ② 武田の杜のコース利用方法やルールについて
- ③ ②を踏まえた、休憩舎や案内板、注意喚起看板などの設置場所・内容について
- ④ 工事発注時及び施工時に留意すべき点について

第2回（6月26日）

- ① 林間コース（本数と線形、延長、幅員）について
- ② スキル（位置、内容、範囲）について
- ③ 工事発注に計上する項目と内容について
- ④ 工事の特記仕様書に記載する項目について
- ⑤ コースの構造と維持管理方法について
 - ・ コースの浸食防止対策
 - ・ 維持管理の体制
- ⑥ その他
 - ・ サイン設置について

- ・ レンタルバイクについて

第3回（12月21日）

- ① 県有林内の MTB コースの整備状況
- ② 供用開始後の各関係者の役割
- ③ 利用の流れ
- ④ コースレベルの定義と利用者レベルの判断
- ⑤ その他
 - ・ オープニング・イベント
 - ・ 講習会
 - ・ リーフレットの作成
 - ・ MTB のレンタルについて
 - ・ 施設の名称

これら3回の会議全てに当該法人の代表者は参加している。その際に県からは謝金等が支払われており、法人としての参加であることを理由に、謝金に対する源泉所得税の控除は行われていない。

また、これら3回の検討会での審議内容は、中北林務環境事務所が令和5年度に発注した測量設計委託費やコース整備費・付帯設備整備費に直接関連するものが把握される。特に、第1回と第2回の検討内容には、測量設計委託や工事請負契約の仕様内容に関わる内容が少なからず含まれる。

一方、令和5年度において、「武田の杜マウンテンバイクコース等整備工事」は、中北林務環境事務所の所管で、次のとおりの内容で発注されている。

- ① 工事名 武田の杜マウンテンバイクコース等整備工事
- ② 工事場所 甲府市山宮町地内外
- ③ 工期 着手：令和5年9月5日 完成：令和6年3月15日
- ④ 契約額 63,250,000 円（消費税等込み）
- ⑤ 契約担当 中北林務環境事務所 所長
- ⑥ 請負者 株式会社D社
- ⑦ 一次下請
 - ア．有限会社E社
 - ・ 請負金額 5,940,000 円
 - ・ 工事内容 MTB コース整備工、接続道路整備工、看板設置工
 - ・ 工期 令和5年10月10日～令和6年2月28日
 - イ．株式会社C社
 - ・ 請負金額 4,200,000 円

- ・ 工事内容 MTB コース整備工事
- ・ 工 期 令和 5 年 10 月 5 日～令和 6 年 3 月 15 日
- ・ 下請施工体系図提出 令和 5 年 10 月 2 日
(下線は監査人が付したものである。)

「武田の杜マウンテンバイクコース等整備工事」の元請業者が選定した一次下請の 2 者のうち、「株式会社 C 社」は、令和 5 年 10 月 2 日付けで注文請書（技術管理）を元請け業者と交わしていることが分かる。そして、元請業者が県に提出した「施工体制台帳」の「下請負人に関する事項」を見ると、当該会社は「建設業の許可」の欄は空欄となっている。

このことに関しては、当該建設工事請負契約書（令和 5 年 9 月 4 日付け）の特記仕様書第 30 条その他に、次のとおり記載されている。

「マウンテンバイクコースについて
マウンテンバイクコース、スキルアップエリアに関する工事は、マウンテンバイクコース等の施工実績があるトレイルビルダーが施工管理を行うこと。」
(下線は監査人が付したものである。)

また、【施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】の「発注者に提出する書類」のチェック欄には、建設業許可業者のチェック項目（⑨、⑩）には、チェックがないが、「⑤別紙-4 チェックリスト（下請分）【建設工事の従事者に関する事項のチェックリスト】、⑪下請負人の当該建設工事の従事者に関する事項（作業員名簿等）」にはチェックが付されている。

一次下請の株式会社 C 社は、建設業許可はないが、特記仕様書第 30 条に明記されている「施工管理」を行うことから当該工事に参加しているものと理解できる。

この特記仕様書第 30 条の規定は、前記した MTB 設置検討会の第 2 回（6 月 26 日）での検討事項「④工事の特記仕様書に記載する項目について」で次のように記録されている事項に関連しているものと考えられる。

- 「・ B 氏（株式会社 C 社代表取締役）が作成した特記仕様書については、コース設定の考え方の参考にするが、証明することが困難な項目もあるため、発注者側で精査し、必要に応じて修正する。
- ・ 特記仕様書には、トレイルビルダーに係る項目を明記する。」
(下線は監査人が付したものである。)

このように明記された検討内容に基づき、上記の特記仕様書第 30 条が追加されたものと考えられる。

ここで、MTB コース設置検討会の有識者に株式会社 C 社を選定した理由としては、次のとおり、「有識者選定理由」（抜粋）に記載されている。

「有識者として選定した B 氏は、・・・山梨県におけるマウンテンバイク事業のパイオニアであり、代表を務める（株）C 社はコースの選定や設計、整備を手がける数少ない法人化された事業者であるとともに、県内で行政から受注を含む複数のマウンテンバイクコース整備実績を持つ唯一の事業者である。」

（下線は監査人が付したものである。）

以上の経緯を具体的に検討すると、「MTB コース設置・検討」の有識者である B 氏（株式会社 C 社代表取締役）が第 2 回目の会議で述べた「特記仕様書へのトレイルビルダーに係る項目の明記」により、特記仕様書第 30 条の「マウンテンバイクコース等の施工実績があるトレイルビルダーが施工管理を行うこと。」の規定が追加されており、県内外に複数活躍するトレイルビルダーの中から、株式会社 C 社が、当該整備工事の施工管理を受注している実態については、外観的にも利害関係が疑われるものであり、また、公正な競争を確保する観点からも問題である。

このような結果になることを避けるためには、検討会の有識者に就任し、MTB コースの整備工事の特記仕様書に関与した委員は、実際に当該工事に直接関わることを制限する仕組みを検討する必要があったと考えられる。少なくとも、元請業者が、県へ施工体制台帳を提出した際に、株式会社 C 社を一次下請業者として選定したことが把握できたことから、利害関係や公正な競争の面から問題がないかどうかを検討すべきであったと考える。

したがって、このような特殊な事態が発生した事実の精査と発生原因、問題の所在などを特定することについて発注者側で検討し、内部統制上の不備等の問題として把握すべきである場合、その是正・対応策を早急に検討されたい。

3.2.27. 保安林整備受託事業費（治山林道課）

【事業の概要】

- ・ 民有林とは、国有林以外の森林を指し、所有者が個人や会社である私有林と、所有者が自治体等である公有林に分類される。
- ・ 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備といった公益的機能発揮のために、国は民有林を保安林指定することができる（森林法第 25 条）。なお保安林指定は、保安林の種類によって農林水産大臣の告示によるもの（重要流域内の第 1 号から第 3 号までの保安林）と、県の告示によるものがある。
- ・ 当該事業は、このうち国の権限に基づく保安林にかかる指定に向けて、国の委託を受けて県が森林調査を実施し、保安林指定調書を作成する事業である（地方自治法に基づく法定受託事務）。
- ・ 民有林を保安林指定することで、森林の保全や適切な森林施業の確保を図り、水源のかん養や災害の防備等の公益的目的を達成するものである。
- ・ 保安林の指定は、県が保安林指定調書を作成したのち、農林水産省に指定の申請をし、国からの告示により最終的に保安林指定が確定する。県ではその後、保安林として保安林管理台帳へ本登録する。
- ・ 保安林指定がされることによって適切な管理が可能となるのみでなく、所有者にとっては固定資産税等の課税上の優遇や政策金融公庫の融資といったメリットもある。
- ・ 所有者不明の森林については固定資産税負担者等で所有者を追跡し、その同意を得ることとしている。
- ・ また当事業では、上記のような「保安林指定調査」のほか、既に保安林指定されている森林について、地積や所有者等の現況の実態調査を行い、その調査結果に基づき、保安林台帳を最新の情報にする「適正管理調査」の業務も行っている。
- ・ 予算の制約もあり、各出先機関（県内 4 カ所）でおおよそ 1 件ずつの保安林指定調査を実施している。適正管理調査については各出先機関で毎年持ち回りとなっており、各々が数年に 1 度数カ所の実施箇所を選定している。
- ・ 財源については国庫委託金を特定財源としている。法定受託事務である当該業務は国の業務として業者に調査業務を再委託し、その費用を国に請求する形式となる。
- ・ 具体的な事業費としては、衛星デジタル画像を用いた保安林管理のための備品購入、保安林調査から指定調書作成の業務の委託費となる。

【目的・法令根拠】

(目的)

森林法に基づく民有保安林の整備管理が事業の目的となる。

民有林を保安林に指定し、森林の保全や適切な森林施業の確保を図ることによって、水源のかん養や災害の防備等の公益的目的を達成する。

適切な施業が実施されない場合、土砂流出等による被害の可能性がある。

(法令根拠)

- ・森林法第 25 条
- ・森林法第 196 条の 2
- ・森林法第 39 条の 2

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：12,577 千円

決算額：12,572 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である治山林道課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.41. 【意見事項】保安林の指定について

保安林の迅速な指定が望まれる。

(現状及び問題点)

令和 5 年度に調査を実施し完了した指定調書に基づき農林水産省へ申請した指定について、往査時の令和 6 年 11 月下旬において保有林台帳が作成されてい

いものがある。これは国の告示がなくいまだに保安林指定ができていないため、指定番号がなく台帳が完成されないためである。

治山林道課としては指定調書作成後おおよそ速やかに指定申請をしており責めに帰すところではないが、農林水産省が審査を行い指定のための告示をするのに8か月以上経過していることになり、通常の事務処理の期間としては多少時間を要していると考える。

(改善策)

標準的な処理期間の定めはないが、保安林指定は適切な治山事業をするために必要でありまた所有者の課税負担等にも影響するところであり、迅速な対応が必要である。国の受託事業とはいえ国と都道府県が一体として保安林指定を実施する事業である以上は、国との情報連携により迅速な保安林指定を目指すべきと思われる。

3.2.28. 林道事業調査業務費（治山林道課）

【事業の概要】

- ・林道は、木材生産のみでなく、山村地域の生活道路、山岳観光地へのアクセス道路、災害発生時の迂回路の役割もあり、適切に管理する必要がある。
- ・県は令和元年度に策定した山梨県林内路網整備計画により、毎年度 10 km の林道整備を行うこととしており、必要となる新規路線の整備を積極的に行っている。
- ・この林内路網整理に向けて全体計画の作成や測量設計などの調査業務を行うのが当該事業である。
- ・現在、林内路網の骨格となる森林基幹道の継続的な整備は完了しつつあり、今後は支線となる森林管理道、林業専用道の新規計画に移行していく。
- ・ただし事業化前であるため国補財源を使うことができず、事前調査や全体計画の作成、測量設計に係る予算の確保が課題となる。
- ・林道の新規拡大や補修のための全体計画調査や測量設計業務については専門性が高い業務であり、特定の資格や専門的能力を持つ外部事業者に委託する。
- ・この林道調査には、例えば橋梁の PCB 除去・補修といった林道事業にかかる緊急性のある箇所の調査対応も含まれる。
- ・なお森林内の林道等の路網は、①一般車両の走行を想定した幹線となる「林道」②10 トン積トラックの走行を想定した支線となる「林業専用道」③林業機械の走行を想定した分線となる「森林作業道」に分類される。

【目的・法令根拠】

（目的）

林道を計画的に整備することで、森林資源の循環利用を推し進める。

（法令根拠）

特になし。

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：12,926 千円

決算額：12,926 千円

【具体的な目標】

山梨県林内路網整備計画における目標：10 年間で 100km の林道の路網整備

【実施した監査手続】

本庁所管課である治山林道課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.29. 治山事業調査業務費（治山林道課）

【事業の概要】

- ・ 治山事業は森林法及び地すべり等防止法に基づき実施されており、森林整備保全事業計画に基づき計画的に推進することとしている。
- ・ 特に平成 29 年度以降、山地災害は激甚化の傾向にあり、近年では今まで災害が起こらなかった箇所でも発生することもあり、治山事業に関しては新規計画箇所が増加傾向にある。
- ・ 特に山梨県の急峻で地質が脆弱な山地での災害を防止し安全を確保するためには、計画的な整備が重要である。
- ・ 国の事業（国補事業）として令和 6 年度に治山事業を予定しており、その事業化の前に、当該事業において全体計画の作成や測量設計を行うものである。
- ・ 具体的には、コンサルティング会社や測量会社に対する調査委託料が中心となる。
- ・ 特に全体計画の作成等は専門的な技術や技能が必要であり一定の資格者を有する特定の業者に委託する形となる。
- ・ 財源は治山事業が事業化前のため一般財源によらざるを得ない。委託業務にかかる予算の確保は当該事業の課題と言える。

・ 調査は危険箇所を選定して行うが、危険箇所は以下の 3 つの種別に分類される。

崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出し、災害が発生する恐れのある地区。

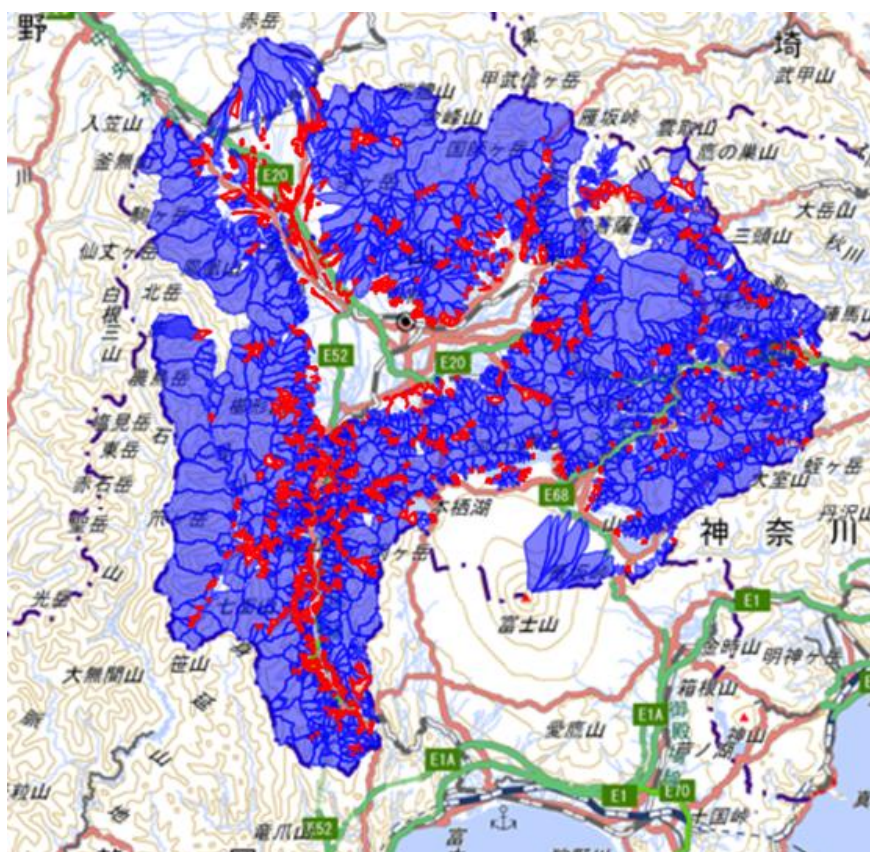
山腹崩壊危険地区

山腹崩壊による災害が発生する恐れのある地区。

地すべり危険地区

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区。

なお山梨県は上記 3 地区を合計すると下図色塗り箇所のようになる。（令和 6 年 11 月末現在）



・さらに、林野庁の公表基準に従い、危険度をA、B、Cの3段階でランク分けをしている。

・年間およそ15件を調査対象に指定している。往査対象とした峡南林務環境事務所では、3件（3箇所）の調査を実施している。なお同事務所管内では山地災害危険地区は1,164箇所である。

往査対象とした峡南管内山地災害危険地区数（令和6年11月現在）

種別	危険度 A	危険度 B	危険度 C	計
崩壊土砂流出危険地区	525	243	26	794
山腹崩壊危険地区	194	110	21	325
地すべり危険地区	40	3	2	45
計	759	356	49	1,164

山梨県全体の山地災害危険地区数（平成 29 年度末現在）

崩壊土砂流出危険地区	2, 586
山腹崩壊危険地区	846
地すべり危険地区	57
計	3, 489

※山梨県ホームページより

・調査対象の選定方法：

県内の危険度 A かつ未着手、保全対象 50 戸の箇所およそ 100 箇所のうち、地元住民の要望、市町村等各所の意見を確認して 15 件程度を選定する。なお令和 5 年度に選定したものは危険度 B が複数あり、箇所の緊急性も考慮する。

【目的・法令根拠】

（目的）

増加する山地災害の復旧や未然防止に確実に取り組むため、国の事業採択の前年度中に設計図書を作成し、国の承認を得て迅速に工事に着手するため調査を実施する。

（法令根拠）

森林法第 40 条、41 条

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：68,011 千円

決算額：68,011 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である治山林道課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.42. 【意見事項】危険地区箇所情報のより積極的な情報開示について

事業成果の一つの公開指標として、調査による治山事業が新規着手されることにより、未着手である危険地区が解消される推移状況と中長期的な目標を治山林道課ホームページに明記の上、情報リンクを行うなど、情報を容易にアクセスできるようにすることが望ましい。

調査はのちの治山事業を前提として実施するものであるため、その治山事業の結果危険地域がどの程度縮減されたかというデータは、調査事業の成果を表す一つの指標と思われる。この点、危険地区の全体的な推移は各政策の指標とされ、他のホームページで掲載されているものの、治山林道課ホームページから各政策目標への情報リンクがなされていない（治山林道課ホームページには平成 29 年度末の危険地区数のみ記載）ため、調査事業の効果が十分であるか、より予算付けをすべきか、という判断がただちに判断しがたい状況にある。

危険地区箇所の情報は県民にも関心が高い点からも、積極的な情報開示が望まれる。

3.2.30. 恩賜林保護組合連合会事業費補助金（森林政策課）

【事業の概要】

山梨県恩賜林保護団体を統括する恩賜林保護組合連合会の円滑な運営を図り、恩賜林が保有する諸機能の維持や被害防止、普及啓発等の効果を上げる。

（補助先概要）

公益社団法人山梨県恩賜林保護組合連合会

（所在地）

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目 5 番 4 号

舞鶴城公園内

（事業内容）

1. 公益目的事業

恩賜林の保護管理、保育及び森林の公益的機能の普及啓発等のため次の事業を実施する。

（1）林政推進事業

ア：恩賜林に関するパンフレット、恩賜林由来看板等の作成やホームページの更新

イ：鳥獣標本の貸出事業

ウ：森林の被害防止等

エ：林政推進

（2）恩賜林保護管理助成事業

ア：保護管理助成事業

（3）林業振興基金貸付事業

ア：振興基金貸付事業

イ：部分林及び植樹用貸地の保護育成

2. 収益事業

恩賜林記念館の管理運営のため、次の事業を実施する。

（1）事務室会議室の賃貸事業

ア：事務室賃貸事業

イ：会議室賃貸事業

3. その他事業

会員相互の連携と組織強化を図るため次の事業を実施する。

- (1) 会員向け運営助成事業
ア：会員向け運営助成事業
イ：保護団体の育成指導

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜林保護組合連合会事業費補助金交付要綱

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：7,872 千円

決算額：7,872 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.31. 松くい虫被害調査費（県有林課）

【事業の概要】

病虫害対策は、発生初期段階での対応が効果的であり、対応が遅くなればなるほど広範囲に蔓延し、枯損などの被害が拡大する。そのため、被害状況等の調査を迅速に行い対策を実施することで、病虫害の蔓延を防止する必要がある。

当該必要性に鑑み、松くい虫等の森林病虫害が発生した場合、役務費により被害状況調査を行い、需用費により調査に関わる消耗品及び駆除用薬剤を購入する。松くい虫等の調査に関しては被害数量を確定するために被害木の樹高、胸高直径について毎木調査を行う。また、突発的で緊急性のある駆除については、当事業で行う。

【目的・法令根拠等】

（目的）

県有林内のアカマツ林の松くい虫、害虫等の駆除、その他被害に対処し、健全な森林の造成を図る。

（根拠法令等）

山梨県松くい虫等被害総合対策事業実施要領

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,126 千円

決算額：2,421 千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.32. 獣害防止施設保全管理事業費（県有林課）

【事業の概要】

獣害から森林を保護するためには、獣害防止施設の新設だけではなく、既存施設が期待される機能を発揮する必要がある。そのためには、適切な時期における定期的な見廻りと破損個所の速やかな補修が不可欠である。

そこで、破損が発生した場合に植栽木に大きな被害が発生しやすく、頻繁な見廻りが必要な5年生までの造林地に設置した獣害防護柵126キロメートルの年1回の見廻りと補修を外部委託する。

【目的・法令根拠等】

県有林内の森林を保護し、公益的機能を維持するため、既存獣害防止施設（獣害防止柵）の見廻り及び補修を行う。

（経緯）

本県では、深刻化するニホンジカによる被害防除対策を総合的に講ずるため、山梨県第二種特定鳥獣管理計画（自然共生推進課）を策定し、獣害防護柵を農林業被害対策の柱として位置付けるとともに、樹幹部のネット等による保護を推進している。そのような中で、県有林においては県有林造林事業により獣害防護柵やネット巻きなどの獣害防止施設を設置している。

特に新植栽地では、植栽木とともに雑草木が繁茂し草地に近い環境となるため、ニホンジカが集まり植栽木を食べて新植栽地全体が枯死するおそれがある。よって、主に平成24年度以降、新植栽地獣害防護柵を積極的に設置している。

獣害防止柵は、雪崩や倒木により一部でも破損した場合、そこから侵入を許したニホンジカにより新植栽地全体が被害を受けることがあるため、職員が近隣の業務で現場に出張する際に見廻りと補修を行ってきた。

しかし、獣害防護柵の設置総延長が大幅に増加してきたことにより、現体制では十分な見廻りや補修ができず植栽木に被害が発生している。そのため、獣害防止柵の巡視と補修作業を外部委託することで、破損個所の早期発見及び速やかな補修を実施することができる体制を作ることが喫緊の課題となっている。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：6,818千円

決算額：5,971千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問
- ・ 資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.43. 【意見事項】支出実態に即した事業費の使用について

支出については、業務の内容や目的に着目し、より正確と思われる事業費から支出するよう留意されたい。

（現状）

獣害防護柵が、倒木により倒壊している事案において、倒木処理及び補修業務に要する費用を、「獣害防止施設保全管理事業費」からではなく、「松くい虫被害調査費」及び「土地管理費」から支出していた。

（問題点及び改善策）

上記の取扱いについて、倒木の原因が松くい虫被害に基づくものという理由などから、「松くい虫被害調査費」から支出したとのことであった。

当該倒木の原因に鑑みれば、「松くい虫被害調査費」からの支出とすることにも一応の理由があるといえる。

しかし、当該業務の主な目的は、松くい虫の被害調査や駆除ではなく、倒木を排除し、防護柵を修繕することにあるといえることから、「獣害防止施設保全管理事業費」から支出することが正確であったと思われる。また、獣害防護柵修繕費がどの程度要したかを、後年において検証する必要性が生じた場合などに、支出された事業費が正確なものでなければ、検証時に余計な労力を割くことになりかねない。

支出については、業務の内容や目的に着目し、より正確と思われる事業費から支出するよう留意されたい。

なお、予算との兼ね合いで、正確と思われる事業費からの支出が困難なケースもあると思われるが、その場合は予算の流用（山梨県財務規則第 25 条）制度を利用することなども検討されたい。

3.2.33. ナラ枯れ被害木除去事業費（県有林課）

【事業の概要】

ナラ枯れ防除後に立木状態で残っている枯損木について、伐採を委託するための事業費。

（出典：細事業説明書から抜粋）

【目的・法令根拠等】

県内有数の観光地である山中湖周辺において、ナラ枯れ被害対策後の枯損木を除去し、安全で快適な森林空間や美しい森林景観の維持を図ることを目的としている。

上記目的を達成するための現状と課題は以下のとおり。

（現状）

- ・コロナ禍において、密を避ける新しい生活様式として屋外での活動の需要が高まっている。
- ・山中湖周辺は東京などから近く、森林浴等を手軽に楽しむ観光客が多く訪れている。
- ・しかし、近年県南部を中心にナラ枯れ被害が急速に拡大し、山中湖村は県下最大の被害地となっており、その多くが県有林である山中湖畔別荘地で発生している。
- ・防除後の枯損した樹木が立木状態で残っており、倒木による建物及び人的被害の恐れがある。
- ・美しい自然景観が山中湖エリアの重要な観光資源であるが、防除後の枯損した樹木が立木状態で残っており景観を阻害している。

（課題）

建物等への倒木被害を未然に防ぎ、森林利用者の安全を確保するため、また、美しい森林景観を観光客に提供するため、県の責務として県有林内の防除後の枯損木を速やかに除去する必要がある。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：23,371 千円

決算額：23,210 千円

【具体的な目標】

- ・上記の目標を達成するために予算化した事業の執行が目標。
- ・県有林において、ナラ枯れ被害対策後の枯損木を以下の事業期間において、以下の本数を伐採する。

事業期間：令和5年度

枯損木本数：330本

（出典：担当者提出資料から抜粋）

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.44. 【意見事項】ナラ枯れ被害木のデータベース化について

台風などの自然災害によって倒木するなど影響を受けた場合、その情報を「枯損木対応状況」データベースに追加するなど将来の危険予測の点から有用なデータベースとして拡充していくことについて提案する。

（現状）

現状ナラ枯れ被害木である枯損木の調査と、危険木の選定、実際に当年度に伐採する木の選定は以下のとおり行っている。

- ①山梨県ナラ枯れ被害調査要領に従って、被害木の調査を行う。
- ②調査を行った結果、ナラ枯れ特有事象があると判定された枯損木は、「枯損木対応状況」というエクセルデータに集計される。
- ③上記の枯損木のうち、道や住宅や電線等に近いものを危険木として認定して「枯損木対応状況」に記載。
- ④伐採時期に、改めて現地調査して、上記の危険木のうちすでに伐採の対応がなされているもの（対象となる木をオーナーが独自で対応しているものや電線の近くの枯損木で電力会社によりすでに伐採対応がされたもの等）以外を、当年度の伐採の対象とする。

- ⑤その伐採の対象の中から、優先順位を付して当年度予算内での伐採する対象を決める。なお、被害が大きい地域や、個別に危険だと問い合わせがあった緊急性の高いものは特に優先的に伐採を行う。

上記のとおり、リソース等の問題もあり、伐採の順序については優先順位が付されている。そして、「枯損木対応状況」エクセルデータについては、その優先順位を付するための情報として、別荘や電線、道路、その他構造物との距離や、木がある部分の傾斜情報が記載されているが、例えば自然災害による樹木への影響等の情報は記載する方針が現状はない。(担当者にヒアリングしたところ、現状「枯損木対応状況」エクセルデータに登録されている樹木について、自然災害によって影響を受けた樹木が現時点で無い状況である。)

(問題点及び改善策)

今後の対応として、例えば、「枯損木対応状況」エクセルデータ上に登録された樹木が、台風などの自然災害によって倒木するなど影響を受けた場合は、その情報を「枯損木対応状況」エクセルデータに追記していくことを意見事項として要望する。現状「枯損木対応状況」エクセルデータに登録されている樹木について、自然災害によって影響を受けた樹木はないとのことだが、今後もしそのような樹木が発生した場合は、その情報も「枯損木対応状況」エクセルデータに集約することを提案する。

理由としては、危険木の判定や、伐採対象の優先順位の設定に有用となると考えられるからである。つまり、様々な角度から危険木の判定や伐採対象の木の優先順位判定をするために、検討要素となりうるデータを収集管理するという観点での提案である。具体的な例として、調査時点では危険木とは判定されず、実際に当年度に伐採されなかった樹木であるが、その後自然災害によって倒木した場合、その倒木した木に近似する状況の樹木は翌期以降には危険木として判定して優先的に伐採することができるかもしれない、という観点での提案である。

「枯損木対応状況」エクセルデータは現状も様々な情報が集約されており非常に有用な資料であると思われる。さらに有用な情報を集めて重要なデータベースとして有効活用してもらいたい。

3.2.34. 境界保全管理事業費（森林政策課）

【事業の概要】

県有林の境界は、放置すると雑草木等により境界線が不明瞭になり、また、境界標についても、年月の経過に伴い、転倒、埋没、破損、消滅等が危惧されることから、県有林野境界管理要綱に基づき、境界を明確に維持保全するための境界標の点検、巡視等を実施している。

i. 境界保全巡視

境界を効率的に保全管理するため、境界の重要度に応じた境界区分により、巡視、点検、保全上の措置を行う。

- ・巡視及び点検等：境界の種類及び番号の確認。境界標の転倒、傾斜、埋没、破損、設置方向、位置の移動、消滅等異常の有無の確認。
- ・保全上の措置：境界線上の雑草木の刈り払い、境界見出標の設置。
- ・年間巡視距離

	第 1 種	第 2 種	第 3 種	合計
令和 5 年度	325. 2km	167. 8km	95. 0km	588. 0km
令和 4 年度	323. 7km	167. 8km	94. 9km	586. 4km

- ・境界区分及び巡視回数（「県有林野境界管理要綱」より抜粋。）

（境界の区分）

第 39 条 境界を効率的に保全管理するため、重要度に応じて次のとおり区分する。

(1) 第 1 種境界線

明確な地形、地物によって画されていないため境界確認が容易でなく、管理上特に留意すべき境界線

(2) 第 2 種境界線

第 1 種及び第 3 種境界線以外の境界線

(3) 第 3 種境界線

地形、地物等によって明らかな境界線（分水嶺、河川、道路等）

（巡視回数）

第 41 条 境界線ごとに点検及び巡視を行う回数は、次の基準による。

(1) 第 1 種境界線 2 年に 1 回以上

(2) 第 2 種境界線 4 年に 1 回以上

(3) 第 3 種境界線 10 年に 1 回以上

ii. 異常な境界標の処理

境界保全巡視により境界標の異常を発見したときは、速やかに検測を行い、境界標の補修又は移設もしくは予備標を新設する。

【目的・法令根拠等】

山梨県県有林野境界管理要綱（昭和 61 年 3 月 31 日林政第 3-61 号）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：37,555 千円

決算額：35,607 千円

【具体的な目標】

境界標の点検、境界の巡視等を行い、恩賜県有財産の境界に関する紛争を未然に防止し、県民の貴重な財産を守ることが目標である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.35. 土地管理費（森林政策課）

【事業の概要】

恩賜県有財産の適正な管理及び処分を行うため、以下の事業を行っている。

- i. 貸地、使用許可地、部分林の境界調査
 - ・ 県有地の新規貸付や使用許可及び部分林を含む期間満了に伴う更新・再設定に際しての現地の踏査、確認、測量。
 - ・ 借受人の要請や県の都合などによる貸地等の変更や返還、部分林伐採跡地の植栽及び保育事業のための現地調査等。
- ii. 土地売り払い及び貸付に伴う不動産鑑定
 - ・ 富士河口湖町災害移住地払下げに向けた不動産鑑定等。
- iii. 返還地等の管理
 - ・ 貸付返還地及び未利用県有地の適正な管理のための草刈り等。
- iv. 未利用地売り払いに伴う不動産鑑定
- v. 恩賜県有財産土地管理システムの保守管理、更新・改修、機器リース
 - ・ 恩賜県有財産土地管理システムは、恩賜県有財産の土地貸付、土地使用許可を一元的に管理するためのもので、管理対象の契約・使用許可件数は、合計 2,000 件以上に及ぶ。賃料算定方法が従来の山林素地の賃料算定から、現況を所与とした賃料算定方法に変わり、新たに減免措置、所在市町村交付金の負担調整措置など、貸付物件毎に様々な調整因子が必要となったことから、現在のシステムでは対応不可となり、一部手作業で賃料算定を行わざるを得ない状況で、大幅なシステム改修が必要となった。また、情報政策課（現：DX・情報政策推進統括官）によるサーバー更新があり、新サーバーに対応するためのシステム改修費用も発生している。これらの費用は、令和 5 年度特有のものである。

【目的・法令根拠等】

貸地：地方自治法第 238 条の 5 第 1 項（普通財産の管理及び処分）

使用許可：地方自治法第 238 条の 4 第 1 項（行政財産の管理及び処分）

部分林：恩賜県有財産管理条例第 21 条

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：35,867 千円

決算額：31,065 千円

【具体的な目標】

恩賜県有財産の適正な管理及び処分を行うことが目標である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.45. 【意見事項】「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」における「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」の積極的な取扱いについて

委託先から収受している「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」の中に、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」という項目があるが、当該項目については、「(必要に応じて記載)」との記載がある。委託先の情報セキュリティ管理体制の重要性に鑑み、委託先の情報セキュリティ対策への評価に資するためにも、当該項目については積極的な記載を求めるよう要望する。

(現状)

令和5年度は、恩賜県有財産土地管理システムの賃料算定方法変更に伴う大幅なシステム改修と、新サーバーへの移行が行われた。当該業務を委託するに当たり、委託先から「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」(以下「報告書」という。)を収受し、委託先における情報セキュリティ対策の実施状況の確認を行っている。報告書は、「1. 委託内容」、「2. 情報セキュリティ対策の実施状況」、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」という構成になっており、「2. 情報セキュリティ対策の実施状況」は、評価項目について「はい・いいえ」方式で回答し、「いいえ」の場合は対策等を記入する形式であり、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」については、「(必要に応じて記載)」との記載が付け加えられており、情報資産の保管・持ち出し・返還及び廃棄について、従事者教育について及びその他について、適宜記入する形式となっている。

(参考として「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」フォーマットを後段に添付)

(問題点及び改善策)

恩賜県有財産土地管理システムは、恩賜県有財産の土地貸付、土地使用許可を一元的に管理するためのものであり、恩賜県有財産の適正な管理及び処分を行うためには重要なシステムである。当該システムの大幅なシステム改修と、新サーバーへの移行に係る業務の委託であり、委託先への情報セキュリティ対策は重要なものと考えられる。そのため、委託先から収受する上記の報告書は、委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を把握する上で重要であり、「はい・いいえ」方式で行われる「2. 情報セキュリティ対策の実施状況」に加えて記載される「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」については、積極的な記載を求めることにより、「はい・いいえ」方式では把握できない委託先の情報セキュリティ対策について、その理解が一層深まることに加え、委託先の情報セキュリティ対策への評価に資するものとする。

(参考:「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」フォーマット)

山梨県知事 長 崎 幸太郎 殿

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書

次の業務を受託するに当たり、当社の情報セキュリティ対策の実施状況を報告します。

1 委託内容

委託名	
委託期間	
委託業務のセキュリティ責任者	
委託業務の従事者	
情報資産の利用場所	
個人情報の有無 (あり・なし)	
再委託の有無 (あり・なし)	

2 情報セキュリティ対策の実施状況

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考 (いいえの場合は対策等を記入)
規程・体制	情報管理に係る基本方針、規程類が整備されていますか。		
	情報管理を統括する責任者が任命されていますか。		
	情報管理に係る管理者が設置されていますか。		
	情報漏洩等の事案が発生した場合の体制と対応手順が整備されていますか。		
	情報管理上の問題が発生した場合の連絡体制が整備されていますか。		

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考 (いいえの場合は対策等を記入)
機器・媒体 管理	電子機器類について、適切に管理が行われていますか。		
	外部記憶媒体について、適切に管理が行われていますか。		
	重要帳票類について、適切に管理が行われていますか。		
作業場所の 管理	情報の無断持ち出しについて禁止していますか。		
アクセス管 理	不正アクセス対策を実施していますか。		
	不正ソフトウェア対策を実施していますか。		
入退出管理	作業場所のあるビルへの入退館管理が行われていますか。		
	作業場所のあるフロアへの入退室管理が行われていますか。		
	委託に係るサーバ等の機器が設置されている場所への入退室管理が行われていますか。		
要員管理	従業員、協力会社社員、派遣社員等の識別が行われていますか。		
	情報管理に関する基本方針、規程類が周知徹底されていますか。		
	情報管理に関する教育・研修が定期的に行われていますか。		
再委託先管 理	再委託先と機密保持等の契約が締結されていますか。		
※再委託が ある場合	再委託の承諾が必要な場合、承諾を得ていますか。		
	再委託先の管理が行われていますか。		
情報資産の 返還、廃棄	委託終了時、情報資産の返還、廃棄が行われていますか。		
監査	情報管理に係る点検・検査・内部監査が実施されていますか。		
	情報管理に係る外部監査を受けていますか。		
公的認証等	情報管理に関する公的な認証・認定を取得していますか。		

3 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置（必要に応じて記載）

（1）情報資産の保管について

（2）情報資産の持ち出しについて

（3）情報資産の返還及び廃棄について

（4）従事者教育について

（5）その他の安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置について

3.2.36. 恩賜県有財産貸付料調査費（森林政策課）

【事業の概要】

恩賜県有財産内の継続貸付地の貸付料算定（3年ごとに貸付料の改定を実施している）に当たり、令和3年度の貸付料改定調査時に設定した約80箇所の基準地について、不動産鑑定士への依頼により、直近合意時点から令和5年度中の価格時点までの間における経済情勢等の変化に即応する変動率を求め、約560箇所の貸付地の純賃料にそれを乗じて、令和6年度から適用される適正賃料を算定する。

（経緯）

平成29年までは、約300箇所（植樹用地除く）の全契約について、少額の契約であってもコストをかけて継続賃料の価格等調査を行っていた。

令和6年度改定賃料は、令和3年度に現況を所与とした新規賃料で574箇所（植樹地含む）を評価し直して、ほぼ全ての借地人から同意を得たことを踏まえ、全数評価ではなく、約80箇所の基準地のスライド率を鑑定士に評価してもらうことで、必要な精度を保ちつつ、適正な改定賃料を算定することとした。

これは、一般県有地での貸付ルールが制定されたことに伴い、恩賜県有財産においても費用対効果の観点からも同様の運用を行うこととしたことによる。

【目的・法令根拠等】

（目的）

恩賜県有財産内の継続貸付地の貸付料算定を適正に行うため、不動産鑑定機関による委託調査を実施する。

（根拠法令等）

地方自治法第237条、第238条の5

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：5,500千円

決算額：5,500千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.46. 【指摘事項】随意契約締結に至るまでの適正な手続について

随意契約を締結する場合、見積合わせの必要性などを十分に認識した上で、慎重に手続を進めるよう求める。

（現状）

県は、不動産鑑定士へ調査業務を依頼するに当たり、A社、B社、C社に見積書提出の依頼をして、見積合わせを試みた。

この点、B社は委託契約書案の条項を理由に辞退し、C社は、提出期限までに見積書の提出及び連絡がなかったことから、辞退扱いとなった。

そのため、見積合わせの結果として、県はA社との間で業務委託契約を締結するに至った。

（問題点及び改善策）

上記経緯からすれば、B社及びC社からは、見積金額が提示されていないことになるため、見積合わせが有する「金額の適正を図る」という目的が果たせていないと思われる。また、山梨県財務規則第137条3項には、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万元以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とあり、県が随意契約を締結する場合、原則として二社以上から見積書を提出させることになっていることから、B社及びC社から見積金額が提示されていない以上、同規則に抵触しているおそれがある。

もっとも、本件調査業務は、専門性が高いものといえるところ、令和3年時の調査を担っていたのがA社であり、A社には事前の資料・情報が他社より多かったであろうことからすれば、結果的には本件調査を担うのは、業務の質的にも、金額的にも、A社がもっとも適していたであろうことは推測がたつ。

この点も踏まえれば、B社、C社が見積書を提出できないことが判明した時点で、A社以外の業者では見積書を出すことさえ困難な事情があるものとして、同業他業者では本件業務を担うことは困難と評価し、A社との単独随意契約を検討するなど、財務規則等に抵触するおそれがない方法を模索すべきであったといえる。

よって、今後は、随意契約を締結する場合、見積合わせの必要性などを十分に認識した上で、慎重に手続を進めるよう求める。

3.2.37. 分収林管理費（県有林課）

【事業の概要】

財団法人山梨県林業公社から承継した分収林の管理を確実に実施するため、必要な業務を行う。

〈経緯〉

県は、平成 23 年 12 月に策定した財団法人山梨県林業公社改革プラン（※）に基づき、公社の廃止・分収林管理の県への移管に向け、平成 24 年度からの 5 年間、公社と連携して、県への承継、分収割合の見直し（公社 6：土地所有者 4 → 県 8：土地所有者 2）及び契約期間の延長（20 年又は 40 年）を内容とする分収林契約の変更処理を進めた。

同プランにおいて、県に移管後の分収林を、県有林との一体的な管理や外部への委託など、効率的な事業の実施により管理することとした。

平成 29 年 3 月 31 日に、県は公社から分収林を承継し、同日に公社は解散した。

〈事業内容〉

山梨県林業公社から承継した分収林の管理を確実に実施するため、必要となる次の業務を行う。

- (1) 分収林施業地測量・調査業務
翌年度施業区域の測量と搬出路の路線測量、立木調査等
- (2) 分収林だより印刷等業務
分収林管理状況等の報告と契約書の名義・住所変更等の有無を確認するための「分収林だより」の印刷・発送経費
- (3) 相続登記相談業務
変更契約に同意している単独個人契約の相続人を対象とした司法書士による相談・アドバイスの実施
- (4) 分収林管理システム運用・保守管理業務
分収林に係る情報システムの運用・保守を行う
- (5) 分収林契約の変更交渉等業務
変更契約が締結されていない契約者との交渉のため旅費及び変更契約締結に要する印刷代・郵便料
- (6) 分収金の交付業務
分収林契約で定める分収割合に応じ、契約者に分収金を支払う
- (7) 境界支障木等管理業務

契約地境界の支障木、越境枝等の伐採・処分を行う

(8) 収穫業務に係る経費

分収林において収穫を行った際にかかる市場手数料及び搬出の際に必要な
なる隣接森林所有者への補償料

(出典：担当者から提供された資料から抜粋・加筆)

(※) 財団法人山梨県林業公社改革プラン

財団法人山梨県林業公社は、将来的に 208 億円の債務超過が見込まれるなど、
抜本的な見直しが必要な状況にあることから、これまで、外部有識者等による県
出資法人経営検討委員会での検討を重ねるとともに、県議会においても議論が行
われ、抜本的な改革が必要との意見が出されたことから、これらを踏まえ、「財
団法人山梨県林業公社改革プラン」として策定しました。

本プランに基づき、プランの最終年にあたる平成 28 年度に、透明性の高い債
務処理を行うため、平成 28 年 7 月 15 日甲府地方裁判所に民事再生手続開始の申
立を行い、以降、裁判所の監督の基に手続をすすめ、債務処理を終了した上で、
平成 29 年 3 月 31 日に林業公社を解散しました。

なお、その後、平成 29 年 4 月 1 日に清算法人に移行し、清算手続をすすめ、
平成 29 年 9 月 12 日に清算終了しました。

(出典：山梨県 HP 財団法人山梨県林業公社改革プランのページから抜粋)

【目的・法令根拠等】

山梨県林業公社から県が承継した分収林契約を確実に履行することを目的とし
ている。

(出典：細事業説明書から抜粋・加筆)

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：39,716 千円

決算額：23,712 千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標となる。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.47. 【意見事項】分収林契約の変更契約未了の土地の取扱いについて

変更契約が未了である土地についても最低限のメンテナンス等は実施すべき
と考える。

（現状）

山梨県は、財団法人山梨県林業公社から分収林契約を承継しており、土地所有者と分収割合の見直しや契約期間の延長等を含めて、変更契約の締結を進めている。しかし、一部の土地については、土地所有者が不明となって変更契約の相手方が特定できない等の理由により、変更契約の締結ができていない状況である。一方で、山梨県林業公社と山梨県の間で締結された「公益財団法人山梨県林業公社の再生計画の遂行に関する協定書」に基づき、山梨県は、当該変更契約が締結できていない土地についても、地上権は引き継いでいる状況である。

しかしながら、監査人が往査を実施した富士・東部林務環境事務所においては、変更契約が締結されていない土地については、植栽、主伐などを含む山林の管理や、分収対象木の販売等は行われていなかった。この点について担当者にヒアリングを実施したところ「変更契約が締結されていないため、分収金の交付先が不明であることから、地上権を所有しているとしても山林等の管理を行っていない。」との回答を得た。

なお、『県行分収林に係る分収林契約の手引き（H30.3.29 付県有第 1870 号）』では、変更契約を締結していない造林地における主伐・保育の実施について定め、放置すると林地の荒廃が見込まれる場合や獣害等により造林木の生長が著しく阻害される見込みがある場合は、保育を実施することとしている。

（問題点及び改善策）

県の財産である地上権が有効に活用されていないという点が問題点となる。確かに、担当者の回答通り、変更契約が締結されていない以上、分収金の交付先は不明であるが、地上権は山梨県にある以上、その権利の有効活用については検討がなされるべきである。

そこで、変更契約が未了である土地であっても、地上権に基づき最低限山林の価値を維持するためのメンテナンスを実施することを要望する。現状、変更契約前の土地については、植栽、主伐などを含めて管理を実施していないとのことであるが、通常、長期間メンテナンスをせずに放置された山林の立木は適切な管理がなされた場合と比べて木材としての価値が下がるものと考えられ、県が地上権を保有する山林の立木の財産的価値低下を可能な限り避けるためにも、変更契約が未了であっても最低限の管理は実施すべきものと考えられる。なお、県が地上権を所有する土地において何らかの問題が生じた場合、県が法的のみならず道義的な責任を負う可能性があることに鑑みても、土地の定期的な管理は必要であると考ええる。

3.2.38. 収穫予定箇所の立木調査・処分費（県有林課）

【事業の概要】

県有林の主産物（立木や丸太）・副産物（キノコやシラベ幼苗等）の売り払いに伴う数量調査の実施。

林産物の販売においては、販売区域の確定（販売品種の選定）や販売予定額の算定を行うことが効率性の観点から重要であり、そのために県有林の調査を行い、具体的な収穫箇所の選定・数量の算出を行う。

具体的には下記のような事業となる。（往査を行った峡南林務環境事務所分）

- ・調査用システム整備：

iPhone、ドローン、測量調査用アプリ、その他調査用の消耗品購入

- ・主産物・副産物の調査：

専門的な測量調査について専門的技術を持つ業者に委託（随意契約）

- ・調査測量補助：

山に同行し杭打ち作業・車両通行のための修繕・クマタカ調査・ドローン保険
他

- ・主産物販売委託：

原木市場での公売による販売の委託

- ・未利用材収穫：

間伐材の搬出や運搬等の作業の委託

【目的・法令根拠】

（目的）

県有林の林産物販売において、業務を効率的に実施するため、収穫予定箇所の立木調査等を行う。また間伐材の運搬処分や販売委託を行い、未利用材の有効利用により県の財源収入確保につなげる。

（法令根拠）

山梨県恩賜県有財産管理条例

山梨県県有林野管理規程

山梨県県有林野調査規程

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：69,940 千円

決算額：57,309 千円

【具体的な目標】

10年間で960,000 m³の立木等の伐採量を達成。

【実施した監査手続】

本庁所管課である県有林課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.39. やまなし次世代林業強化推進事業費（県有林課）

【事業の概要】

県有林において、伐採・搬出から、地拵え・植栽までを一貫して一つの業者に委託を行うことで、生産性の向上や低コスト化を図るものである。

この「一貫作業システム」については、伐採から再造林まで川上から川下までの連携による森林資源の高度利用とコストの削減を図る取組として、これまで平成30年度から3年間、一貫作業システムの実証事業を実施してきたものであり、本事業は令和3年度から事業化したものである。一貫作業システムは、国の森林総合研究所において、下刈り回数の削減効果等も含め約35%のコスト削減が実証されている。

伐採・搬出作業と地拵え・植栽作業の各々を別個に委託することで高コスト化していたことを改善するため、各段階の作業を一貫した作業とし、例えば搬出中に地拵えを完了する等短期間で作業を終えることができる。

森林整備の一貫作業にかかる作業請負委託及び原木市場での販売委託が具体的な事業内容となる。

【目的・法令根拠】

（目的）

県有林において「一貫作業システム」を導入し、これによる森林施業の生産性向上による低コスト化と、生産量の増加と売り払い収入の増加を図る。

また、県有林だけでなく県内民有林全域にこの一貫作業システムを普及することにより、県内木材生産量の増加を図る。

（法令根拠）

山梨県恩賜県有財産管理条例

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：87,655 千円

決算額：54,394 千円

【具体的な目標】

10年間で960,000 m³の立木等の伐採量を達成。

【実施した監査手続】

本庁所管課である県有林課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.48. 【意見事項】一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について

一貫作業システムの請負委託業務については、競争性の確保の観点において今後の状況を注視することが望まれる。

一貫作業システムは、業務効率化のために伐採・搬出から地拵え・植栽までの一貫した業務について一つの業者が県と受託契約をするものである。

業務を横断的に一貫管理できる規模の業者が競争入札において有利となる点で、従来のように業務ごとに入札する場合と比較すると競争性が失われがちとなる懸念がある。新しい事業であるため今後の入札状況を分析し状況によっては委託金額の経済性が担保される策を検討する必要がある。

3.2.40. 県営林道維持修繕費（治山林道課）

【事業の概要等】

① 県営林道維持管理業務の概要

県営林道維持管理業務は、県営林道を適切に維持管理し、利用者の安全・円滑な通行に寄与することを事業目的として、県営林道 215 路線（生活関連 19 路線及び管理運営 196 路線）について、維持管理を行うものである。

県営林道は、山村地域住民の生活改善及び県有林経営の合理化を目的に作られたものであるが、近年、広く一般の人々に利用されている。しかし、施設の老朽化も進み、降雨後に落石等もあることから、治山林道課においては、林道施設の管理・維持補修を実施し、損害賠償保険などハード・ソフト両面の対応を行っている。

一方では、開設事業（林道新設事業）の実施に伴い、維持管理を要する路線延長が年々増加していることから、事業費の確保と効率的な事業の実施が課題となっている。

したがって、治山林道課は、林道の現況把握に努め、災害の未然防止及び破損個所の早期回復を図る取組を必要としている。

② 事業概要

ア. 事業根拠法令

山梨県営林道維持管理要綱

イ. 事業内容

〔林務環境事務所所管事業分〕

- i 林道施設の点検
- ii 落石・崩落土砂の撤去、除雪
- iii 側溝清掃、路面補修
- iv 老朽化施設の補修等

〔林政部治山林道課所管事業分〕

- v 林道損害賠償保険

ウ. 県営林道の路線数及び延長

[令和5年度県営林道修繕費：路線数及び延長]

(単位：本、m)

既設区分		一般会計（県有林振興助成）			恩特会計 ^注		合計	令和4年度	増減
		南アルプス林道	生活関連林道	計	管理経営林道	計			
路線数		1	18	19	196	196	215	210	5
延長	砂利道	526	22,474	23,000	435,246	435,246	458,246	452,868	5,378
	舗装道	28,680	173,880	202,560	510,356	510,356	712,916	712,916	0
	計	29,206	196,354	225,560	945,602	945,602	1,171,162	1,165,784	5,378

出所：治山林道課の管理資料に基づき監査人作成。

注：恩特会計は、恩賜県有財産特別会計の略である。当該事業の原資は財産収入である。

エ. 予算額

621,969 千円（前年度：599,374 千円）

[令和5年度県営林道修繕費予算]

(単位:千円)

既設区分		一般会計（県有林振興助成）				恩特会計 ^{注1}			合計	令和 4年度
		南アル プス林 道	生活関 連林道	消費税	計	管理経 営林道	消費税	計		
需用費		810	1,005	182	1,997	7,465	746	8,211	10,208	12,831
役 務 費	保 険 料	16	107		123	516		516	639	636
	そ の 他	65	438	50	553	2,111	211	2,322	2,875	2,785
	小計	81	545	50	676	2,627	211	2,838	3,514	3,421
委託料		4,715	8,690	1,340	14,745	220,592	22,059	242,651	257,396	248,952
使用料・賃 借料		31	194	23	248	413	41	454	702	700
工 事 請 負 費		12,000	75,031	8,703	95,734	172,919	17,292	190,211	285,945	271,840
原材料費		1,100	9,100	1,020	11,220	2713	271	2,984	14,204	11,630
計		18,737	94,565	11,318	124,620	406,729	40,620	447,349	571,969	549,374
配当保留 分 ^{注2}		12,000	13,000		25,000	25,000		25,000	50,000	50,000
総合計		30,737	107,565	11,318	149,620	431,729	40,620	472,349	621,969	599,374

出所：治山林道課の管理資料に基づき監査人作成。

注1：恩特会計は、恩賜県有財産特別会計の略である。当該事業の原資は財産収入である。

注2：「配当保留分」とは、財政当局が当該事業に係る配当を保留している予算額である。

【実施した監査手続】

県営林道維持修繕費の事務事業の執行に係る財務監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 県営林道維持補修費の事務事業について、治山林道課から関連する資料を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けた上で、治山林道課からの事務事業の総括的説明を受けた。
- ② 県営林道維持補修費の事務事業（保険料を除く。）について、中北林務環境事務所に現場往査し、外部監査人が必要と考える監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。
- ③ 上記①及び②の財務監査に併せて、当該事務事業の執行に関して、3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から業務監査を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No.49. 【意見事項】工事請負契約に係る当初設計の積算について

令和 5 年度の舗装工事に係る契約変更の理由の一つとして、当初から合理的に見積ることができたと考えられる事項（交通誘導員の配置人数）、かつ、変更の見込みを共有することができた時点で、契約変更金額も合理的に見積ることができると考えられる事項に対して、契約変更の時期に合理性があるか疑問が生じる契約案件があった。

まず、当初設計時点で本来把握すべき積算対象事項の積算を注意深く実施するよう要望する。

また、事後的に増額変更の意思決定を行う時点は、合理的な積算が可能と判断された時点を基準にして、速やかに契約変更を行うよう要望する。

（現状）

中北林務環境事務所が所管する工事請負契約のうち、林道南アルプス線（柴平工区）舗装工事（明許）について、当初契約から変更契約までのプロセスは次のとおり進められていた。

[林道南アルプス線（柴平工区）舗装工事（明許）]

（単位：円）

日付	事項	変更指示	変更額 ^注	契約額
2月27日	当初契約 [令和5年2月28日～9月21日]		—	22,220,000
3月9日	設計図書照査	交通誘導員配備完了後、実績数量の報告・変更（指示）	—	—
3月14日	第1回変更	4週8休以上週休2日変更 ：概算指示額71万円	704,000 (3.2%)	22,924,000
4月19日	①増額指示	土工・路盤工増額 ：概算指示額60万円	—	—
4月26日	②増額指示	山側舗装版の撤去新設 ：概算指示額75万円	—	—
6月21日	③増額指示	As 舗装取壊厚変更 ：概算指示額28万円	—	—
8月17日	④減額指示	舗装施工延長の見直し ：概算指示額△2万円	—	—
9月1日	⑤増額指示	交通誘導員増員50人⇒88人 ：概算指示額87万円	—	—
9月4日	第2回変更	①～⑤の増額指示のまとめ	2,480,500 (11.2%)	25,404,500

出所：中北林務環境事務所の契約書等一式に基づき監査人作成。

注：「変更額」の欄に表示している（ ）内の数値は、当初契約に対する契約変更額の割合である。

林道南アルプス線（柴平工区）舗装工事（明許）の契約期間は、令和5年2月28日から9月21日までであったが、上記の表の⑤に記載しているとおり、当初設計段階での交通誘導員の大幅増員が9月1日までに確定し、概算額87万円の増額指示が事後的に出されていた。

（問題点及び改善策）

前記の表の⑤では、交通誘導員の増員を過去の時点で受注者から提案を受けて発注者側が検討した結果、当初設計段階での「50人」から「88人」へ増員することが発注者から指示され、受注者が承諾していることが分かる。このことについては、工事打合簿（発議日：令和5年9月1日）では次のとおり「変更理由」が記載されている。

「・交通誘導員の実施数量について

標記について、実施数量を報告します。

・変更指示

交通誘導員について、別紙変更設計図書のとおりに変更します。

変更理由

交通誘導員について

・当初設計では、交通誘導員 50 人計上していたが、本施工箇所はカーブが連続する区間であること、また各工区間の距離もあることなどから、交通誘導員を工事区間の前後だけではなく、中間にも配置する必要性が生じ、交通誘導員が増員となった。そのため報告のあった実施数量に基づき交通誘導員人数を変更したい。」

一方、当初設計では各工区間の中間には配置を見積っていないが、3月9日付けの工事打合簿により、受注者からの設計図書の照査に基づき、交通誘導員の配備完了後、実績数量に基づき報告した上で、変更することを指示している。そして、上記のとおり、9月1日付け工事打合簿において、受注者からの実績報告により具体的な増額金額が指示されている。

しかし、「実施数量」が確定しない段階でも、交通誘導員の増員の規模は合理的に見積もることができる。当初設計において「50人」の交通誘導員を想定して設計していることから、交通誘導員の増員についても合理的に設計することができることが分かる。

したがって、今回の交通誘導員の増員部分に関しては、可能な限りの注意をもって当初設計段階から積算内容に含めるよう要望する。

No.50. 【意見事項】工事請負契約における契約額変更のルールについて

県営林道修繕費の建設工事請負契約に関して、現在の実務で遵守されている契約変更ルール(当初契約額から出来形を控除した金額と比較して、追加工事の指示額がこれを超過した時点で契約変更を行うと担当所管課に認識されているルール)については、組織として明文により共有されていないことから、確認の上、組織として当該ルールを共有するよう要望する。

(現状)

中北林務環境事務所の所管課からの聴取によると、工事請負契約における変更の一つの基準に関する説明があり、その概要は次のとおりである。

- ① 請負工事の進捗管理は、工事打合簿で行っているが、当初設計等から変更しなければならない工法の変更や工事を開始しなければわからない障害物等の存在と撤去の必要性等が判明した段階で、受注者側又は発注者側からの提案・協議により、指示を受け、それに対する承諾を行うことがルールとして存在し、運用されている。
- ② このような工事打合簿による工事の進捗管理の中で、増額変更を伴う追加工事等が指示された場合、当該増額分は、当初の契約金額には含まれないものであり、本来であれば速やかに当初契約の変更を行う必要がある。
- ③ 一方、従来は、契約変更に該当する追加工事が発生しても速やかに契約変更をせずに問題が発生した事例があったことから、過去の一定時点で、問題解決を図ってきた。
- ④ そのような経緯を踏まえて、現在では、「当初契約額から出来形を控除した金額と比較して、追加工事の指示額がこれを超過した時点で契約変更を行うというルール」が担当所管課に認識されているということである。

中北林務環境事務所の現場往査を行い、令和 5 年度において執行した工事請負費及び委託料（工事に関連する業務委託）の契約書一式を閲覧したところ、上記のルールの遵守状況を含めて、財務監査等を実施した結果、上記のルールに反する事実は発見されなかった。

参考事例のひとつとして、前掲の「林道南アルプス線（柴平工区）舗装工事（明許）」以外に、「林道大樺沢線舗装工事」を次のとおり掲載する。

〔林道大樺沢線舗装工事〕

(単位:円)

日付	事項	変更指示	変更額 ^注	契約額
4 月 26 日	当初契約〔令和 5 年 4 月 27 日～9 月 15 日〕		—	9,713,000
5 月 24 日	①増額指示	舗装路肩部の盛土材料の変更 : 概算指示額 8 万円	—	—
6 月 16 日	②増額指示	起工測量・現地確認での変更 : 概算指示額 92 万円	—	—

6 月 21 日	③増額指示	舗装撤去数量の実績での変更 ：概算指示額 46 万円	—	—
7 月 25 日	第 1 回変更	①～③の増額指示のまとめ	1, 442, 100 (14. 8%)	11, 155, 100

出所：中北林務環境事務所の契約書等一式に基づき監査人作成。

注：「変更額」の欄に表示している（ ）内の数値は、当初契約に対する契約変更額の割合である。

なお、第 3 回目の増額変更に基づく指示は 6 月 21 日（実績報告によるもの）であったが、実務としては、1 か月後の契約変更となっている。

（問題点及び改善策）

当該ルールに関しては、事務所所管課の職員には周知されているものと判断することができた。しかし、当該ルールがガイドライン等の既存の内部統制に関する内規等により、所管課内で共有され周知されているかどうかに関しては、把握することができなかった。したがって、当該ルールの文書化等、内部統制の統制活動が見える化することが重要であり、今後は、所管課において、当該ルールの文書化等により課内での共有化を進めるよう要望する。

なお、現在の契約変更に係るルールに関しては、請負工事の進捗管理において、変更額の累計額が、今後の残工事の出来形との比較に基づき、前者が後者を超過するかどうかについて、工事实績の集積を正確に行う必要があり、一定の複雑さと事務的煩雑さを伴うものと考えられる。

実際に、契約変更の事由が発生した際には、その都度、当初契約額（A）、その時までの出来形（B）及び残工事額（ $C=A-B$ ）並びに追加工事の累計額（D）の大小関係について、各金額の集計結果を検証して、契約額の変更の都度、進捗管理を実施しなければならない。

これらの大小関係の判断を行う進捗管理のルールについて、次のとおり記号を使い説明する。

〔契約変更の判断基準〕

① $C > D$ の場合：

当初契約額の残工事の範囲（ $C=A-B$ ）の中にあるため、契約変更はこの時点ではしない。

② $C < D$ の場合：

当初契約額の残工事の範囲（ $C=A-B$ ）を超過しているため、契約変更を超過した段階で実施する。

これらの判断ルールは、出来形と契約変更金額の合計が契約の範囲内であれば、請負業者に工期の途中で倒産等が発生した場合であっても、新たな予算手当が発生することがないルールであるともいえる。

一方、業務委託契約ではこのような進捗管理を一覧表にして分かりやすく管理し、契約毎の簿冊に編綴している。

それに対して、工事請負契約に関しては、業務委託契約の実務に見受けられる進捗管理の一覧表は編綴された簿冊の中では確認できない。

過去の一時点で現在のルールが設定される前に、契約変更に関して問題があり、その対応策として、前述のルールが設定されたということであれば、工事請負契約等のリスク管理において、既に十分に、適正な進捗管理が実施されているものと評価することができる。

しかし、現在のルールの中では、変更契約のルールは事実上設定されているものの、別途契約として、契約変更になじまない事態が生じる場合に、どのようなルールで別途契約と認識するか、その判断基準に活用することはできない。

他県の事例として、変更契約をする判断基準と別途契約にする基準に関して、次のようなルールを設定している事例がある。

今後、基準の見直しがなされる際に参考になるものと期待して掲載する。

〔他県の事例：変更契約と別途契約の判断基準〕

- ①** 工事請負契約の当初契約金額に対して、20%を超過する追加工事の指示をする場合（追加工事の指示の累計額が20%を超過する場合を含む。）、速やかに契約変更を実施する。この場合、残工事金額を当該追加工事の累計額が超過しなくとも、変更契約を速やかに実施することとなる。
- ②** 工事請負契約書の条文中に、発注者が受注者の承諾を得て、追加工事の指示を行う場合、原則として、「速やかに変更契約を行う」趣旨の文言が規定されている。
- ③** 追加工事の指示額又はそれらの累計額が、工事請負契約の当初契約金額に対して、30%を超過する場合、別途契約を検討する。
- ④** なお、上記**①**及び**③**は、内部統制上、ガイドラインに明記し、担当部局に周知している。

3.2.41. 県営林道事業調査業務費（治山林道課）

【事業の概要等】

① 県営林道事業調査業務費の業務執行の概要

県営林道事業調査業務費に係る業務については、事業採択の前年度中に設計図書を作成し、国の承認を得ると同時に、早期に工事に着手することが事業目的である。事業内容は、全体計画調査及び測量設計業務の実施であり、事業期間は、令和3年度からである。

② 事業概要

ア. ビジョン

戦後から高度経済成長期にかけて造成された人工林の多くが、木材として利用可能な時期を迎えていることから、この資源を伐採して再び造林する森林資源の循環利用を積極的に進め、林業を成長産業としていくため、基盤となる林道整備を推進している。

イ. 現状と課題

令和元年度末に策定した山梨県林内路網整備計画により、毎年度10kmの林道整備を行うこととしているため、必要となる新規路線の整備を積極的に行っているとしている。

課題としては、林内路網の骨格となる森林基幹道の継続的な整備が完了しつつある中、今後は支線となる森林管理道、林業専用道の新規計画に移行していくこととしている。この事業採択に向けては、事業化前であるため国庫補助金が使えないことから、事前調査や全体計画の作成、測量設計に係る予算の確保が課題であると考えられている。

③ 予算概要

[予算推移]

(単位：千円)

区 分	事業費	財源内訳	
		財産収入	一般財源
令和 5 年度	30,162	30,162	0
令和 4 年度	30,136	30,136	0
令和 3 年度	31,930	31,930	0

④ 実績概要

[令和 5 年度県営林道事業調査業務費等実績一覧]

(単位：円)

No	会計	事業名	所管	路線名	工種	区分	積算額
1	恩特	県 営 林 道 事 業 調 査 業 務 費	中北	南アルプス線	林道 開設	事 業 採択前	4,719,000
2	恩特		中北	中北林務環境事務所管内 路網基礎調査 ^注	林道 開設	事 業 採択前	7,392,000
3	恩特		中北	檜山 1 号支線	林道 開設	緊急性	14,300
4	恩特		峡東	峡東林務環境事務所管内 路網基礎調査 ^注	林道 開設	事 業 採択前	5,819,000
5	恩特		峡東	川上牧丘線	林道 改良	緊急性	175,000
6	恩特		峡南	足馴峠線	林道 開設	緊急性	2,074,600
7	恩特		峡南	湯之奥猪之頭線	林道 改良	緊急性	60,500
8	恩特		峡南	峡南林務環境事務所管内 路網基礎調査 ^注	林道 開設	事 業 採択前	8,910,000
9	恩特		富士・ 東部	二ツ山 1 号支線	林道 開設	緊急性	367,400
小 計				—	—	—	29,531,800
10	一般	林道費	富士・ 東部	富士・東部林務環境事務所 管内路網基礎調査 ^注	林道 開設	事 業 採択前	10,340,000
合 計				—	—	—	39,871,800

注：林務環境事務所管内の県・民有林区域を対象として、既存の航空レーザ計測データ

を利用して、路網の現況調査及び路網基礎調査を行うことを目的とするものである。

【実施した監査手続】

県営林道事業調査業務費の事務事業の執行に係る財務監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 県営林道事業調査業務費の事務事業について、治山林道課から関連する資料を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けた上で、治山林道課からの事務事業の総括的説明を受けた。
- ② 県営林道事業調査業務費の事務事業について、中北林務環境事務所に現場往査し、外部監査人が必要と考える監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。
- ③ 上記①及び②の財務監査に併せて、当該事務事業の執行に関して、3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から業務監査を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.42. 保護事業交付金（県有林課）

【事業の概要】

恩賜林とは、明治44年3月11日に明治天皇より御料地の所有権を県に移管したものをいう。当時の面積にして164千haに及び、現在の県土の約1/3を占めている。県は恩賜林の管理のため、山梨県恩賜県有財産管理条例を定め、保護責任を所在する各市町村等に負わせるほか、恩賜林から発生する収益の分配について規定している。恩賜県有財産保護団体である各地域の自治体、保護組合、財産区により県有林の保護活動が行われている。

保護事業交付金事業は、恩賜県有財産保護団体に対して県有林の保護の代償として、県有林を伐採し売却した代金の一部を交付する事業である。保護団体への交付金は、売却代金に比例した事業割と保護面積に比例した面積割に分けて計算され、交付される。交付金は、土地の貸付料や立木の販売代金が財源となっており、一般会計の負担はない。

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜県有財産管理条例 第48条

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：12,486千円

決算額：8,949千円

木材の販売が不調に終わり予算未達となった。

【具体的な目標】

第4次県有林管理計画（令和3年4月1日～令和13年3月31日）において木材供給の推進として伐採量960,000m³を目標としており、当該事業も恩賜県有林の伐採を通じて寄与している。

【実施した監査手続】

- ・ 予算資料、事業内容説明資料の閲覧
- ・ 売却収入の調定、事業割交付金、面積割交付金の計算についてサンプリングによる確認
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.43. 部分林分収交付金（県有林課）

【事業の概要】

部分林分収交付金事業とは、恩賜県有林を保護団体に無償で貸し付け、保護団体が自己の負担で造林した木材の売却収入を保護団体に交付する事業である。木材の売却代金は、県に帰属し、これを財源としてあらかじめ定められた割合で保護団体に交付する。交付金は、売却代金が財源となっており、一般会計の負担はない。

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜県財産管理条例 第 34 条

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：84,143 千円

決算額：64,955 千円

【具体的な目標】

第 4 次県有林管理計画（令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）において木材供給の推進として伐採量 960,000 m³を目標としており、当該事業も部分林の伐採を通じて寄与している。

【実施した監査手続】

- ・ 予算資料、事業内容説明資料の閲覧
- ・ 木材の売却代金の調定、交付金の計算についてサンプリングによる確認
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.44. 土地利用条例交付金（森林政策課）

【事業の概要】

土地利用条例交付金事業は、山梨県恩賜県有財産土地利用条例に基づき、県の策定する長期開発計画事業に基づく事業により得られる賃借料等の収入額から所在市町村交付金と管理費を除いた額の 25% を恩賜県有財産について保護の責任を有する当該保護団体に交付する事業である。恩賜県有財産の土地を、民間事業者等に貸与し、得た賃料の一部を保護団体に交付している。

交付金の交付率を定めた覚書（昭和 48 年 1 月 31 日締結、山梨県知事と山梨県恩賜林保護組合連合会長）の冒頭には、「恩賜県有財産のもつ歴史的経緯と山梨県恩賜県有財産管理条例の精神を体し、今後における恩賜県有財産の高度利用を円滑に進めるため」に必要な交付金とされている。担当者へのヒアリングによると交付金が存在することにより、地元の利害関係者との安定した関係が継続する効果があるとのことであった。

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜県有財産土地利用条例（昭和 48 年 1 月 1 日）

覚書（昭和 48 年 1 月 31 日締結、山梨県知事と山梨県恩賜林保護組合連合会長）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：71,949 千円

決算額：68,021 千円

【具体的な目標】

条例に基づき適切に運用する。

【実施した監査手続】

- ・補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・交付金の計算についてサンプリングによる確認
- ・担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.45. 演習場交付金（森林政策課）

【事業の概要】

演習場交付金は、北富士演習場への県有地提供と地元関係者に対する交付金の交付を行う事業である。県は、富士北麓の県有地 23,959,542 m²を国に土地賃貸借契約又は使用許可により提供しており、国からの賃料の内、55.977%を地元関係者に交付している。地元関係者は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合他 9 の団体又は個人である。

令和 4 年度より特別加算を交付している。

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が策定した「恩賜林百年の森づくり基本計画」に基づく取組を県が進める施策を補完するものとして評価し、交付金の特別加算を行うものである。

【目的・法令根拠等】

- ・ 地方自治法第 232 条の 2 公益上必要な交付
- ・ 山梨県補助金等交付規則
- ・ 山梨県演習場交付金交付要綱
- ・ 山梨県演習場特別加算交付金交付要領

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：1,903,138 千円

決算額：1,903,136 千円

【具体的な目標】

北富士演習場と植樹用貸地・部分林等の地元利用の 2 つの土地利用関係を両立させると共に、北富士演習場の円滑な使用を図る。

【実施した監査手続】

- ・ 補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.46. 県有資産所在市町村交付金（森林政策課）

【事業の概要】

県有資産所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき県有財産を民間事業者等に貸与した際に発生する賃料の内、固定資産税に相当する額を県有財産が所在する市町村に交付するものである。主に恩賜県有財産の所在する県内 21 市町村に、固定資産税相当額を交付金として交付している。

【目的・法令根拠等】

国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年 4 月 24 日）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：263,446 千円

決算額：263,445 千円

【具体的な目標】

国有資産等所在市町村交付金法に基づき県内の各市町村に適切に交付金を交付する。

【実施した監査手続】

- ・申請書などの項に係る資料閲覧
- ・サンプリングによる土地の評価、交付金額算定の確認
- ・担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.47. 林業・木材産業改善資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

林業事業体へ能率的な技術導入や労働力確保等を積極的に助長するための貸付金である。

（出典：細事業説明書から抜粋・加筆）

貸付対象者や条件等は以下のとおりである。

貸付対象者	森林所有者、森林組合、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、きのこ生産者等
利率	無利子
貸付限度額	林業：個人 15,000 千円、会社 30,000 千円、団体 50,000 千円
償還（据置）期間	10 年以内（うち据置期間は 3 年以内）
申請時期	随時
債務保証	（独）農林漁業信用基金（※）の債務保証を受けることが条件

（※）農林漁業信用基金とは、林業者、木材産業者等が融資機関から事業資金を借り入れる際に、その借り入れに係る債務を保証して、資金の融通を図るために設立された独立行政法人。事業者が債務保証を受けるには、保証額に応じて農林漁業信用基金へ出資金と保証料の支払が必要になる。

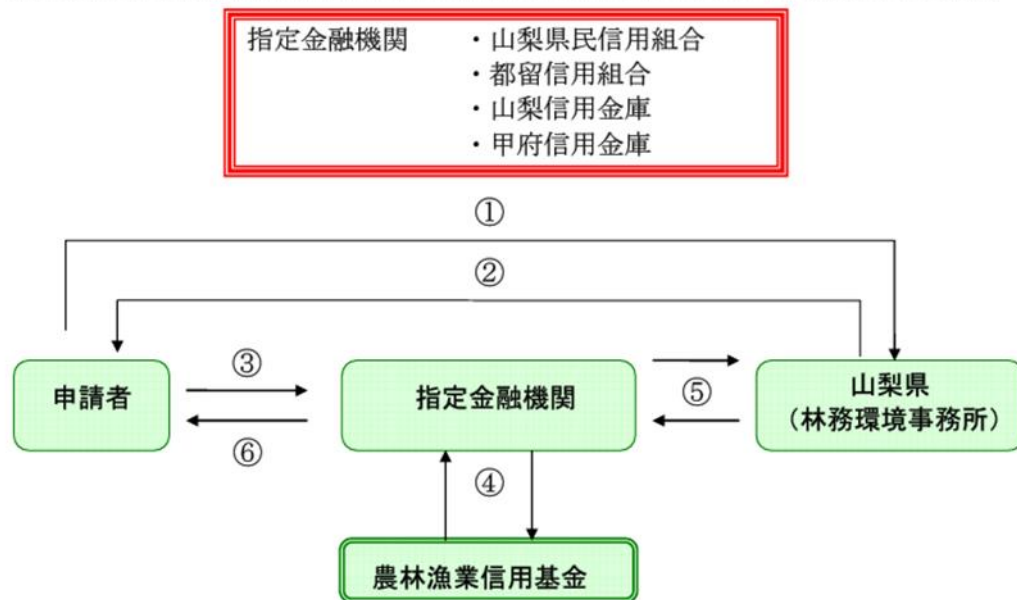
（出典：山梨県 HP 林業・木材産業改善資金リーフレットから引用）

なお、林業・木材産業改善資金貸付金は昭和 51 年から開始している制度である。従前は、県が直接事業者に対して貸付ける直貸方式であったが、平成 20 年より全ての貸付を転貸方式に移行しており、指定金融機関が事業者に対して貸付けを実行している。

（参考：現在の事業者が資金を借りるまでの流れ）

事業者が資金を借りる場合の申請から借受までの流れ

山梨県でご利用の場合は、県内の下記指定金融機関から貸付を受けて頂くことになります。



【農林漁業信用基金の債務保証が受けられる方のみ、貸付の対象になります】

- ① 申請者は、貸付資格認定申請書を最寄りの林務環境事務所へ提出します。
- ② 山梨県で申請書を審査し、問題がなければ貸付資格の認定をします。
(制度目的に適合しているかの認定であり、貸付の決定ではありません。)
- ③ 申請者は貸付資格認定書の写しを持って、指定金融機関へ借入の申込みを行います。
- ④ 指定金融機関では農林漁業信用基金へ申請者の債務保証について協議し、債務保証を受けます。
- ⑤ 山梨県から指定金融機関へ資金が交付されます。
- ⑥ 申請者は指定金融機関から資金を借り受けます。

(出典：山梨県 HP 林業・木材産業改善資金リーフレットから抜粋)

【目的・根拠法令等】

(目的)

生産効率の良い林業機械の購入などの設備投資に対して、円滑な資金の融通を行うことにより、県内林業及び木材産業の健全な発展を図ることを目的としている。

(必要性)

県土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止など、森林は県民生活を守る上で多面的な機能を発揮しており、林業・木材産業等の事業体はその機能を維持するという大きな役割を担っている。

しかしながら、林業・木材産業等の事業体の経営基盤は総じて小規模かつ脆弱な状態にあるため、効率的な施設・設備の導入に対して円滑な資金融通を行う必要がある。

(根拠法令等)

- ・林業・木材産業改善資金助成法
- ・山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則 等

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：71,000 千円

決算額：10,000 千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、貸付対象者に貸付を行うことで、林業事業体が高性能林業機械の導入や、新たな林業資産販売事業等を行い、経営基盤を強化し、もって雇用の安定・林業事業の活性化を図ることが目標となる。

(出典：細事業説明書から抜粋・加筆)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.51. 【意見事項】林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について

現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるため更なる対応を実施することを要望する。

(現状)

従前行われていた、直貸方式（県が直接事業者に対して貸付ける方式）で実行した林業・木材産業改善資金貸付金には現在滞納しているものが3件ある。滞納している貸付金であっても、ほとんどの貸付金は返済の目途が立つペースで回収されているが、1件のみ、貸付の未回収残高が比較的多額に残っており、返済ペースもごく少額で客観的に見て返済の目途が立っていないと考えられる貸付金がある。この貸付金についての状況は以下のとおりである。

- ・貸付先は株式会社である法人（以下、貸付先の株式会社を「A社」と表記する）。
- ・連帯保証人はいない。
- ・少額であるが定期的な返済は行われている。
- ・貸付の未回収残高は1,000万円を超えている（滞納違約金除く）。
- ・令和元年度～令和4年度の返済金額が今後続くとは仮定すると完済までは100年を超える期間を要することとなる。

この貸付金の回収において、県の担当者は、A社に対し毎月の入金状況の確認や毎年度の財政状態を把握するための資料（決算書等）の入手及びその内容の確認などは毎年度実施している。また、決算書等を用いて財政状態の検討を行っているが、現時点において、A社が滞納している貸付金の返済を行うための十分な資力があるとは言えない状況である。

（問題点及び改善策）

現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるため更なる対応を実施することを要望する。

例えば、債務者であるA社の毎年度の財政状態を把握するための資料（決算書等）に加えて、現状及び将来の資金繰り表（予算表）や将来事業計画の提供による返済（返済見込）額の確認等を行うなど、返済額増額の余地の有無について、追加確認を行うなどが考えられる。

また、契約上貸付先はA社であり、代表者は連帯保証人にもなっていないことから、代表者に対する、資力調査のための資料提出や貸付金返済の協力は、あくまで任意での協力対応とならざるを得ないが、回収が見込めない状況が続くものと認められるのであれば、貸付金の回収可能性を少しでも上げるためにも別経路での回収実績の向上を模索すべきものと思料する。

上記施策を検討・実施しても、回収可能性の向上が見込まれない場合、今後の事業の状況にもよるが、履行延期の特約（地方自治法施行令第 171 条の 6）の適用も検討するよう要望する

3.2.48. 木材産業等高度化推進資金貸付金

【事業の概要】

木材の生産又は流通を担う事業者がその事業の合理化を推進するのに必要な資金を、低利で円滑に融通することにより、県内木材産業の健全な発展を図るための貸付金である。

（出典：細事業説明書から抜粋・加筆）

貸付対象者	森林組合、森林組合連合会、森林所有者、素材生産業者、製材業者等
資金の種類	・素材生産等促進資金 ・新規需要創出資金 ・木材高度加工資金 ・林業経営高度化推進資金 ・伐採・造林一貫作業推進資金 ・木材安定供給資金
貸付限度額	資金の種類によって定められている 50,000 千円～300,000 千円（特認 150,000 千円～500,000 千円）
金利	資金の種類によって定められている 1.35～1.75% ※債務保証(80%以上)がある場合は-0.4%
償還期間	短期運転資金は1年以内、長期運転資金は5年以内

（出典：山梨県 HP 木材産業等高度化推進資金のページから抜粋）

【目的・根拠法令等】

（目的）

木材の生産又は流通を担う事業者が、その事業の合理化を推進するのに必要な資金を、低利で円滑に融通することにより、県内木材産業の健全な発展を図る。

（必要性）

本格的な利用期を迎えた人工林資源の有効活用による林業の成長産業化を実現するため、木材供給が円滑に実施される体制を構築する必要がある。

（根拠法令等）

- ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
- ・木材の安定供給の確保に関する特別措置法

- ・山梨県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱 等

また、森林のもつ多面的な機能を維持していくためには、林業のみならず木材産業の健全な発展が欠かせないため、木材産業事業体の経営の合理化・高度化を推進する本資金制度は必要である。

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：11,500 千円

決算額：11,500 千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、木材産業関係事業体に対して運転資金を円滑に融通することにより、当事業体の経営の合理化・高度化が推進され、県内木材産業の健全な発展及び木材の円滑な供給体制の構築が図られる効果を見込んでいる。

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.3. 出資法人の監査

3.3.1. 株式会社 清里の森管理公社

【出資法人の概要等】

・所在地

北杜市高根町清里 3545－1

・出資者

	出資者名	出資額（千円）	出資比率
1	山梨県	4,500	45%
2	念場ヶ原山保護財産区	3,000	30%
3	㈱清里の森管理公社	2,500	25%
		10,000	100%

・設立

昭和 60 年 4 月

・財政状態及び経営成績

貸 借 対 照 表
令和6年3月31日現在

(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
現金及び預金	27,370,508	18,143,003	9,227,505
売掛金	11,130	154,377	△ 143,247
商品	201,860	293,174	△ 91,314
貯蔵品	117,137	211,861	△ 94,724
未収入金	8,494,939	10,115,827	△ 1,620,888
仮払金	0	380	△ 380
前払費用	676,962	1,008,140	△ 331,178
貸倒引当金	△ 43,113	△ 54,703	11,590
【流 動 資 産】	36,829,423	29,872,059	6,957,364
建物	414,358	485,322	△ 70,964
建物付属設備	435,010	513,287	△ 78,277
構築物	1	1	0
美術品	700,000	700,000	0
車両運搬具	387,113	80,023	307,090
工具器具備品	1,447,182	1,831,114	△ 383,932
その他の有形固定資産	311,000	222,000	89,000
(有形固定資産)	(3,694,664)	(3,831,747)	(△ 137,083)
電話加入権	218,400	218,400	0
ソフトウェア	176,017	0	176,017
(無形固定資産)	(394,417)	(218,400)	(176,017)
長期前払費用	38,772	193,860	△ 155,088
保証金	620,000	620,000	0
退職給付引当預金	0	0	0
長期定期預金	6,001,376	6,001,342	34
長期未収入金	8,343,888	8,178,150	165,738
リサイクル預託金	35,870	25,370	10,500
貸倒引当金	△ 1,672,545	△ 1,671,550	△ 995
(投資その他の資産)	(13,367,361)	(13,347,172)	(20,189)
【固 定 資 産】	17,456,442	17,397,319	59,123
資 産 の 部 計	54,285,865	47,269,378	7,016,487
II 負債の部			
未払金	1,714,899	1,364,832	350,067
クレカ未払金	295,554	0	295,554
未払費用	992,127	807,394	184,733
前受収益	2,374,954	2,596,882	△ 221,928
仮受金	14,653,878	198,965	14,454,913
従業員預り金	1,052,280	701,949	350,331
未払消費税	2,041,300	1,426,300	615,000
未払法人税等	71,000	71,000	0
賞与引当金	2,688,000	2,300,000	388,000
【流 動 負 債】	25,883,992	9,467,322	16,416,670
退職給付引当金	7,560,870	16,683,660	△ 9,122,790
預り敷金	5,865,000	6,600,000	△ 735,000
【固 定 負 債】	13,425,870	23,283,660	△ 9,857,790
負 債 の 部 計	39,309,862	32,750,982	6,558,880
III 純資産の部			
【株 主 資 本】	14,976,003	14,518,396	457,607
〔資 本 金〕	10,000,000	10,000,000	0
〔利益剰余金〕	7,476,003	7,018,396	457,607
(その他利益剰余金)	(7,476,003)	(7,018,396)	(457,607)
別途積立金	6,000,000	6,000,000	0
繰越利益剰余金	1,476,003	1,018,396	457,607
(うち当期利益)	(457,607)	(△2,624,124)	(3,081,731)
〔自 己 株 式〕	△ 2,500,000	△ 2,500,000	0
純 資 産 の 部 計	14,976,003	14,518,396	457,607
負債及び純資産の部計	54,285,865	47,269,378	7,016,487

損 益 計 算 書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
テニス収入	1,789,517	1,674,955	114,562
パークゴルフ収入	2,218,319	2,200,600	17,719
売店売上	973,450	2,943,840	△ 1,970,390
工房収入	1,198,298	856,307	341,991
営業収入その他	4,741,315	4,382,185	359,130
共益費収入	44,942,335	44,974,024	△ 31,689
テナント関係収入	11,185,985	11,449,266	△ 263,281
別荘関係収入	34,884,528	36,618,113	△ 1,733,585
【売 上 高】	101,933,747	105,099,290	△ 3,165,543
期首棚卸高	293,174	409,877	△ 116,703
仕入高	974,568	2,159,943	△ 1,185,375
合計	1,267,742	2,569,820	△ 1,302,078
期末棚卸高	201,860	293,174	△ 91,314
【売 上 原 価】	1,065,882	2,276,646	△ 1,210,764
売 上 総 利 益	100,867,865	102,822,644	△ 1,954,779
給料手当	47,118,072	47,870,884	△ 752,812
法定福利費	7,825,186	7,781,394	43,792
福利厚生費	438,238	271,251	166,987
退職給付費用	782,470	614,190	168,280
賞与引当金繰入	5,560,634	△ 832,000	6,392,634
賞与引当金戻入	△ 5,172,634	0	△ 5,172,634
退職共済掛金	1,068,000	1,740,000	△ 672,000
広告宣伝費	626,401	1,049,856	△ 423,455
支払手数料	11,105,891	12,298,024	△ 1,192,133
寄付金	30,000	20,000	10,000
イベント費	1,709,407	2,216,839	△ 507,432
研修費	199,729	6,000	193,729
管理諸費	5,418,379	6,585,646	△ 1,167,267
貸倒引当金繰入	43,113	54,703	△ 11,590
諸会費	473,650	430,650	43,000
接待交際費	7,182	47,329	△ 40,147
旅費交通費	1,571,664	1,267,264	304,400
通信費	739,922	768,740	△ 28,818
事務消耗品費	271,881	252,589	19,292
消耗品費	1,127,376	1,198,204	△ 70,828
租税公課	239,600	272,600	△ 33,000
減価償却費	1,418,710	900,790	517,920
地代・家賃	5,680,409	5,264,507	415,902
修繕費	673,537	140,430	533,107
水道光熱費	5,296,954	10,520,093	△ 5,223,139
保険料	903,320	712,600	190,720
保守料	787,800	746,800	41,000
車両関係費	1,483,341	1,138,384	344,957
リース料	2,104,914	3,367,746	△ 1,262,832
会議費	61,835	10,600	51,235
印刷費	253,510	261,113	△ 7,603
新聞図書費	125,009	113,928	11,081
委託料	697,395	488,092	209,303
雑費	6,609	55,110	△ 48,501
【販売費及び一般管理費】	100,677,504	107,634,356	△ 6,956,852
営 業 利 益	190,361	△ 4,811,712	5,002,073
受取利息	546	621	△ 75
雑収入	599,231	2,221,885	△ 1,622,654
【営 業 外 収 益】	599,777	2,222,506	△ 1,622,729
雑損失	39,147	22,444	16,703
【営 業 外 費 用】	39,147	22,444	16,703
経 常 利 益	750,991	△ 2,611,650	3,362,641
貸倒引当金戻入	1,726,253	1,730,169	△ 3,916
【特 別 利 益】	1,726,253	1,730,169	△ 3,916
特別損失	0	0	0
固定資産除却損	41,547	6	41,541
貸倒引当金繰入	1,672,545	1,671,550	995
前期損益修正損	234,465	0	234,465
【特 別 損 失】	1,948,557	1,671,556	277,001
税引前当期純利益	528,687	△ 2,553,037	3,081,724
法人税等及事業税	71,080	71,087	△ 7
当 期 純 利 益	457,607	△ 2,624,124	3,081,731

山梨県の出資法人である「(株)清里の森管理公社」(以下「公社」とする。)は、山梨県が県有林高度活用事業のひとつとして設置した保健休養施設「清里の森」について、県との管理運営委託契約及び別荘借地人との一般管理契約等に基づき、別荘地区、センター施設地区を合わせた清里の森全体の管理運営にかかる業務を実施している。具体的には下記のとおり施設の維持管理及び運営を実施している。

1. 別荘地管理運営等業務

別荘地内の道路及び付帯施設等の維持管理、道路・歩道の除雪、ごみの処理、防犯等のための巡回パトロール、緑地管理等

2. 収益施設管理運営等業務

テニスコート、パークゴルフ場、ディスクゴルフ場、売店及び食堂の管理運営、テナント賃貸、別荘入居者への個別サービス、別荘仲介業務等

3. 文化振興施設管理運営等業務

森の音楽堂、森の工房等文化振興施設の管理運営、センター施設地区内の道路及び付帯施設等の維持管理、道路・歩道の除雪、芝生広場などの緑地管理等

分譲開始より別荘地運営について独立採算制を確立するために株式会社という形で公社を設立し、県が直接管理委託をするスキームにしたものと考えられる。なお他の公園のような公共施設に多く見られる指定管理制度は、分譲開始当時は存在していなかった。

【実施した監査手続】

所管する県の林政部県有林課及び(株)清里の森管理公社より法人の概要をヒアリングし、現地に往査して視察を行い業務の実施状況を確認する他、関連する書類の閲覧や質問を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.52. 【意見事項】経済情勢等に基づく共益費の見直しについて

共益費は経済情勢等に応じて定期的に見直すべきである。

(現状)

公社が別荘借地人から受け取る共益費は、昭和 60 年代の分譲当初より、全ての借地人との契約において 1 m²当たり 45 円／年が据え置きとなっている。共益費は共用部分の管理コストであるから、物価水準の変動や近隣別荘地等の実情も踏まえ、現状に即した価格に改変すべき性質のものと思われる。

(問題点及び改善策)

少なくとも借地人との契約においても見直しをする旨を織り込むべきであると考え。撤退リスクも踏まえ慎重な判断は必要であるが、厳しい経営状況が続く現状において、一営利企業としてはコストを回収できるための価格設定で交渉を続けていくことが経済合理性のある行動である。

No.53. 【意見事項】取締役会の承認決議について

公社において、山梨県との重要な取引については取締役会の承認を経ることが望ましい。

(現状)

公社の代表取締役は非常勤であり県の林政部の職員が兼任している。このため県との受託業務契約等の重要な取引は、公社に不利な条件となるリスクをはらんでいる。令和 3 年度に締結した今後 3 年間の管理契約は受託手数料が 0 円の契約であるが、取締役会における決議がされていない。

(問題点及び改善策)

特に公社は山梨県以外に外部の出資者がいる株式会社である以上、会社への損害を防止するため、取締役会の決議を経た方が望ましいと考える。

No.54. 【意見事項】貸倒引当金の計上について

未収の共益費債権の貸倒引当金について、債権の回収可能性を検討した上で会計基準に従い、より実態に即した会計処理をすることが望ましい。

（現状）

滞留のある共益費債権については、督促により連絡が付く債務者と長期滞留による強制退去に至っている債務者を分類し、前者には税務上の繰入率（6/1000）を適用し、後者は債権額の50%を引当計上している。前者の中には、共益費債権が5年近く滞留している先も複数ある。

（問題点及び改善策）

長期滞留債権については、金融商品会計基準における「貸倒懸念債権」の「債務の弁済がおおむね1年以上延滞している」（金融商品会計基準27項（2）、金融商品実務指針112項）に該当するものと思われる。

貸倒懸念債権は債務者の支払能力を総合的に判断することになる。一般事業会社では簡便的に50%を引き当てることが実務上の処理とされるが、いずれにしても税務上の繰入率で一般債権と同様の処理とするのは引当が過少である。

また後者の債務者は、県が滞納土地使用料や建物収去費用について債務名義を取り執行手続中であり、県の回収状況を判断する限り、共益費債権の回収可能額は限りなく0に近いものと考えられる。現状は貸倒懸念債権として50%引当評価としているが、債権の回収可能性を踏まえたより保守的な処理が会計理論上より適切と考える。

No.55. 【意見事項】役員報酬と給与手当の別段表記について

外部に公表している決算書上、役員報酬は従業員の給与手当と別段表記すべきものとする。

(現状)

公社は令和5年度の出資法人経営評価結果の公表資料における決算資料（損益計算書）において、役員報酬を給与手当に含めて表示している。なお同公表資料においては役員報酬と給与手当をそれぞれの科目で別段表記している法人が大半である。

(問題点及び改善策)

中小企業庁公表の「中小企業要領」における販売費及び一般管理費の明細の様式でも、役員報酬は別段表記されている。役員報酬は委任契約に基づくもので雇用契約に基づく従業員給与とは異なる性質のものである。

県出資法人である以上、県民に対してマネジメントに関する負担を積極的に開示する観点でも、両者を別段表記することが望ましいと考える。

No.56. 【意見事項】支配比率に基づくカテゴリーについて

出資法人経営評価において、自己株式の割合を排除した支配比率により法人のカテゴリー分けをすることが望ましい。

(現状)

公社の発行済株式200株のうち県の所有株式は90株であり、その比率は45%（90株/200株）である。また発行済株式のうち50株は、平成17年に買い戻しを行った自己株式である。自己株式は出資の払い戻しであるため、県の実質的な出資比率は60%（90株/150株）となる。

(問題点及び対応策)

山梨県のウェブサイト上で公表される令和5年度出資法人経営評価結果の概要において、公社は出資比率「25～50%未満」のカテゴリーに含まれているが、上記のとおりここでの出資比率は県の影響力を示すものであるから、県の実質的な支配比率で判定し、「50%以上」のカテゴリーとするべきものとする。

3.3.2. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

【出資法人の概要等】

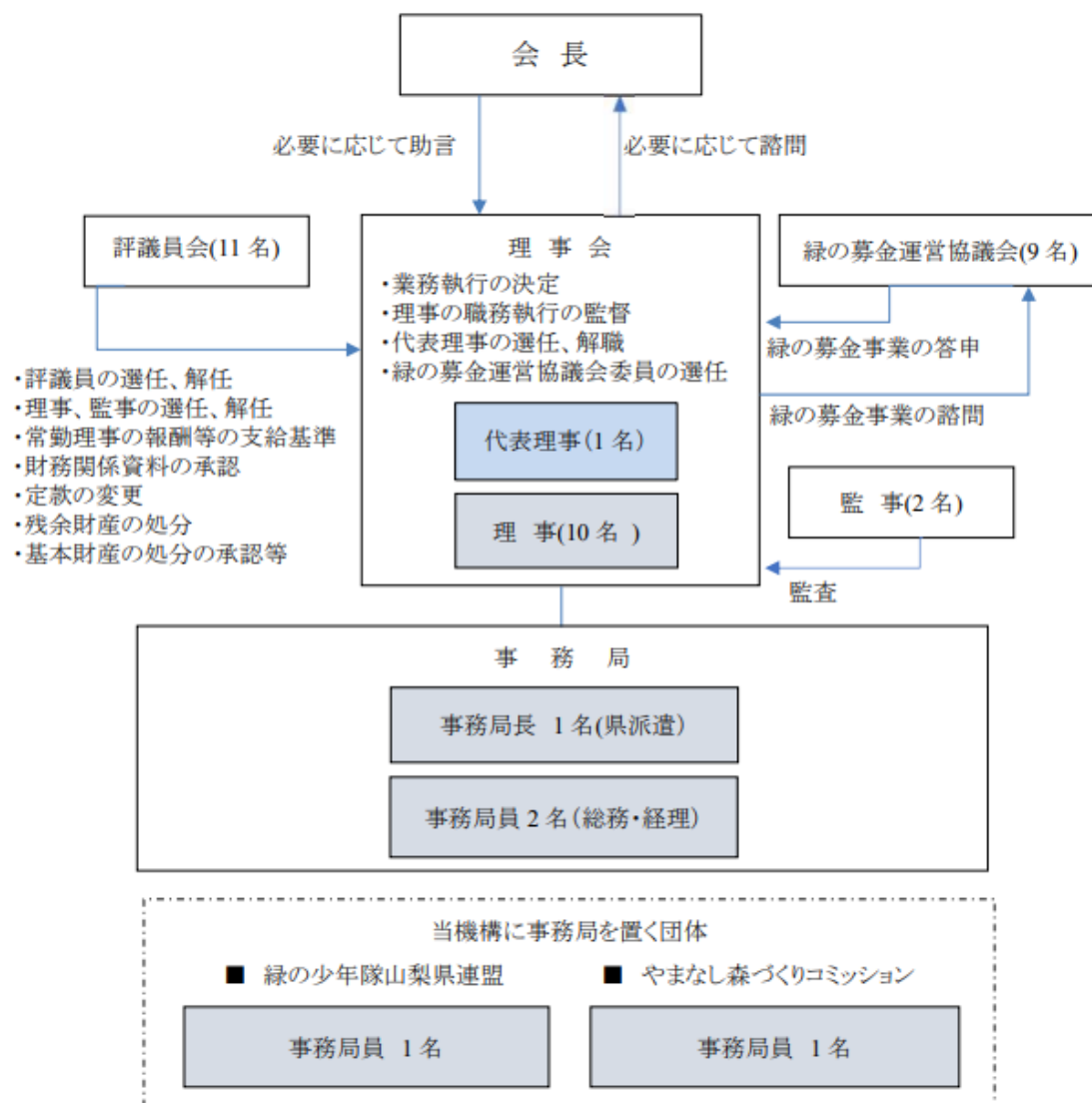
(1) 出資法人の概要

法人名	公益財団法人山梨県緑化推進機構 (以下「緑化推進機構」という。)			
所在地	山梨県甲府市丸の内 1-5-4			
設立年月日	平成 2 年 1 月 31 日	代表者	代表理事 鷹野裕司	
出捐金	400,006 千円	県出捐額	300,000 千円	
主な出捐者	出捐順位	出捐団体名等	出捐額	出捐比率
	1	山梨県	300,000 千円	75%
	2	山梨県町村会	55,457 千円	14%
	3	甲府市	19,975 千円	5%
		その他	24,574 千円	6%
設立目的	緑化推進機構は、緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する緑の募金（以下「緑の募金」という。）を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与することを目的とする。			
設立の経緯	平成 2 年 1 月 31 日 （財）山梨県みどりの基金として設立。 平成 7 年 6 月 1 日 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の施行に伴い「(財) 山梨県緑化推進機構」に改称。 平成 23 年 1 月 4 日 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、公益財団法人に移行。			
事業内容	緑化推進機構は、上記の設立目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業 (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業			

	(3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業 (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業 (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業																																																
基本財産 (令和6年3月31日時点)	投資有価証券 1,084,148 千円 普通預金 1,097 千円 計 1,085,246 千円 < 内訳 > (単位：千円) <table> <tr> <th>銘柄</th><th>金額</th></tr> <tr><td>第4回 東京電力パワーグリッド社債</td><td>100,109</td></tr> <tr><td>第6回 東京電力パワーグリッド社債</td><td>20,120</td></tr> <tr><td>第120回 利付国債</td><td>99,807</td></tr> <tr><td>第120回 利付国債</td><td>10,187</td></tr> <tr><td>第129回 利付国債</td><td>99,944</td></tr> <tr><td>第164回 日本高速道路機構債</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>第139回 利付国債</td><td>29,893</td></tr> <tr><td>第95回 日本高速道路機構債</td><td>99,890</td></tr> <tr><td>第174回 日本高速道路機構債</td><td>99,907</td></tr> <tr><td>第9回 利付国債</td><td>99,526</td></tr> <tr><td>第148回 利付国債</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>第150回 利付国債</td><td>10,033</td></tr> <tr><td>第27-5回 京都府債20年</td><td>100,375</td></tr> <tr><td>ソフトバンクグループ無担保社債</td><td>5,016</td></tr> <tr><td>ノムラグローバルファイナンス仕組債</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>第40回 東京電力パワーグリッド社債</td><td>94,489</td></tr> <tr><td>第25回 みずほフィナンシャルグループ劣後社債</td><td>4,845</td></tr> <tr><td>投資有価証券 計</td><td>1,084,148</td></tr> <tr> <th>銀行名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>(株)山梨中央銀行 県庁支店</td><td>1,097</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>普通預金 計</td><td>1,097</td></tr> <tr><td>基本財産 計</td><td>1,085,246</td></tr> </table> (出典：令和5年度緑化推進機構事業報告書)	銘柄	金額	第4回 東京電力パワーグリッド社債	100,109	第6回 東京電力パワーグリッド社債	20,120	第120回 利付国債	99,807	第120回 利付国債	10,187	第129回 利付国債	99,944	第164回 日本高速道路機構債	100,000	第139回 利付国債	29,893	第95回 日本高速道路機構債	99,890	第174回 日本高速道路機構債	99,907	第9回 利付国債	99,526	第148回 利付国債	10,000	第150回 利付国債	10,033	第27-5回 京都府債20年	100,375	ソフトバンクグループ無担保社債	5,016	ノムラグローバルファイナンス仕組債	100,000	第40回 東京電力パワーグリッド社債	94,489	第25回 みずほフィナンシャルグループ劣後社債	4,845	投資有価証券 計	1,084,148	銀行名	金額	(株)山梨中央銀行 県庁支店	1,097			普通預金 計	1,097	基本財産 計	1,085,246
銘柄	金額																																																
第4回 東京電力パワーグリッド社債	100,109																																																
第6回 東京電力パワーグリッド社債	20,120																																																
第120回 利付国債	99,807																																																
第120回 利付国債	10,187																																																
第129回 利付国債	99,944																																																
第164回 日本高速道路機構債	100,000																																																
第139回 利付国債	29,893																																																
第95回 日本高速道路機構債	99,890																																																
第174回 日本高速道路機構債	99,907																																																
第9回 利付国債	99,526																																																
第148回 利付国債	10,000																																																
第150回 利付国債	10,033																																																
第27-5回 京都府債20年	100,375																																																
ソフトバンクグループ無担保社債	5,016																																																
ノムラグローバルファイナンス仕組債	100,000																																																
第40回 東京電力パワーグリッド社債	94,489																																																
第25回 みずほフィナンシャルグループ劣後社債	4,845																																																
投資有価証券 計	1,084,148																																																
銀行名	金額																																																
(株)山梨中央銀行 県庁支店	1,097																																																
普通預金 計	1,097																																																
基本財産 計	1,085,246																																																

(2) 出資法人の組織の状況

①組織図



※()は、令和6年4月現在の選任数

②役員等の状況

各年度4月1日現在 (単位：人)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	1		1	1		1	1		1
	非常勤	10	1	2	10	1	2	10	1	2
監事	常勤	0			0			0		
	非常勤	2	1		2	1		2	1	
評議員	常勤	0			0			0		
	非常勤	11	1	2	10	1	2	11	1	3

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸 借 対 照 表	流動資産	50,632	54,506	53,734
	固定資産	1,098,868	1,098,687	1,099,820
	(うち基本財産)	1,085,302	1,085,087	1,085,246
	資産合計	1,149,500	1,153,194	1,153,555
	流動負債	2,586	1,159	1,016
	固定負債	-	-	1,080
	負債合計	2,586	1,159	2,096
	指定正味財産	1,083,815	1,083,815	1,084,041
	一般正味財産	63,098	68,220	67,416
	正味財産合計	1,146,913	1,152,035	1,151,458
	負債及び正味財産合計	1,149,500	1,153,194	1,153,555

(出典：各年度の緑化推進機構事業報告書)

(単位：千円)

	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正 味 財 産 増 減 計 算 書	一般正味財産増減の部	-	-	-
	経常収益	70,150	74,697	69,938
	経常費用	68,179	69,575	70,742
	当期経常増減額	1,971	5,121	△ 803
	経常外収益	-	-	-
	経常外費用	-	-	-
	当期経常外増減額	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	1,971	5,121	△ 803
	一般正味財産期首残高	61,127	63,098	68,220
	一般正味財産期末残高	63,098	68,220	67,416
	指定正味財産増減の部	-	-	-
	基本財産評価損益等	-	-	226
	基本財産運用益	-	-	0
	一般正味財産への振替額	-	-	-
	当期指定正味財産増減額	-	-	226
	指定正味財産期首残高	1,083,815	1,083,815	1,083,815
	指定正味財産期末残高	1,083,815	1,083,815	1,084,041

(出典：各年度の緑化推進機構事業報告書)

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 残高証明書等との突合

【指摘事項又は意見事項】

No.57. 【意見事項】固定資産の管理について

固定資産に関して、個別に管理規程等を整備し、年度末に実施している実査については、実施したことの証跡を残し、遊休化しているものがあった場合には、適宜、廃棄処分する必要があるものと考えられる。

(現状)

固定資産に関しては、「公益財団法人山梨県緑化推進機構会計処理規程」の第 6 章に固定資産の範囲、取得価額、固定資産台帳、減価償却に関する記載はあるものの、基本財産、特定財産以外の固定財産については個別の管理規程等はなく、年度末において固定資産の実査は行っているが、その証跡は残していないとのことであった。

また、固定資産台帳は、市販のパッケージソフトを使用して作成している。当該固定資産台帳をもとに固定資産の実査を行ったところ、1 件の遊休資産（ノートパソコン）があることを確認した。

(問題点及び改善策)

基本財産、特定資産以外の「その他固定資産」については、金額も 3,493 千円（令和 5 年度末）、件数も約 20 件程度と、重要性は乏しいと思われるが、個別に管理規程等を整備し、それに基づき、年度末に固定資産の実査を実施し、実査の結果を固定資産台帳に残し、実査の結果、遊休資産等があった場合は適宜、廃棄処分を行う等の対処が必要になると考えられる。

V. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。